

令和 3 年度

藤枝市の福祉



Fujieda City

こども☆みらい☆輝くまち
For the future, For the children

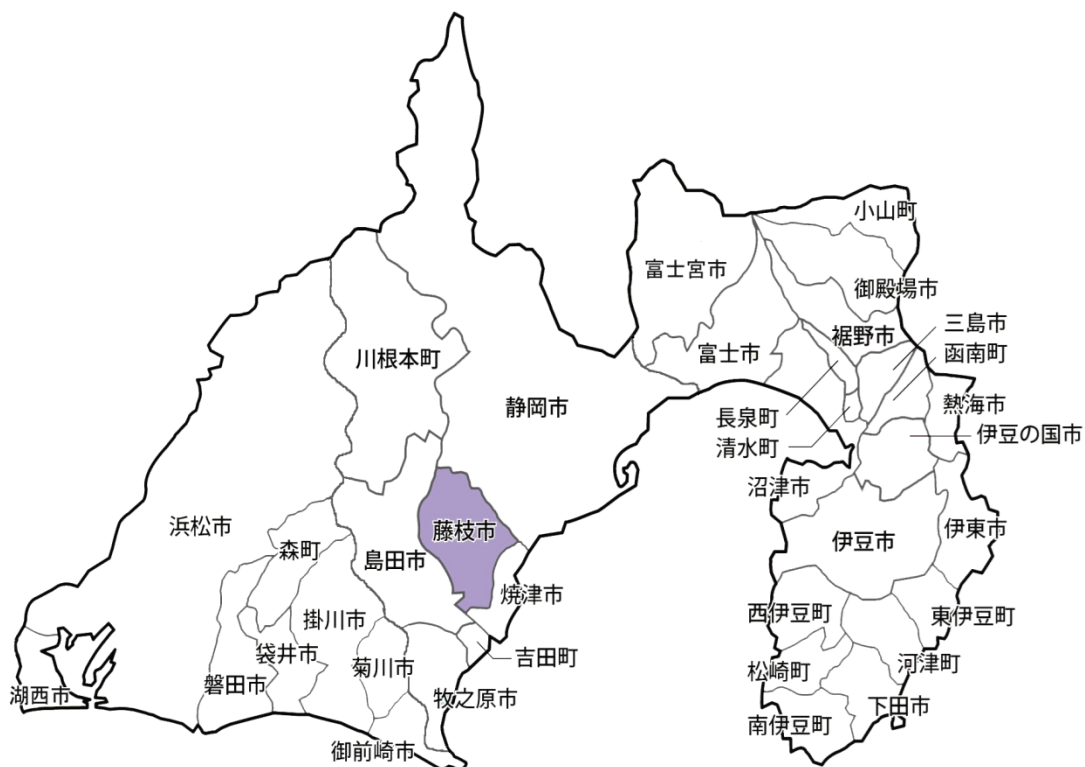
**藤枝市健康福祉部
(藤枝市福祉事務所)**

1 藤枝市の沿革と概要	1
(1)位置・地勢 (2)市域の変遷 (3)人口と世帯数 (4) 地区別人口・世帯数及び高齢化率 (5)人口ピラミッド (6) 年齢別 (3 区分) 人口構成	
2 機構・事務分掌図	3
3 令和3年度藤枝市当初予算（一般会計）	6
4 民生・児童委員	7
(1)民生・児童委員の問題別相談指導件数の推移 (2)民生・児童委員協議会組織図 (3)協力員の配置状況	
5 生活福祉	8
(1)生活保護 (2)自立生活支援	
6 身体障害者福祉	13
(1)年齢別・等級別手帳交付状況 (2)身体障害者サービス利用状況 (3)手話教室 (4)手話通訳者・要約筆記通訳者の派遣	
7 知的障害者福祉	17
(1)年齢別・等級別手帳交付状況 (2)障害児（者）ライフサポート事業	
8 精神障害者福祉	18
(1)等級別手帳交付状況 (2)精神障害者サービス利用状況 (3)精神保健福祉講座 (4)精神保健福祉ネットワーク会議	
9 障害者福祉全般	20
(1)障害福祉サービス (2)高額障害福祉サービス費給付 (3)相談支援事業 (4)地域生活支援事業 (5)福祉施設利用者の一般就労移行促進 (6)障害者優先調達推進事業 (7)藤枝市地域自立支援協議会 (8)特別障害者手当等制度 (9)重度障害者医療費助成制度	
10 老人福祉	28
(1)はつらつシニア生きがい支援事業 (2)老人福祉センター事業 (3)老人福祉施設入所措置事業 (4)老人クラブ補助事業 (5)集会所設置費補助事業（簡易老人憩いの家備品購入） (6)老人ホーム施設管理運営事業 (7)介護・福祉ぷらん 21 推進事業	
11 介護保険	34
(1)被保険者の状況 (2)保険料等の状況 (3)要介護（要支援）認定状況 (4)居宅介護（介護予防）サービス (5)地域密着型（介護予防）サービス (6)施設介護サービス (7)介護給付適正化事業 (8)介護・福祉ぷらん 21 推進協議会 (9)地域支援事業	
12 児童福祉	52
(1)保育所 (2)幼稚園 (3)認定こども園 (4)地域型保育事業 (5)家庭児童相談 (6)発達支援事業 (7) 障害児（児童）通所支援事業 (8)障害児相談支援 (9)高額障害児通所給付 (10)児童手当制度 (11)子育て支援事業 (12)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） (13)こども医療費助成制度 (14)未熟児養育医療費助成 (15)こども食堂実施支援事業	
13 ひとり親家庭等福祉	75
(1)児童扶養手当制度 (2)母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付状況 (3)静岡県育英会奨学金貸付状況 (4)母子家庭等医療費助成制度 (5)母子家庭等援助事業 (6)母子家庭自立支援給付金事業 (7)母子生活支援施設入所措置事業	
14 戦傷病者・戦没者遺族等の援護	79
(1)遺家族等援護事業 (2)戦傷病者・戦没者遺族等の援護	
15 その他の福祉活動	81
(1)福祉センター事業 (2)社会福祉法人指導監督事業 (3)社会福祉法人、介護保険事業所及び家庭的保育事業等の指導監査 (4)日本赤十字社藤枝地区事業 (5)血液事業啓発・促進事業 (6)災害見舞金交付事業 (7)高齢者活躍のまちづくり推進事業	
16 藤枝市社会福祉協議会	84
17 本冊における用語の解説	92
18 社会福祉関係施設一覧表	93

1 藤枝市の沿革と概要

(1) 位置・地勢

位 置	東 経	138° 15' 39"
	北 緯	34° 51' 51"
面 積		194.03km ²
広 ばう	東 西	16.3km
	南 北	22.2km
標 高		22.65m



(2) 市域の変遷

昭和 29 年 3 月 31 日	市制施行 「藤枝市」設置 藤枝町、青島町、稲葉村、葉梨村、高洲村、大洲村が合併 瀬戸谷村を編入
昭和 30 年 2 月 25 日	
昭和 32 年 4 月 1 日	広幡村を編入（一部地域を除く）
平成 21 年 1 月 1 日	岡部町を編入

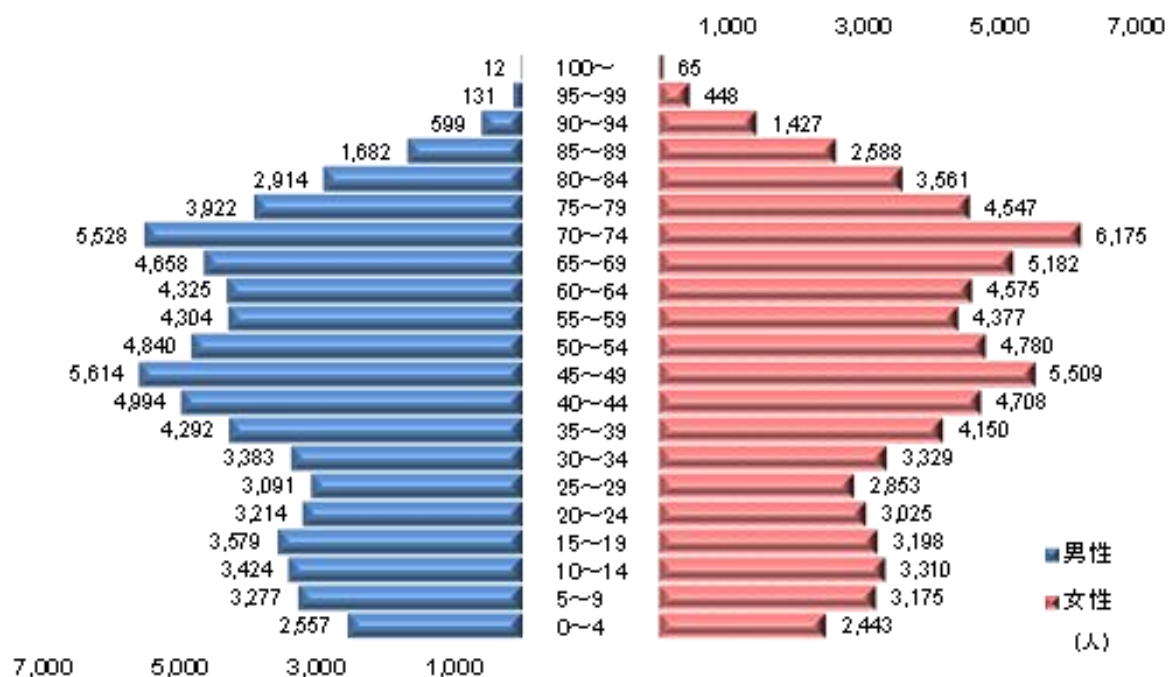
(3) 人口と世帯数（令和 3 年 3 月 31 日現在：住民基本台帳）

人 口	143,765 人
世帯数	58,867 世帯

(4) 地区別人口・世帯数及び高齢化率（令和3年3月31日現在：住民基本台帳）

地区	総人口(人)			世帯数 (戸)	65才以上人口(高齢化率)						75才以上人口(後期高齢化率)					
	男	女	計		男		女		計		男		女		計	
					人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
瀬戸谷	1,023	1,068	2,091	865	423	41.35	491	45.97	914	43.71	195	19.06	290	27.15	485	23.19
稲 葉	1,457	1,481	2,938	1,150	458	31.43	526	35.52	984	33.49	202	13.86	293	19.78	495	16.85
葉 梨	6,525	6,664	13,189	5,129	1,789	27.42	2,082	31.24	3,871	29.35	756	11.59	1,004	15.07	1,760	13.34
広 幡	4,375	4,396	8,771	3,361	1,125	25.71	1,379	31.37	2,504	28.55	512	11.70	693	15.76	1,205	13.74
西益津	4,397	4,624	9,021	3,771	1,439	32.73	1,705	36.87	3,144	34.85	760	17.28	878	18.99	1,638	18.16
藤 枝	10,033	10,738	20,771	8,774	3,121	31.11	3,954	36.82	7,075	34.06	1,564	15.59	2,231	20.78	3,795	18.27
青 島	20,642	21,826	42,468	17,875	4,972	24.09	6,416	29.40	11,388	26.82	2,386	11.56	3,399	15.57	5,785	13.62
高 洲	12,286	12,658	24,944	10,175	2,981	24.26	3,626	28.65	6,607	26.49	1,440	11.72	1,841	14.54	3,281	13.15
大 洲	4,357	4,481	8,838	3,436	1,258	28.87	1,571	35.06	2,829	32.01	568	13.04	788	17.59	1,356	15.34
岡 部	5,245	5,489	10,734	4,331	1,880	35.84	2,243	40.86	4,123	38.41	877	16.72	1,219	22.21	2,096	19.53
計	70,340	73,425	143,765	58,867	19,446	27.65	23,993	32.68	43,439	30.22	9,260	13.16	12,636	17.21	21,896	15.23

(5) 人口ピラミッド（令和3年3月31日現在：住民基本台帳）

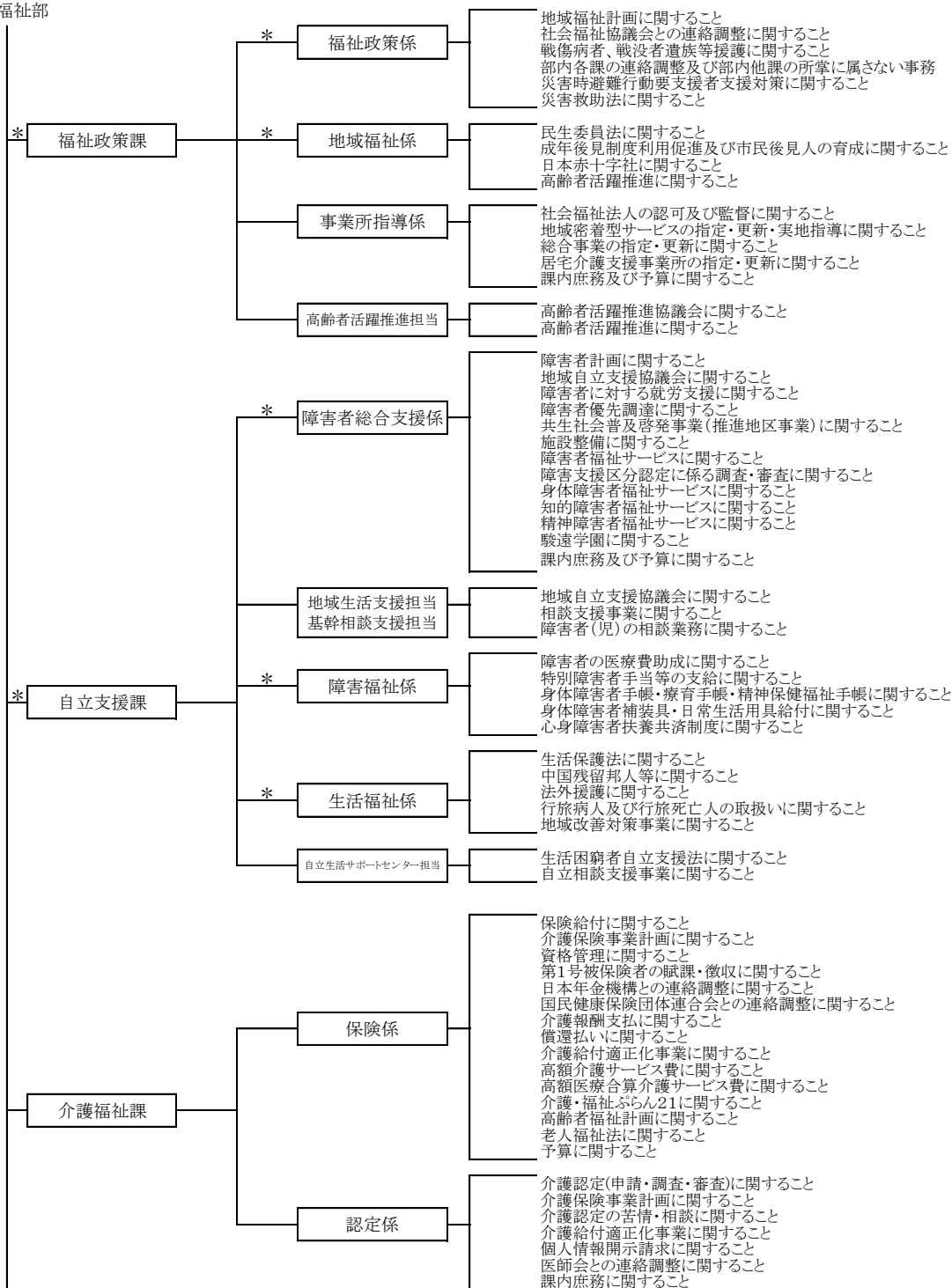


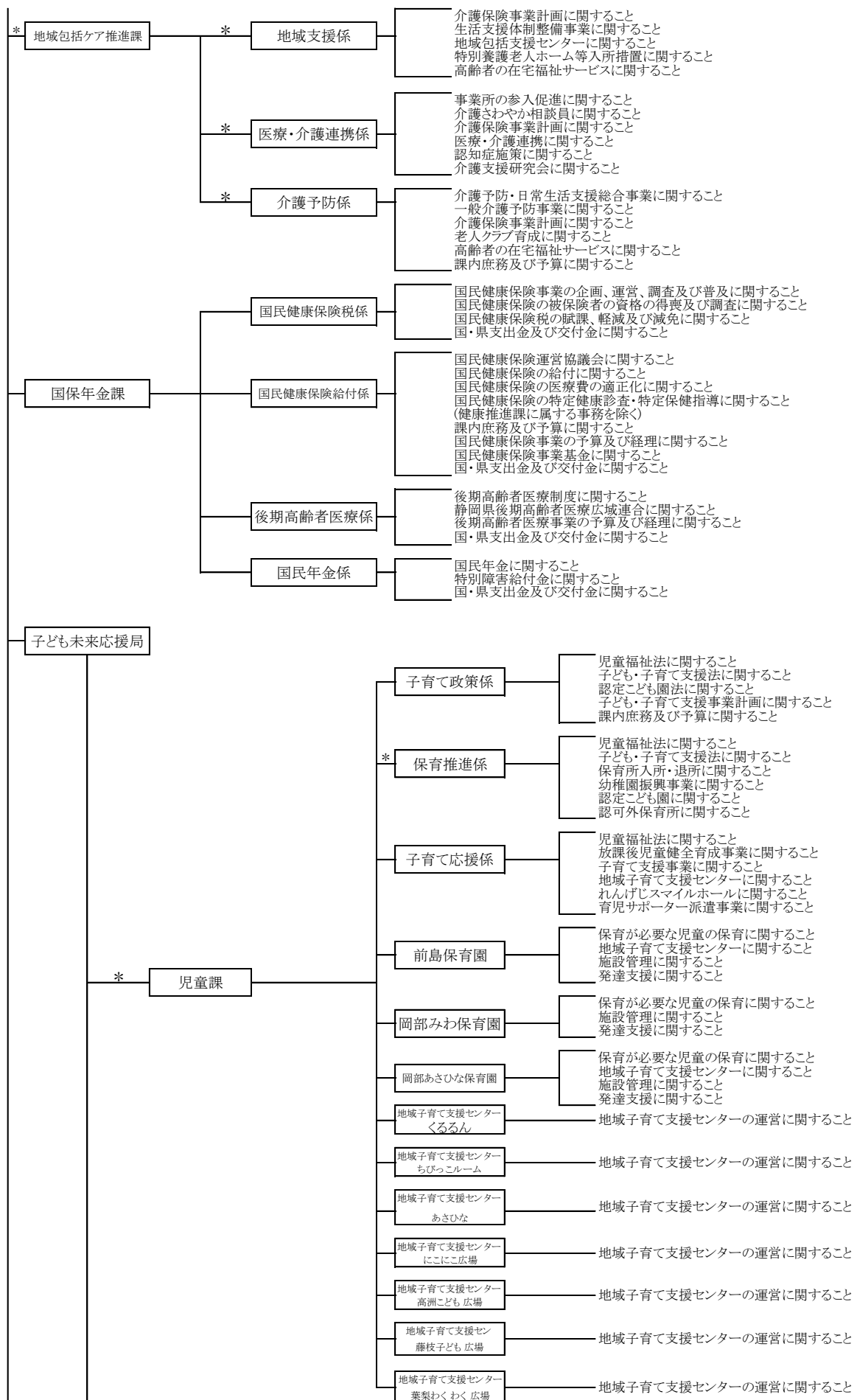
(6) 年齢別（3区分）人口構成（令和3年3月31日現在：住民基本台帳）

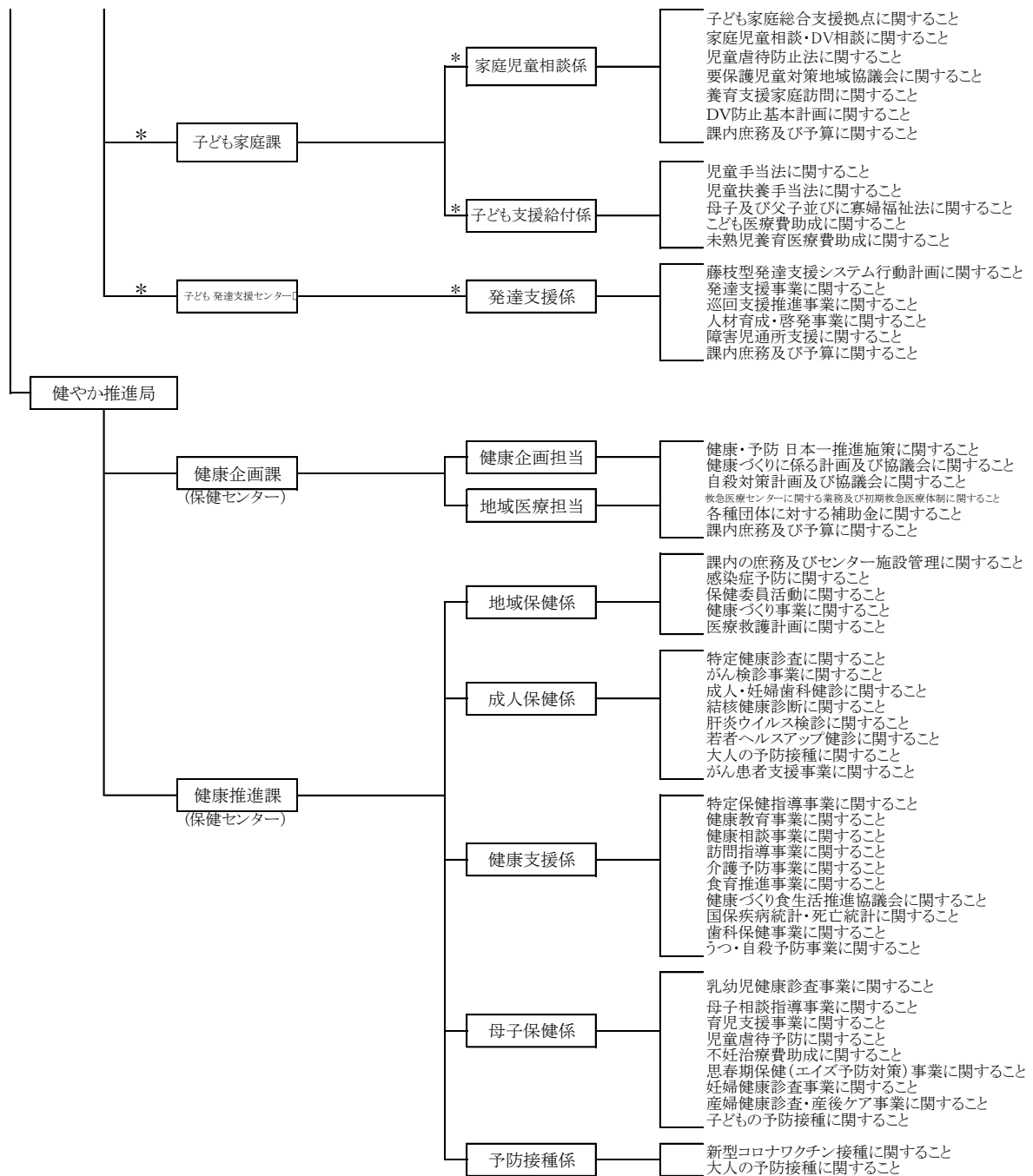
	人口(人)			構成比 (%)
	男	女	合計	
年少人口	9,258	8,928	18,186	12.7
生産年齢人口	41,636	40,504	82,140	57.1
高齢者人口	19,446	23,993	43,439	30.2
合計	70,340	73,425	143,765	100.0

2 機構・事務分掌図（令和3年4月1日現在）＊印は福祉事務所

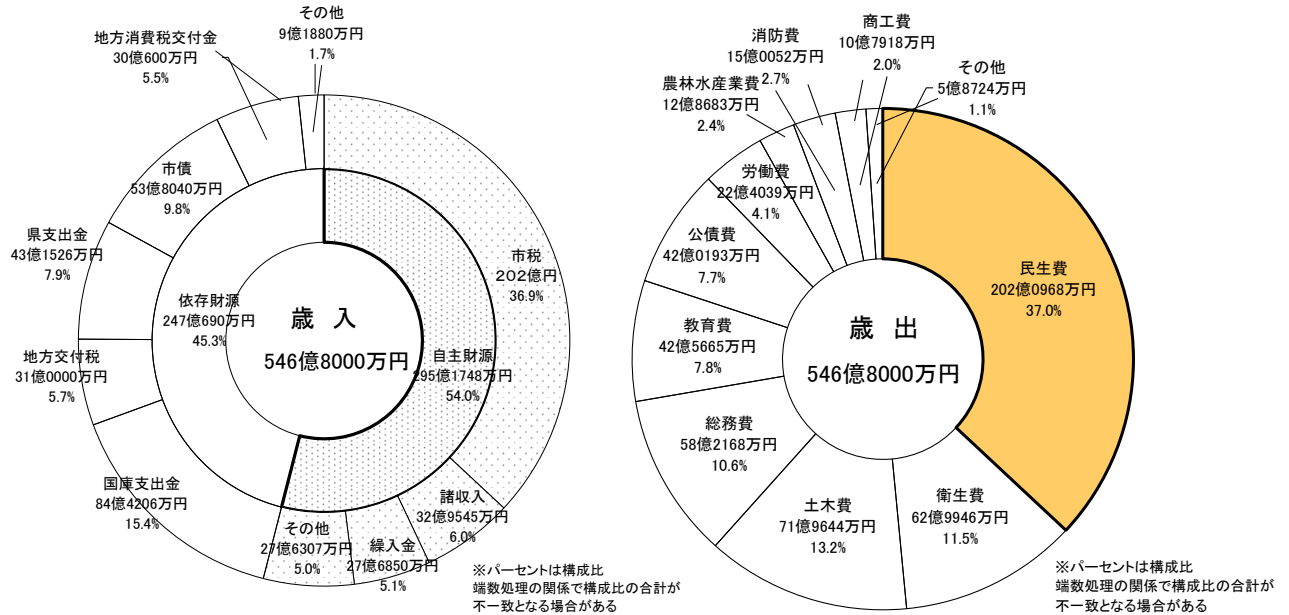
健康福祉部







3 令和3年度藤枝市当初予算(一般会計)



◆民生費の内訳

(単位: 千円)

	令和3年度当初予算			令和2年度当初予算
	予算額	構成比	前年比	
民生費	20,209,680	100.0	103.0	19,622,850
社会福祉費	3,875,267	19.2	104.9	3,693,630
社会福祉総務費	453,482	2.2	99.6	455,180
身体障害者福祉費	98,210	0.5	99.3	98,860
知的障害者福祉費	3,500	0.0	25.1	13,919
精神障害者福祉費	1,120	0.0	87.5	1,280
遺家族等援護費	1,619	0.0	115.7	1,399
国民年金費	34,000	0.2	110.4	30,800
国民健康保険費	1,009,345	5.0	108.9	926,600
障害者自立支援費	2,236,441	11.1	104.7	2,136,132
生活困窮者自立支援費	37,550	0.2	127.5	29,460
老人福祉費	2,839,032	14.0	117.1	2,424,703
老人福祉総務費	672,527	3.3	162.0	415,256
老人ホーム施設費	228,000	1.1	176.4	129,265
介護保険費	1,938,505	9.6	103.1	1,880,182
児童福祉費	9,784,293	48.4	99.0	9,885,624
児童福祉総務費	370,717	1.8	103.9	356,879
子ども・子育て推進費	5,523,369	27.3	98.0	5,633,258
児童支援費	3,381,470	16.7	99.0	3,414,510
母子福祉費	16,850	0.1	99.3	16,970
保育所費	440,045	2.2	105.7	416,473
こども家庭相談費	51,842	0.3	109.1	47,534
生活保護費	901,572	4.5	105.8	851,815
生活保護総務費	70,572	0.3	99.7	70,815
扶助費	831,000	4.1	106.4	781,000
医療福祉費	2,809,016	13.9	101.5	2,766,578
重度心身障害者医療助成費	261,500	1.3	99.9	261,800
ひとり親家庭等医療助成費	41,800	0.2	102.5	40,800
精神障害者医療助成費	44,000	0.2	100.0	44,000
こども医療助成費	686,280	3.4	100.0	686,260
老人保健費	1,761,376	8.7	102.4	1,719,658
未熟児養育医療助成費	14,060	0.1	100.0	14,060
災害救助費	500	0.0	100.0	500
災害救助費	500	0.0	100.0	500

4 民生・児童委員【民生委員法、児童福祉法 § 16】

民生・児童委員（民生委員は児童委員を兼ねる）は3年の任期内、それぞれの地域で、地域住民の生活状態を把握し、援助を必要とする者の相談に応じ、福祉サービス等の情報の提供や援助を行うとともに、行政機関の業務に協力しています。また、登下校時の児童の見守りなども行っています。市内各地区に法定地区民児協があり、その集まりとして任意の団体である市民生委員・児童委員協議会（民児協）が組織されています。また、令和元年12月に創設された県の「民生委員・児童委員協力員」制度を活用し、民生委員の負担軽減や地域住民の協力により、助け合うことができる体制づくりを整えています。

(1) 民生・児童委員の問題別相談指導件数の推移（各年度3月31日現在 単位：件）

	28	29	30	1	2
総数	241	240	241	242	242
男	109	105	102	101	100
女	132	135	139	141	142
在宅福祉・地域福祉	1,469	1,128	999	952	1,099
家族関係	168	187	139	160	211
住居	48	60	31	45	38
健康	263	173	176	221	172
仕事	28	12	13	12	20
生活費	190	132	115	107	126
年金保険	13	11	23	19	11
健全育成・非行・養護	196	120	136	136	240
生活環境	190	194	171	251	225
その他	3,784	2,961	2,724	2,471	2,581
計	5,349	4,978	4,527	4,513	4,663

(2) 民生・児童委員協議会組織図

[任期：令和元年12月1日～令和4年11月30日]

(令和3年4月1日現在)

市民生委員・児童委員協議会	(法定) 地区民生・児童委員協議会
会長（1名） 副会長（2名） 副会長・会計（1名） 地区会長 専門部会長 主任児童委員連絡会長 監事（2名）	稲瀬地区（13名） 葉梨地区（18名） 広幡地区（12名） 西益津地区（18名） 藤枝第一地区（15名） 藤枝第二地区（22名） 青島第一地区（35名） 青島第二地区（32名） 高洲第一地区（19名） 高洲第二地区（15名） 大洲地区（15名） 岡部地区（28名）
専門部会	連絡会
生活援護部会（40名） 児童福祉部会（43名） 母子・父子福祉部会（40名） 高齢者福祉部会（39名） 障害者福祉部会（39名） 地域福祉部会（41名）	主任児童委員連絡会（23名）

(3) 協力員の配置状況（単位：人）

	1	2
人 数	1（葉梨地区）	2（西益津地区、青島第2地区）

5 生活福祉

(1) 生活保護【生活保護法】

憲法 25 条に規定する理念に基づき、生活に困窮している者に対し、最低限度の生活を保障するためにその困窮程度に応じた必要な保護を行い、あわせて自立支援プログラムにより自立を促し、被保護者一人ひとりの幅広い自立を目指した支援を行っています。

ア 保護率の推移

藤枝市の保護率は、平成 9 年度までは 0.07% 前後と低い数値で推移してきましたが、平成 10 年度から上昇を始め、平成 17 年度末には 0.18% となりました。平成 20 年の世界経済同時不況により保護率は上昇し、令和元年度末では 0.37%、令和 2 年度末では 0.40% と緩やかに上昇しています。

本市の保護率は、近隣の焼津市や島田市より低く、県平均以下ではありますが、高齢化や俗に言われている 8050 問題など社会情勢の変化に伴い保護率は上昇しています。

令和 2 年度の新規開始ケースは、94 世帯 115 人となっております。傾向としましては、稼働年齢であっても疾患等により働くことができない 40～50 代の申請が増えてきています。

(ア) 被保護世帯人員及び保護率

(各年度 3 月 31 日現在 単位：世帯、人、%)

	28	29	30	1	2
保護世帯	317	360	370	420	454
実人員	418	462	472	521	565
生活	356	368	383	420	444
住宅	361	399	407	352	471
教育	34	32	31	33	29
医療	353	376	382	415	439
介護	63	80	82	98	110
出産	0	1	0	2	1
生業	145	216	162	124	13
葬祭	1	9	14	5	5
保護率	0.29	0.33	0.33	0.37	0.40

※出産・生業・葬祭の人員は年度内の実数です。

(イ) 地区別保護率

(各年 5 月 31 日現在 単位: %)

	28	29	30	1	2
藤 枝	0. 53	0. 50	0. 50	0. 43	0. 46
西益津	0. 26	0. 32	0. 36	0. 41	0. 46
広 幡	0. 03	0. 06	0. 08	0. 07	0. 10
葉 梨	0. 13	0. 15	0. 16	0. 20	0. 21
稲 葉	0	0. 03	0. 07	0. 03	0. 07
瀬戸谷	0. 26	0. 30	0. 32	0. 03	0. 14
青 島	0. 36	0. 42	0. 40	0. 40	0. 47
高 洲	0. 12	0. 15	0. 17	0. 20	0. 21
大 洲	0. 35	0. 33	0. 37	0. 35	0. 32
岡 部	0. 11	0. 19	0. 18	0. 11	0. 18
市内計	0. 29	0. 33	0. 33	0. 37	0. 40
県	0. 84	0. 85	0. 85	0. 86	0. 86
国	1. 70	1. 67	1. 66	1. 64	1. 64

イ 保護の現状

生活保護には、生活扶助、医療扶助、住宅扶助、教育扶助等 8 つの種類があり、金銭の給与・貸与や現物の給付、医療の給付などにより実施されます。

生活保護の受給開始にあたっては、要保護者の資産、収入の状況、就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況などを調査し、保護の要否を決定しています。

(ア) 世帯の受給期間の状況

(各年度 3 月 31 日現在 単位: 世帯、%)

区分		28	29	30	1	2
1 年未満	世帯数	50	62	50	78	80
	比率	15. 8	17. 2	13. 5	18. 6	17. 6
1 年以上 3 年未満	世帯数	76	91	102	98	110
	比率	24. 0	25. 3	27. 6	23. 3	24. 2
3 年以上 5 年未満	世帯数	38	55	58	73	82
	比率	11. 9	15. 3	15. 7	17. 4	18. 1
5 年以上 10 年未満	世帯数	90	83	80	80	85
	比率	28. 4	23. 1	22. 6	19. 0	18. 7
10 年以上	世帯数	63	69	80	91	97
	比率	19. 9	19. 1	21. 6	21. 7	21. 4
計	世帯数	317	360	370	420	454
	比率	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0

(イ) 保護の開始、廃止の状況

(単位：件、世帯、人)

	28	29	30	1	2
申請件数	68	92	72	99	100
却下件数	3	5	5	5	7
取下件数	0	4	4	2	4
開始世帯	59	79	63	87	94
開始人員	79	106	78	103	115
廃止世帯	38	39	53	40	61
廃止人員	47	56	65	43	70

(ウ) 医療扶助受給者状況【生活保護法 § 15、§ 34】

困窮のため適正な医療を受けることのできない者に対して、診察や薬剤又は治療、医学的処置、手術、入院など必要な医療の給付を行っています。

(単位：人)

			28	29	30	1	2
医 療	入 院	精 神	68	50	48	51	63
		その他	240	303	306	332	341
		計	308	353	354	383	404
	外 来	精 神	9	31	92	81	179
		その他	3,641	3,893	4,197	4,324	4,468
		計	3,650	3,924	4,289	4,405	4,647

(エ) 生活保護施設措置状況【生活保護法 § 30】

生活扶助は、被保護者の居宅において行うことが基本となっていますが、居宅での生活が困難な場合には、被保護者を救護施設、更生施設等の施設へ入所させて保護しています。

(令和3年3月31日現在 単位：人)

種 別	施 設 名	人 員
救護施設	葵 寮	1
	清 風 寮	6
	静岡市救護所	2
	讃 栄 寮	2

(2) 自立生活支援【生活困窮者自立支援法】

平成27年4月1日「生活困窮者自立支援法」の施行にあわせ「藤枝市自立生活サポートセンター」を開設しました。

生活困窮者自立支援制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティーネット」を拡充し、包括的な支援体制を創設し、早期発見・早期支援を目指すものです。対象者は、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる方となります。

市では、法に基づく事業のうち、自立相談支援事業・家計改善支援事業・就労準備支援事業・住居確保給付金・一時生活支援事業・学習チャレンジ支援事業の6事業を実施しています。

ア 自立相談支援事業

生活困窮者の様々な相談に応じ、状況把握を行い、個々人の状態にあった支援計画を作成し、必要な支援に繋がっています。

(各年度年間実件数)

	28	29	30	1	2
新規相談受付件数	410	416	442	437	926

イ 家計改善支援事業

お金の困りごとを入り口に生活再建を考え、相談者の抱える複合的な課題に対して、適切な支援に繋がっていきます。

(各年度年間実件数)

	30	1	2
家計相談件数	99	174	467

ウ 就労準備支援事業

生活リズムが崩れている等、就労に向けて準備が必要な方を対象として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて支援を実施しています。

(各年度年間実件数)

	1	2
利用者数	1	1
利用日数	29	22

エ 住居確保給付金

住宅を失った・あるいは失う恐れのある離職者のうち、常用就職等の意欲がある人に住居を確保するための給付金を支給しています。

(各年度年間実件数)

		28		29		30		1		2	
4月～3月		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
給付	単身	5	743,100	9	956,100	1	70,000	8	630,400	37	3,550,600
	複数	6	566,700	3	273,700	3	229,100	0	0	11	1,242,000
合 計		11	1,309,800	12	1,229,800	4	229,100	8	630,400	48	4,792,600

オ 一時生活支援事業

住居のない生活困窮者に一定期間に限り、宿泊場所の供与や衣食の供与を実施し、就労へ結びつくように支援しています。

(各年度年間実人数)

	28	29	30	1	2
利用者数	9	6	7	4	3

カ 学習チャレンジ支援事業

生活保護受給世帯及び生活困窮者世帯の高校1年生、中学生、を対象に学習の場を提供し、教育相談及び学習支援を行っています。

(各年度年間実績数)

	28	29	30	1	2
延べ参加者（人）	1,566	2,482	1,168	1,418	1,337
学習教室開校日（日）	71	93	90	88	74
延べ教育相談（回）	164	258	80	330	227

6 身体障害者福祉

(1) 年齢別・等級別手帳交付状況【身体障害者福祉法 § 15】

障害者総合支援法によるサービスの給付をはじめとするいろいろな支援を受けるには、身体障害者手帳を所有する必要があります。手帳は、身体に障害（視覚・聴覚・平衡感覚・音声・言語または咀嚼の各機能、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸・免疫・肝臓の各機能）があることを証明するもので、身体障害者福祉法に基づき県知事から交付されます。市では、手帳の取得にかかる申請手続きを行っています。

（各年度 3 月 31 日現在 単位：人）

	年齢階層	総 数	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声言語 機能障害	肢 体 不 自 由	内部障害
28	総 数	4,107	244	250	55	2,281	1,277
	18 才以上	4,020	242	242	55	2,234	1,247
	18 才未満	87	2	8	0	47	30
29	総 数	4,049	241	252	53	2,213	1,290
	18 才以上	3,968	238	243	53	2,170	1,264
	18 才未満	81	3	9	0	43	26
30	総 数	4,103	261	260	56	2,180	1,346
	18 才以上	4,025	257	251	55	2,141	1,321
	18 才未満	78	4	9	1	39	25
1	総 数	4,206	258	263	61	2,205	1,419
	18 才以上	4,124	255	253	60	2,165	1,391
	18 才未満	82	3	10	1	40	28
2	総 数	4,248	251	263	60	2,210	1,464
	18 才以上	4,154	247	254	59	2,163	1,431
	18 才未満	94	4	9	1	47	33

（令和 3 年 3 月 31 日現在 単位：人）

	総 数	視覚障害	聴覚平衡 機能障害	音声言語 機能障害	肢 体 不 自 由	内部障害
1 級	1,667	94	28	0	562	983
2 級	564	82	48	1	423	10
3 級	658	10	38	37	363	210
4 級	897	16	56	22	542	261
5 級	241	37	2	0	202	0
6 級	221	12	91	0	118	0
総 数	4,248	251	263	60	2,210	1,464

※障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから 1 級、2 級の順です。

(2) 身体障害者サービス利用状況【障害者総合支援法】

ア 自立支援医療（更生医療）給付【障害者総合支援法 § 2、§ 6】

18 歳以上の身体障害者手帳所持者に対して、動かなくなった関節を動くようにする手術や角膜移植、人工透析など、日常生活能力、社会生活能力または職業能力の回復や向上、獲得を目的に実施される医療に要する費用の一部を助成しています。

(単位：件)

	28	29	30	1	2
給付件数	1, 239	1, 306	1, 323	1, 397	1, 509

イ 自立支援医療（育成医療）給付【障害者総合支援法 § 2、§ 6】

肢体不自由や先天的な心臓疾患などがあり、将来障害を残す可能性のある 18 歳未満の児童で確実な治療効果が期待できる者に、必要な医療に要する費用の一部を助成しています。

なお、この給付に係る支給認定事務は、県から全市町に平成 25 年 4 月から権限移譲されました。

(単位：件)

	28	29	30	1	2
給付件数	130	192	17	38	45

ウ 補装具給付【障害者総合支援法 § 2、§ 6】

身体障害者の日常生活や社会生活向上を図るため、失われた身体機能を補うための用具（補装具：義肢、歩行補助杖、補聴器など）の購入や修理に対する費用の一部（所得制限あり）を助成しています。

(単位：件)

	28	29	30	1	2
給付件数	136	138	162	168	167

エ 日常生活用具等給付【障害者総合支援法 § 2、§ 77】

身体障害者の日常生活や社会生活向上を図るため、日常生活の用具（入浴補助用具、文書読み上げ装置、視覚障害者用通信装置など）の購入に対して費用の一部（所得制限あり）を助成しています。

(単位：件)

	28	29	30	1	2
給付件数	2, 386	2, 505	2, 685	2, 998	3, 193

オ 重度障害者等タクシー料金の助成【市単独事業：藤枝市重度障害者等タクシー料金助成要綱】

日常生活の利便性及び経済的負担の軽減を図るため、重度障害者が通院や社会参加又は日常生活圏の拡大のためにタクシーを利用した場合、1回乗車につき1,000円を上限に、タクシー料金の半額を助成しています。

(単位：件)

	28	29	30	1	2
助成件数	17,184	17,201	17,459	19,777	20,197

カ 重度心身障害者等紙オムツ助成【市単独事業：藤枝市重度心身障害者等紙おむつ助成事業実施要綱】

在宅の重度心身障害者で紙オムツを使用する方（身体障害者手帳1・2級または療育手帳A所持者で常に失禁状態の方）に対して購入費の一部（年36,000円上限）を助成しています。

(単位：件)

	28	29	30	1	2
助成件数	76	86	81	77	73

キ 重度心身障害者短期入所事業【障害者総合支援法§2、§6、§28】

家庭で介護を行う人が病気や用事などの場合に医療の必要な重症心身障害児者が短期間入所できる受け入れ先が著しく少ないため、藤枝市立総合病院の個室を使用して、短期入所事業を実施しています。

(単位：日)

		28	29	30	1	2
利用延べ日数	宿泊	36	34	25	26	2
	日帰り	1	2	3	1	3

ク 難病患者等介護家族リフレッシュ事業【県補助事業：難病患者介護家族リフレッシュ事業補助要綱】

難病患者等の介護を行っている家族の介護負担を軽減するため、保健師や看護師などを訪問させて看護又は療養上必要な指導等を行う滞在型の訪問看護を実施する費用の一部を助成しています。利用者の費用負担は1/3です。

	28	29	30	1	2
実人員（人）	2	3	3	3	1
延時間（時間）	31	25	29	24	2

(3) 手話教室【障害者総合支援法 § 77】

聴覚障害者とのコミュニケーションを図ることを目的に、厚生労働省認定手話奉仕員養成カリキュラムに基づいた手話教室を開催しています。

	28	29	30	1	2
期 間	5/10-2/7	5/9-1/9	7/10-3/19	5/14-2/14	新型コロナウイルスの影響により中止
回 数	46 講座	45 講座	46 講座	46 講座	—
受講者数	17 人	21 人	10 人	18 人	—
(うち基礎講座のみ)	—	—	—	—	—

(4) 手話通訳者・要約筆記通訳者の派遣【障害者総合支援法 § 77】

聴覚障害者にその場の話の内容を伝えるため、手話通訳者を昭和 53 年度から、話し手の話の内容をつかんで、それを筆記して伝達する要約筆記を行う要約筆記者を平成 18 年度から様々な場に派遣しています。

(各年度 3 月 31 日現在 単位：回)

区 分		28	29	30	1	2
病院・健康	手話通訳	210	230	300	297	193
	要約筆記通訳	1	3	14	0	0
労働	手話通訳	22	21	14	2	5
	要約筆記通訳	—	—	—	0	0
生活一般	手話通訳	33	16	1	5	2
	要約筆記通訳	12	2	5	0	0
教育・保育	手話通訳	29	58	22	17	0
	要約筆記通訳	—	18	14	6	0
聴覚障害者の文化スポーツ	手話通訳	12	10	14	9	5
	要約筆記通訳	4	—	7	4	4
会議その他	手話通訳	126	112	122	154	106
	要約筆記通訳	34	47	18	47	18
計	手話通訳	432	447	473	492	311
	要約筆記通訳	51	70	58	58	22

7 知的障害者福祉

(1) 年齢別・等級別手帳交付状況【県事業：静岡県療育手帳交付規則】

知的障害児者への一貫した指導、相談を行うとともに、いろいろな援助を受けやすくするため、児童相談所または知的障害者更生相談所で知的障害児（者）と判断された方に対して、療育手帳が交付されます。市では、手帳の取得にかかる申請手続きを行っています。

（各年度3月31日現在 単位：人）

年度 等級		28	29	30	1	2
A	18歳未満	86	82	80	85	95
	18歳以上	308	320	333	332	334
	小計	394	402	413	417	429
B	18歳未満	330	361	354	357	341
	18歳以上	517	539	579	622	663
	小計	847	900	933	979	1,004
合計		1,241	1,302	1,346	1,396	1,433

※等級は、障害の程度が重度のものがA、その他のものがBです。

(2) 障害児（者）ライフサポート事業【県補助事業】

障害者総合支援法による障害福祉サービスや地域生活支援事業には該当しない生活支援サービスを提供します。

ア デイサービスサポート事業

概ね2歳以上の障害児等に対する療育指導、相談等を行っています。

イ ヘルパー派遣サポート事業

身体介護を伴わない見守り介護や送迎車両を伴わない送迎支援、外出支援等を行っています。

ウ 短期入所

障害者総合支援法の短期入所の指定事業所以外の事業所でのナイトケア（宿泊）を行っています。

		28	29	30	1	2
デイサービスサポート事業（親子・並行通園）	実人数（人）	2	2	1	1	1
	延件数（回）	8	19	4	1	10
ヘルパー派遣サポート事業	実人数（人）	5	3	2	3	3
	延件数（回）	47	33	39	37	30
短期入所	実人数（人）	33	30	30	35	22
	延件数（回）	122	52	39	69	42

8 精神障害者福祉

(1) 等級別手帳交付状況【精神保健福祉法 § 45】

精神障害のある方が、社会復帰や社会参加のための各種サービスを受けやすくするため、精神が一定の状態にあると判断された方に対して静岡県中部保健所から精神障害者保健福祉手帳が交付されます。市では手帳の取得にかかる申請手続きを行っています。

(単位：人)

年度 等級	28	29	30	1	2
1 級	96	108	108	114	117
2 級	677	722	763	810	885
3 級	348	397	431	481	543
計	1,121	1,227	1,302	1,405	1,545

※障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから 1 級、2 級及び 3 級の順です。

(2) 精神障害者サービス利用状況

ア 自立支援医療（精神通院）申請者数【障害者総合支援法 § 2、§ 6】

精神医療の適切な普及を図るため、精神科医療にかかる通院費の医療費助成（所得制限あり）を行っています。医療費の支給は県が行い、市では申請受理及び受給者証の交付をしています。

(単位：人)

	28	29	30	1	2
利用者数	2,081	2,272	2,395	2,562	2,782

イ 精神障害者医療費助成【市単独事業：藤枝市精神障害者医療費助成要綱】

精神障害者やその家族等の経済的な負担を軽減するために、精神科医療にかかる通院または入院費の助成をしています。通院費は自己負担額の 1/2、入院費は自己負担 500 円を差し引いた額を助成（3 万円上限）しています。

(単位：人)

	28	29	30	1	2
実利用者数	1,266	1,334	1,395	1,457	1,364

ウ こころの保健福祉タクシー料金の助成【市単独事業：藤枝市こころの保健タクシー料金助成要綱】

日常生活の利便性及び経済的負担の軽減を図るため、在宅の精神障害者が、その医療のために通院する場合の交通手段としてタクシーを利用した場合、1 回乗車につき 1,000 円を上限に、タクシー料金の半額を助成しています。

(単位：件)

	28	29	30	1	2
助成件数	1,148	1,309	1,374	1,259	1,205

(3) 精神保健福祉講座【市単独事業】

精神障害のある人が安心して地域生活を送るために、また、地域社会で共に支えあっているように、市民を対象とした啓発講座等を開催しています。

	開催日	会場	テーマ／講師	参加者数
第 1 回	R2. 12. 9	藤枝市生涯学習センター	「はじめの一步 ～一緒に学ぶ精神障害～ 藤枝駿府病院 医師：大津 団氏 ソーシャルワーカー：鳥山晴香氏	51 人

(4) 精神保健福祉ネットワーク会議【市単独事業】

精神障害者のより豊かな生活をつくりあげるために、精神保健福祉ネットワーク会議を設置し、関係機関との連携を深め、協力体制をつくっています。行政主導ではなく、当事者も参加し、皆が同じ立場で自由に話し合える場とすることを特徴に、それぞれが役割を担うことにより、会議への参加意識を高めています。また、精神保健福祉への正しい理解を得るよう啓発活動を行っています。

	開催日	会場	テーマ／講師	参加者数
第 1 回	R2. 10. 21	藤枝市役所会議室	第 1 回全体会の検討	7 団体 7 人
	R2. 11. 13	藤枝市役所会議室	公開セミナーの検討	17 団体 30 人
第 2 回	R3. 1. 27	藤枝市役所会議室	第 2 回全体会の検討 (全体会は中止)	6 団体 9 人

関係機関 25 団体・事業所（令和 3 年 4 月 1 日現在）

- ・公益社団法人 静岡県断酒会 藤枝断酒会
- ・NPO法人藤枝友の会
- ・NPO法人障害者生活支援センターおのころ島
- ・NPO法人障害者活動支援団体げんきむら
- ・NPO法人障害者活動支援団体げんきむら
げんきむらプリント工房
- ・NPO法人風
- ・NPO法人精神保健福祉 藤枝心愛会
- ・社会福祉法人藤枝市社会福祉協議会
- ・社会福祉法人心愛志太藤枝第一心愛
- ・社会福祉法人心愛志太藤枝第二心愛
- ・社会福祉法人心愛志太
地域活動支援センターきずな
- ・障害者就業・生活支援センター ぼらんち
- ・社会福祉法人 ハルモニア
- ・相談支援事業所天竜厚生会アクシア藤枝
- ・在宅介護センターアイケア藤枝
- ・医療法人社団 凜和会 藤枝駿府病院
- ・医療法人社団 高草会 焼津病院
- ・医療法人社団 心のクリニック
- ・医療法人社団 すだ医院
- ・藤枝市立総合病院
医療支援センター 入退院在宅支援室
- ・就労支援ネットワーク藤枝
- ・焼津公共職業安定所
- ・藤枝市保健センター（健康推進課）
- ・静岡県中部健康福祉センター（福祉課）
- ・藤枝市役所（自立支援課）

9 障害者福祉全般

平成 25 年 4 月 1 日から、障害者自立支援法は障害者総合支援法に改正され、障害者の定義に難病が追加されました。障害者総合支援法に基づくサービスは、全国共通の「障害福祉サービス」と地域の実情に応じて実施される「地域生活支援事業」に大別されます。

(1) 障害福祉サービス【障害者総合支援法 § 2、§ 6、§ 28】

障害福祉サービスは、障害のある方の障害の程度や社会活動や介護者、居住等の勘案すべき事項をふまえて、個々の障害者に対して支給決定されます。障害福祉サービスには、障害支援区分が一定以上の人に生活上または療養上必要な介護を行う「介護給付」、身体的または社会的にリハビリテーションや就労につながる支援を行う「訓練等給付」があります。

これらのサービスは、在宅への訪問、通所などで行う訪問系サービス、入所施設等で昼間の活動を支援する日中活動系サービス、住まいの場としての入所施設等で受ける居住系サービスにより提供されます。

ア 障害支援区分認定

「障害支援区分」とは、障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すものです。その判定等は、中立・公正な立場で「障害支援認定審査会」が専門的な観点で行っています。

(ア) 審査会の構成

委員数	10 人
委員の内訳	医師、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師、障害福祉サービス事業所管理者、相談支援専門員、発達障害者支援センター長
任期	令和 3 年 4 月 1 日 ~ 令和 5 年 3 月 31 日

(イ) 審査内容

(単位：回、人)

	28	29	30	1	2
審査会開催回数	14	16	14	14	14
審査内容					
区分判定	194	195	203	180	199
支給決定基準との乖離	33	23	19	14	19
標準期間延長	1	0	0	1	3
計	228	218	222	195	221

イ 介護給付

(令和2年3月～令和3年2月利用分 単位：人、件、時間・日数)

		実人数	延件数	延時間	日数
訪問系	居宅介護	145	1,716	16,428	—
	重度訪問介護	4	98	16,929	—
	行動援護	3	36	429	—
	同行援護	20	207	2,222	—
	短期入所	126	912	3,576	—
日中活動系	療養介護	16	184	—	5,576
	生活介護	320	3,973	—	72,266
施設系	施設入所支援	106	1,228	—	36,820

ウ 訓練等給付

(令和2年3月～令和3年2月利用分 単位：人、件、日数)

		実人数	延件数	延日数	備考
日中活動系	自立訓練	2	12	268	生活訓練延 12 件
	就労移行支援	45	280	4,828	
	就労継続支援	425	4,329	75,561	A型延 721 件 B型延 3,608 件
	就労定着支援	17	143	143	
居住支援系	共同生活援助	106	1,134	32,239	グループホーム

(2) 高額障害福祉サービス費給付【障害者総合支援法 § 76 の 2】

障害福祉サービス等における負担軽減を図るため、同一世帯に障害福祉サービス等を利用する者が複数いる等で、利用者負担額の合算額が基準額を超える場合に、その超過分を支給しています。

(各年度3月～2月利用分 単位：人、件)

		28	29	30	1	2
高額障害福祉サービス費給付	実人数	13	13	12	15	24
	延件数	98	73	50	146	193

(3) 相談支援事業【障害者総合支援法 § 2、§ 5、§ 6】

ア 計画相談支援

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを利用する全ての障害者を対象に、サービス等利用計画案を作成し、その後定期的に、計画の見直し（モニタリング）を実施しています。

イ 地域相談支援

(ア) 地域移行支援

地域生活への移行を促進するため、障害者支援施設等や療養介護を行う病院に入所している障害者や精神科病院に入院している精神障害者を対象に、住宅の確保や関係機関との調整などについて、相談や支援を実施しています。

(イ) 地域定着支援

単身で生活する障害者、同居している家族などが障害、疾病等のため、緊急時等の支援が見込まれない状況にある障害者のうち、地域での生活を継続していくため、緊急時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の相談や、障害福祉サービス事業所等との連絡調整等、各種支援を実施しています。

(単位：人)

		28	29	30	1	2
計画相談支援（者）		742	780	834	871	912
地域相談支援	地域移行支援	1	0	1	1	0
	地域定着支援	2	0	0	1	6

(4) 地域生活支援事業【障害者総合支援法 § 2、§ 77】

障害児者が自立した生活または社会生活を営むことができるよう、特性や利用者の状況に応じ、市が障害者を総合的に支援する柔軟な形態により様々な事業を効果的・効率的に実施しています。

ア 移動支援事業【障害者総合支援法 § 2、§ 77-1】

屋外での移動に困難がある障害児者について地域での生活を豊かにするため、社会生活上必要不可欠な外出や、余暇活動、社会参加にかかる外出について、ヘルパーによる支援を行っています。（自己負担 1 割）

(単位：人、時間)

		28	29	30	1	2
身体介護あり	延人数	417	445	478	512	364
	時 間	3,639	3,650.5	4,058.5	4,409.0	2,303
身体介護なし	延人数	489	482	547	528	465
	時 間	4,220	4,133	4,374.5	4,210.5	3,223
グループ支援	延人数	92	109	107	126	57
	時 間	283	257	280	353	115

イ 日中一時支援事業【障害者総合支援法 § 2、§ 77-3】

障害児者を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、障害児者の見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行っています。

(単位：人、回)

		28	29	30	1	2
日帰り短期入所 (指定短期入所施設での日中預かり)	延人数	184	111	113	75	28
	延回数	450	158	139	80	29
自宅等での支援 (自宅及び外出先でのヘルパー支援)	延人数	57	60	43	49	29
	延回数	254	300	161	194	96
日中施設機能利用 (通所施設での時間外の預かり)	延人数	304	270	255	226	218
	延回数	867	685	635	481	643

ウ 訪問入浴サービス【障害者総合支援法 § 2、§ 77-3】

自宅で入浴することが困難な身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るために、事業者が自宅に訪問し、入浴車の簡易浴槽による入浴サービスを提供しています。

(単位：人、回)

	28	29	30	1	2
実人数	8	7	4	4	5
延回数	463	471	316	248	371

エ 相談支援事業【障害者総合支援法 § 2、§ 77-1】

在宅障害者の自立と社会参加の促進を目指し、障害者やその家族の地域における生活を支援するため、障害者・児等に対する相談支援を総合的に実施しています。

(単位：人)

		28	29	30	1	2
天竜厚生会アクシア藤枝	実人員	254	251	263	273	218
	延人員	3,231	2,877	3,039	3,140	2,058
藤枝市社会福祉協議会	実人員	—	48	148	36	263
	延人員	—	211	323	323	1,838

※委託相談支援事業所は平成 26 年度から 1 事業所、平成 29 年度から 2 事業所に変更

オ 地域活動支援センター事業【障害者総合支援法 § 2、§ 77-1】

障害のある人の地域生活支援の促進を図るため、社会との交流の場として創作的活動または生産活動の機会の提供（基礎的な事業）を行っています。なお、地域活動センターは機能強化を図るため、事業形態別にⅠ型からⅢ型の類型を設け、普及啓発や機能訓練、社会適応訓練などをあわせて行っています。

（単位：人）

		28	29	30	1	2
地域活動支援センター （Ⅱ型）きずな	登録人数	168	192	206	228	273
	延人員	4,916	4,193	4,017	3,818	4,797
地域活動支援センター （Ⅲ型）りんりん	登録人数	45	55	59	61	62
	延人員	1,318	1,455	1,236	1,297	1,442

カ 成年後見制度利用支援事業【障害者総合支援法 § 2、§ 77-1】

成年後見制度は、判断能力が不十分な知的障害、精神障害のある人の財産や権利を保護するための制度です。親族等から家庭裁判所への申し立てにより、後見人等が選任され、財産管理等に関する契約等の法律行為全般を保護しますが、身寄りがない等の理由で、親族等からの申し立てが期待できない場合は、市長に申立権が認められています。

（単位：件）

	28	29	30	1	2
市長申立件数	1	0	2	1	2
後見人等報酬助成件数	0	3	4	7	7
計	1	3	6	8	9

キ 障害者相談員事業【障害者総合支援法 § 2、§ 77-1】

障害のある人の福祉向上に関する相談に応じ、必要な助言を行うとともに、関係機関の業務に対する協力、障害のある人に関する援護思想の普及に資する業務を行い、もって障害のある人の福祉の増進を図ることを目的に障害者相談員を設置しています。

相談員は、障害のある人本人や家族の生活等に関する相談に応じ、必要な指導、助言を行うとともに、関係機関への連絡等を行い、また、障害に対する認識と理解を深めるための活動を行っています。

（単位：日数、件）

		28	29	30	1	2
身体障害者	活動日	429	400	371	333	179
	相談件数	446	548	460	408	274
知的障害者	活動日	125	157	67	58	81
	相談件数	124	71	88	69	88
精神障害者	活動日	154	167	251	312	208
	相談件数	314	363	138	174	98

(5) 福祉施設利用者の一般就労移行促進【障害者総合支援法 § 2、§ 6、§ 28、§ 88】

一般企業等に就労を目指して就労訓練等を行っている障害者の働く場の確保に向けて、障害者就業・生活支援センターやハローワークとの連携により就業機会の拡大を図るとともに、企業等に対して障害に対する理解と雇用啓発を行っています。

(単位：人)

	28	29	30	1	2
就労者数	6	4	15	17	11

(6) 障害者優先調達推進事業【障害者優先調達推進法】

障害者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要を増やし、障害者の福祉施設等で就労している障害者等の自立を促進するため、毎年度、市の優先調達方針を策定して、障害者就労施設等からの優先的な物品購入などを進めています。

障害者優先調達状況

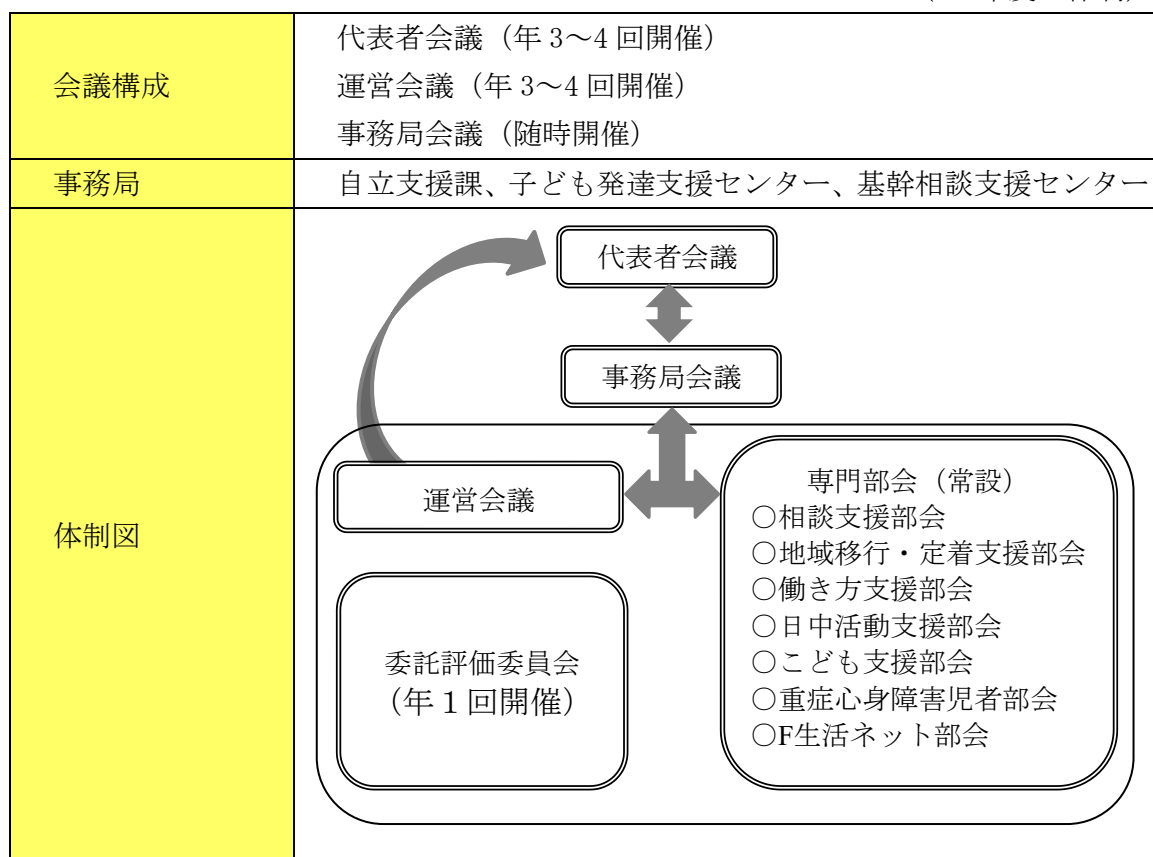
	目 標		実 績	
28	700 万円以上	物品 460 万円以上	5,765,963 円	物品 3,350,602 円
		役務 240 万円以上		役務 2,415,361 円
29	700 万円以上	物品 390 万円以上	7,009,666 円	物品 4,385,439 円
		役務 310 万円以上		役務 2,624,227 円
30	710 万円以上	物品 445 万円以上	7,421,797 円	物品 4,613,536 円
		役務 265 万円以上		役務 2,808,261 円
1	700 万円以上	物品 475 万円以上	5,357,020 円	物品 3,671,339 円
		役務 225 万円以上		役務 1,685,681 円
2	700 万円以上	物品 525 万円以上	5,148,313 円	物品 4,060,683 円
		役務 175 万円以上		役務 1,087,630 円

(7) 藤枝市地域自立支援協議会【障害者総合支援法 § 89-3】

関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うため、「藤枝市地域自立支援協議会」を設置しています。

この協議会では、「藤枝市障害福祉計画」の進行管理、地域課題に対する意見の提言などを行っています。

(R3年度の体制)



(8) 特別障害者手当等制度【特別児童扶養手当等の支給に関する法律】

身体・知的または精神に重度の障害のある在宅の者または身体・知的または精神に障害のある児童（20 歳未満）を養育している者に手当を支給しています。

受給者数

(各年度 3 月 31 日現在 単位：人)

		28	29	30	1	2
特別障害者手当	在宅の重度障害で 20 歳以上の者	200	197	196	193	192
障害児福祉手当	在宅の重度障害で 20 歳未満の者	69	69	62	64	66
特別児童扶養手当	在宅の障害で 20 歳未満を養育する者	374	369	362	349	348
経過的福祉手当	旧福祉手当受給者で特別障害者手当等の支給要件に該当しない者	2	2	3	1	1
計		645	637	623	607	607

(9) 重度障害者医療費助成制度【県補助事業、一部市単独：市重度障害者（児）医療費助成要綱】

重度障害者の医療費の自己負担の軽減を図り、その療養を推進するため、重度の障害がある方に対して、医療費（保険診療分）の自己負担分の一部を助成しています。

平成 24 年 10 月 1 日から 3 障害の格差を解消するため、精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者が追加対象となりました。

(単位：件)

	28	29	30	1	2
受給資格者数	2, 962	3, 025	3, 276	3, 306	3, 233
支給件数	77, 408	78, 968	76, 227	80, 314	77, 377

10 老人福祉【老人福祉法】

いくつになっても長年住み慣れた地域で、安心して過ごすことができ、生き生きとした生活を送れることをめざし、高齢者保健福祉施策の基本となる「ふじえだ介護・福祉ぷらん 21」に基づき、介護予防、家族支援事業等の様々な事業を実施し、高齢者本人、家族介護者等に対して有用な事業を行っています。

(1) はつらつシニア生きがい支援事業【市単独事業】

ア 生きがい対応型デイサービス事業【市単独事業】

高齢者の自立生活の助長、社会的孤独感の解消、心身機能の維持向上等を図るため、介護保険に該当しない高齢者を対象に専門の介助員による日常動作の訓練や趣味活動など通所による健康体操やレクリエーション活動等のサービスを提供しています。いきいきサロン藤の里については、(福)藤枝市社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っています。

(単位：人)

	28	29	30	1	2
延べ利用人数	13,158	12,760	12,762	11,930	11,838
いきいきサロン藤の里	3,574	3,558	3,233	2,716	3,105
サロンたんぽぽ	3,573	3,612	3,461	3,057	2,792
生きがいデイサービスセンター大洲	3,607	3,396	3,633	3,554	3,175
いきいきサロンさすみの里	2,404	2,194	2,435	2,603	2,766

イ 在宅生活安心システム推進事業【市単独事業】

一人暮らし高齢者の安否確認と緊急時の対応のため、自宅設置型と携帯型の緊急通報装置を貸与しています。また、緊急通報やコミュニケーション機能を有した見守りロボットを貸与しています。

(各年度3月31日現在 単位：人)

	28	29	30	1	2
自宅設置型・携帯型	352	335	324	355	352
ロボット					22

ウ 在宅一人暮らし高齢者等配食サービス事業【市単独事業】

在宅の一人暮らしの高齢者等を対象に、安否確認や食生活での栄養支援を目的に昼食を配食しています。

(単位：件)

	28	29	30	1	2
配食件数	24,890	26,789	30,054	35,982	43,264

エ 在宅一人暮らし高齢者等軽度生活支援事業【市単独事業】

在宅の一人暮らしの高齢者を対象に、軽度な日常生活援助を行い自立した生活を継続できるよう支援しています。

(単位：回)

	28	29	30	1	2
延べ利用回数	1,129	1,137	1,231	1,484	1,406

オ 寝具類クリーニングサービス事業【市単独事業】

寝具類を干したり、洗濯をするのが困難な高齢者に衛生を保つため、寝具（掛布団・敷布団・毛布）を滅菌クリーニングしています。

(単位：件)

	28	29	30	1	2
実施件数	39	43	36	45	40

カ 高齢者路線バス乗車券交付事業

高齢者の生活圏の拡大及び社会参加の促進を図るため、市民税世帯非課税 70 歳以上の高齢者（要介護 4、5 及び介護保険サービスを利用して施設等に入所の方を除く）に路線バスの乗車券（3,000 円分）を交付しています。

	28	29	30	1	2
対象者数（人）	5,893	6,188	6,507	6,922	7,185
交付者数（人）	1,945	2,282	2,254	2,474	2,366

キ 高齢者はり・灸・マッサージ治療費助成事業

健康で快適な生活を過ごしてもらうため、市民税世帯非課税の 70 歳以上の高齢者に治療費の助成券（1,000 円×5 回分）を交付しています。

	28	29	30	1	2
対象者数（人）	6,819	7,158	7,501	7,952	8,187
交付者数（人）	946	1,115	944	1,076	1,078

ク 敬老の日記念事業【老人福祉法 § 5】

9月の敬老月間において、市内に居住する75歳以上の高齢者を対象に各地域で行っている敬老事業へ助成したほか、米寿や百歳の高齢者への祝賀訪問や長寿祝品等の配付などを実施しています。また、11名の方に「元気はつらつシニア大賞」を表彰しました。

(単位：人)

	28	29	30	1	2
75歳以上	20,555	21,311	22,038	22,609	22,758
75歳	1,812	1,846	1,914	1,765	1,395
88歳	723	694	747	762	856
100歳	29	30	26	37	43
108歳	1	—	1	—	—
111歳	—	—	—	—	—
県内最高齢	1	—	—	—	—

ケ 救急医療情報キット（F救隊）事業【県補助事業】

一人暮らしの高齢者や要支援・要介護の人などの安全・安心を確認することを目的に「緊急連絡先」「かかりつけ医」「持病」などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管し、万一の救急・災害時に備えます。

令和3年3月31日現在で3,234人に配布しています。

コ 高齢者見守り声かけサービス事業【市単独事業】

一人暮らしや日中独居の高齢者などが、長年住み慣れた地域で安心して生き生きとした生活が送れるよう、新聞販売員による見守り声かけ活動を行っています。

(単位：人)

	28	29	30	1	2
延べ利用人数	47	33	35	41	42

(2) 老人福祉センター事業【老人福祉法 § 20 の 7】

高齢者の健康づくり、趣味などを楽しむ憩いの場の拠点として、単位老人クラブの教養研修や一般来園者のレクリエーションに利用できる「藤美園」を設置しています。

ア 施設の概要

名 称	藤枝市老人福祉センター藤美園	位 置	藤枝市志太 555 番地
指定管理者	藤枝市社会福祉協議会	建物面積	789 m ²
敷地面積	10,515.14 m ²	収容人員	150 人
竣 工	昭和 50 年 3 月		

イ 利用状況（令和２年度）

（単位：人）

	市内の団体	市内の個人	市外の個人	計
４月	187	630	0	817
５月	127	720	6	853
６月	382	1,065	4	1,451
７月	417	1,041	2	1,460
８月	319	751	4	1,074
９月	387	963	0	1,350
１０月	658	1,117	0	1,775
１１月	597	979	0	1,576
１２月	405	766	0	1,171
１月	356	907	0	1,263
２月	244	627	0	871
３月	310	1,043	0	1,353
合 計	4,389	10,609	16	15,014

※バス送迎業務 112 回 バス送迎距離 1,801 km

ウ 趣味の講座開設状況

（単位：回、人）

講座名	内 容	開催回数	参加延人員
社交ダンス	社交ダンスにて、交流を深める会	6	49
民 舞	民舞を楽しむ会	23	171
囲 碁	囲碁を楽しむ会	20	195
大 正 琴	大正琴を楽しむ会	12	337
書 道	書道を楽しむ会	23	326
民 謡	民謡を楽しむ会	2	23
写 真	写真を楽しむ会	9	68
合 計		95	1,169

(3) 老人福祉施設入所措置事業【老人福祉法 § 10 の 4、 § 11】

居宅で生活が続けることが困難な高齢者を養護老人ホームや特別養護老人ホーム等への入所を行っています。

養護老人ホーム（老人福祉法第 11 条第 1 項第 1 号による措置）

（令和 3 年 3 月 31 日現在 単位：人）

設置主体	施設名	定員	措置人員
藤 枝 市	円月荘	50	40
袋 井 市	可睡寮	50	2
組 合	相寿園	50	1
社福）ひかりの園	第二静光園	50	3

(4) 老人クラブ補助事業【老人福祉法 § 13】

高齢者人口の増加に鑑み、高齢者自らの知識や経験を生かし、生きがいと健康づくり、自立支援と介護予防を積極的に行うための老人クラブ活動に対して支援を行っています。

60 歳以上の人口と老人クラブ会員数

（各年度 3 月 31 日現在 単位：人、％）

年	人口 (A)	年齢別人口					60 歳以上 の人口 (B)	(B)に 対する 会員数 割合	老人 クラブ 数	会員数
		60～64 歳	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80 歳 以上				
28	146, 233	9, 655	12, 520	9, 109	7, 906	11, 813	51, 003	8. 2	82	4, 183
29	145, 789	9, 342	11, 742	9, 922	8, 184	12, 229	51, 419	7. 5	81	3, 866
30	144, 941	9, 173	11, 123	10, 334	8, 630	12, 587	51, 847	6. 9	78	3, 590
1	144, 249	9, 042	10, 349	10, 940	8, 863	12, 902	52, 096	6. 8	77	3, 520
2	143, 765	8, 900	9, 840	11, 703	8, 469	13, 427	52, 339	6. 2	74	3, 256

(5) 集会所設置費補助事業（簡易老人憩いの家備品購入）【老人福祉法 § 13】

高齢者が気軽に憩える場を設け、あわせて地域コミュニティ活動の場とするため、簡易老人憩いの家を設置する町内会等に対し、備品購入に対する補助を行っています。

令和 2 年度補助実施状況

1 3 地区補助（茶屋河原町内会ほか）

(6) 老人ホーム施設管理運営事業【老人福祉法 § 20 の 4】

居宅で生活が続けることが困難な高齢者が生活する施設として「円月荘」を設置しています。

名称	養護老人ホーム市立円月荘	敷地面積	4, 650.19 m ²
所在地	藤枝市与左衛門 234-1	建物面積	1, 994.71 m ²
指定管理者	社会福祉法人 富水会	建物構造	鉄筋コンクリート造
入所定員	50 人		一部二階建て
移転年月日	昭和 61 年 7 月 24 日		

年度別入所者数及び入退所の状況

(単位：人)

		28			29			30			1			2		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
入所者数 (各年度 3 月 31 日現在)		17	25	41	17	25	42	16	27	43	17	23	40	19	21	40
年度中	入所	2	2	4	2	2	4	1	4	5	3	3	6	3	3	6
	退所	2	3	5	2	2	4	2	2	4	2	7	9	1	5	6

(7) 介護・福祉ぷらん 21 推進事業

ア 介護・福祉オンブズパーソン事業【市単独事業】

介護サービスや高齢者福祉サービス利用者からの苦情について、第三者機関が調査し、事業所に対して勧告、提言を行うため、オンブズパーソンが、公平、中立の立場で、利用者に代わって苦情等を調査しています。改善すべきと指摘を受けた事業者等は、その意見を尊重し、制度やサービス内容の改善の勧告・提言をしています。

11 介護保険【介護保険法】

急速に進む高齢化に対応するため、高齢者の介護を社会全体で支えるしくみとして、平成12年度から介護保険制度が開始され、これに合わせ本市においても、要介護者等の保健、医療及び福祉の増進を図ることを目指した藤枝市介護保険条例が施行されました。高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を定めた「ふじえだ介護・福祉ぷらん21」と合わせて、地域の介護サービス充実のために事業を展開しています。

(1) 被保険者の状況【介護保険法 §9】

介護保険の被保険者は65歳以上の第1号被保険者と40歳から64歳の第2号被保険者から成り立っています。第1号被保険者は前年の収入や所得、課税状況などから11段階の中から保険料を決定しています。第2号被保険者は加入している医療保険により金額が異なります。

(各年度3月31日現在 単位：人)

区 分	28	29	30	1	2
第1号被保険者数	41,423	42,157	42,764	43,147	43,546
前期高齢者	21,645 (52.3%)	21,684 (51.4%)	21,472 (50.2%)	21,304 (49.4%)	21,554 (49.5%)
後期高齢者	19,778 (47.7%)	20,473 (48.6%)	21,292 (49.8%)	21,843 (50.6%)	21,992 (50.5%)
第2号被保険者数	48,382	48,282	48,112	48,110	48,026
計	89,805	90,439	90,876	91,257	91,572

(2) 保険料等の状況【介護保険法 §129】

介護保険の財源は、保険料と公費により賄われており、国・県37.5%、市12.5%、第1号被保険者23%、第2号被保険者27%の割合を基本に※負担しています。

第1号被保険者は、年金から差し引く特別徴収または納付書や口座振替で支払う普通徴収にて保険料を納めます。第2号被保険者のうち、国民健康保険加入者は国民健康保険税として世帯主が納付し、それ以外の者は、健康保険料として給与や賞与から差し引いて納付します。

災害や事故などで、世帯の生計を維持する者が死亡または心身に重大な障害を生じて収入が著しく減少した場合などは、保険料の減免や猶予が受けられます。

※後期高齢者比率及び所得段階別人数比率により国の負担割合が調整される（国調整交付金）ため、各市町村により負担比率は異なる。

ア 保険給付費及び保険料収納額の推移

(単位：円)

	28	29	30	1	2
介護給付費	10,078,970,678	10,208,338,619	10,545,637,358	10,923,045,494	11,292,491,328
居宅(介護予防)サービス	5,485,403,916	5,564,663,002	5,578,314,841	5,685,216,317	5,857,177,885
地域密着(介護予防)サービス	1,014,507,796	1,063,494,091	1,295,242,872	1,440,935,668	1,487,037,866
施設介護サービス	3,350,556,457	3,368,796,677	3,428,827,515	3,526,792,802	3,664,180,490
高額介護サービス費等	221,032,464	203,940,859	235,627,032	262,245,425	276,033,725
審査支払手数料(国保連)	7,470,045	7,443,990	7,625,098	7,855,282	8,061,362
地域支援事業費	224,216,067	352,358,545	431,591,676	444,446,955	452,693,497
保険給付費合計	10,303,186,745	10,560,697,164	10,977,229,034	11,367,492,449	11,745,184,825
保険料収納額	2,534,965,675	2,591,527,052	2,771,959,913	2,764,030,235	2,742,150,380

イ 所得段階別第1号被保険者の状況

第1号被保険者は前年の収入や所得、課税状況などから11段階の中から保険料を決定しています。第2号被保険者は加入している医療保険により金額が異なります。

前年の収入や所得、本人及び世帯員の市民税の課税状況に応じて11段階に区分されており、個人ごとに納付していただいています。

(令和3年3月31日現在 単位：人)

所得段階	月額保険料		特別徴収	普通徴収	併徴	計
第1段階	1,575円	基準額×0.30	3,838	392	101	4,331
第2段階	2,100円	基準額×0.40	3,049	69	50	3,168
第3段階	3,675円	基準額×0.70	2,361	48	68	2,477
第4段階	4,358円	基準額×0.83	4,737	568	54	5,359
第5段階	5,250円	基準額	7,662	77	66	7,805
第6段階	6,038円	基準額×1.15	7,374	545	118	8,037
第7段階	6,825円	基準額×1.30	5,683	457	69	6,209
第8段階	8,138円	基準額×1.55	2,734	380	44	3,158
第9段階	8,820円	基準額×1.68	1,653	212	37	1,902
第10段階	9,450円	基準額×1.80	423	105	17	545
第11段階	10,500円	基準額×2.00	414	124	17	555
計	—	—	39,928	2,977	641	43,546
比率	—	—	91.7%	6.8%	1.5%	100.0%

※所得段階は、低所得のものから1段階、2段階の順です。

ウ 保険料の減免、徴収猶予

(令和3年3月31日現在 単位：件)

区 分	特別徴収	普通徴収	計
減 免	40	10	50
災害等	2	1	3
その他	38	9	47

	特別徴収	普通徴収	計
猶 予	0	0	0
災害等	0	0	0
その他	0	0	0

(3) 要介護（要支援）認定状況【介護保険法 § 27、§ 32】

要介護の認定は、どれくらい介護サービスを行う必要があるかという「介護サービスの必要度」と「状態の維持・改善の可能性」を判断するものです。その判断は、1次判定と2次判定の2段階で行っています。

1次判定は、心身の状況等を調査員が調査した認定調査の結果と主治医意見書をもとに全国一律の基準で実施します。2次判定は、介護認定審査会において1次判定をもとに個別具体的な状況と主治医意見書の内容を加味した上で、要介護状態区分を確定しています。

ア 要介護（要支援）認定者数

(令和3年3月31日現在 単位：人)

区 分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
第1号被保険者	639	895	1,458	1,426	1,120	785	486	6,809
前期高齢者	90	113	146	153	101	74	70	747
後期高齢者	549	782	1,312	1,273	1,019	711	416	6,062
第2号被保険者	15	22	19	34	28	14	19	151
計	654	917	1,477	1,460	1,148	799	505	6,960
比率 (%)	9.4%	13.2%	21.2%	21.0%	16.5%	11.5%	7.2%	100.0%

※等級は、支援や介護を必要とする程度に応じて軽度のものから要支援1～要介護5の順です。

イ 認定申請受付件数

(単位：件、%)

	新 規	更 新	区分変更	合 計
件 数	1,864	3,101	566	5,531
比 率	33.7	56.1	10.2	100.0

ウ 認定調査件数

(単位：件、%)

	市	事業所	計
件 数	4,573	615	5,188
比 率	88.1	11.9	100.0

エ 介護認定審査会【介護保険法 § 14】

介護認定審査会の委員は保健・医療・福祉に関する学識経験者でバランスに配慮した構成で市長が2年の任期で任命しています。審査・判定は4人の合議体で行っています。

(ア) 審査委員の構成

委員数	76 人
委員の内訳	医師 21 人、歯科医師 9 人、薬剤師 4 人、保健師 12 人 看護師等 7 人、理学療法士 4 人、作業療法士 2 人 社会福祉士 7 人、介護福祉士 9 人、福祉施設職員 1 人
合議体数	19 合議体（各 4 人）

(イ) 審査件数

(単位：回、件)

審査会開催回数	197
審査件数	5,182

(ウ) 申請区分別審査件数

(単位：件、%)

	件 数	比 率
新規申請	1,759	33.9
更新申請	2,938	56.7
区分変更申請	485	9.4
計	5,182	100.0

(エ) 介護度別審査判定件数

(単位：件、%)

二次判定結果	在 宅	施 設	計	比 率
自立(非該当)	65	0	65	1.3
要支援 1	512	4	516	10.0
要支援 2	621	4	625	12.1
要介護 1	1,078	52	1,130	21.8
要介護 2	957	69	1,026	19.8
要介護 3	657	142	799	15.4
要介護 4	453	147	600	11.6
要介護 5	262	155	417	8.0
計	4,605	573	5,178	100.0

(4) 居宅介護（介護予防）サービス【介護保険法 § 41、42、53、54】

居宅介護サービスは、介護や看護、入浴介護、リハビリテーションなどを自宅で受けるサービスと、施設を利用する通所、短期入所によるサービスがあります。また福祉用具の貸与、購入費の支給、住宅改修費の支給なども実施しています。

(令和3年2月利用実績 単位：人)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
第 1 号被保険者	243	492	1,124	1,172	721	399	190	4,341
第 2 号被保険者	6	18	15	30	19	13	7	108
計	249	510	1,139	1,202	740	412	197	4,449

(5) 地域密着型（介護予防）サービス【介護保険法 § 42-2、42-3、54-2、54-3】

地域密着型サービスは、認知症やひとり暮らしの高齢者が住み慣れた地域で暮らしながら、介護を受けることのできるサービスで、通い・訪問・泊まりなどを組み合わせた小規模多機能型居宅介護や、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）などがあります。

(令和3年2月利用実績 単位：人)

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合 計
第 1 号被保険者	6	5	219	264	175	114	47	830
第 2 号被保険者	0	0	3	3	3	5	2	16
計	6	5	222	267	178	119	49	846

(6) 施設介護サービス【介護保険法 § 48】

どのような介護が必要かに応じて 3 種類の施設から選択し、利用者や家族が直接施設と契約をします。

生活全般の介護が必要な場合	⇒ 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム：特養)	寝たきりや認知症など常に介護が必要で自宅での介護が困難な人が対象。日常生活上の介護等が受けられる。
リハビリを受けた場合	⇒ 介護老人保健施設 (老人保健施設：老健)	入院治療の必要はないが、リハビリや介護が必要な人が対象。医学的な管理のもと看護、機能訓練などが受けられる。
病院での長期的な療養が必要な場合	⇒ 介護療養型医療施設 (療養病床等)	急性期の治療後、長期間にわたり療養が必要な人が対象。看護体制の整った医療施設で看護、機能訓練などが受けられる。
長期的な療養が必要な場合	⇒ 介護医療院	主に長期にわたり療養が必要な人が対象。医療と介護（日常生活上の世話）が一体的に受けられる。

(令和 3 年 2 月利用実績 単位：人)

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	合計
第 1 号被保険者	570	517	9	17	1,113
第 2 号被保険者	8	6	1	0	15
計	578	523	10	17	1,128

(7) 介護給付適正化事業【介護保険任意事業：国第 4 期介護給付適正化計画に関する指針】

利用者に対する適切なサービスの確保や不適切な給付を削減し、持続可能な介護保険制度を目指すため、給付実績の分析を行っています。

居宅介護支援事業所のケアプランを抽出し、適正かどうかのチェックと指導を行っています。また医療情報との突合を行い、入院中の受給者への介護サービス提供がされていないかなどをチェックしています。あわせて、住宅改修や福祉用具を購入したお宅を訪問し、事業計画や施工状況などを確認しています。

(8) 介護・福祉ぷらん 21 推進協議会【老人福祉法 § 20 の 8 介護保険法 § 117】

高齢者福祉計画と介護保険事業計画とを一体的に定めた「ふじえだ介護・福祉ぷらん 21」の策定への助言及び進行管理と、高齢者福祉全般への意見提言を行うため、「藤枝市介護・福祉ぷらん 21 推進協議会」（公益を代表する者 5 人、介護・福祉サービスに従事する者 5 人、市民及び被保険者 5 人（うち公募 1 人）計 15 人）を設置しています。令和 2 年度は、「第 7 次ふじえだ介護・福祉ぷらん 21」に基づいた介護保険事業実績報告、地域密着型サービスの事業者選定及び地域包括センター運営への意見及び「第 8 次ふじえだ介護・福祉ぷらん 21」の策定への提言などを行いました。

(9) 地域支援事業【介護保険法 § 115 の 45】

平成 18 年 4 月の介護保険制度改正に伴い、高齢者がいつまでも元気に暮らせるように、介護予防を重視した制度の拡充を図るとともに、住み慣れた地域で安心して暮らすことを支援する事業を実施しています。

ア 介護予防・日常生活支援総合事業

要支援者等に対する効果的で効率的な支援等を可能とするため、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスの充実を図り、地域の支え合いの体制づくりを推進しています。

(ア) 介護予防・生活支援サービス事業

多様なサービスとして旧介護予防訪問介護及び通所介護に相当するサービスのほか、主に雇用労働者が行う緩和した基準によるサービス A、住民主体による支援 B、保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス C があり、介護保険の指定事業所の他にも多種多様な主体が参画し、介護予防に資する事業を実施しています。

a 総合事業訪問介護

平成 29 年度より介護給付費より移管されたサービスで、要支援者を対象に介護者が自宅へ訪問し、入浴、排せつ、食事等の身体介護や生活援助を行っています。

(単位：件)

	29	30	1	2
利用件数	737	857	887	873

b 介護予防生活援助サービス

平成 29 年度より新設されたサービス。日常生活の自力で行うには困難な行為で、同居家族などの支援が受けられない場合に、ヘルパー等を派遣して家事等を一緒に行うことで日常生活動作能力の維持・向上を支援します。

(単位：件)

	29	30	1	2
利用件数	411	1,129	1,267	1,473

c 訪問型サービス A（委託事業所により提供される緩和した基準によるサービス）

《シルバー生活援助サービス》

日常生活において自力で行うには困難な買い物、調理、掃除、洗濯などで、同居家族等の支援が受けられない場合に、シルバー人材センターより支援員を派遣してその行為を利用者と一緒に行っています。

	29	30	1	2
利用実人数（人）	4	5	10	16
実施回数（回）	74	164	271	336
利用延時間（時間）	83	203	297	401

d 訪問型サービスB（住民主体等によるサービス）

《地域支え合い生活支援事業》

特定非営利活動法人や地域のボランティア等が主体となって日常生活において自力で行うには困難な買い物、調理、掃除、洗濯、布団干し等で同居家族などの支援が受けられない場合に、家庭に訪問して軽易な支援を行っています。

	29	30	1	2
登録団体数（団体）	3	3	4	5
うち補助金申請団体（団体）	0	0	0	0
補助事業に係る受入れ延人数（人）	0	0	0	0

※登録団体名：駿河台支えあいの会「ぼちぼち」、田沼支え愛の会、キー坊大縁隊、広幡お助け隊、はちすけ

e 訪問型サービスC

《介護予防短期集中訪問リハビリ指導》

	29	30	1	2
利用実人数（人）	16	27	25	21
実施回数（回）	19	31	35	39
参加延人数（人）	19	31	35	39

f 訪問型サービスD

《地域支え合い移動支援事業》

登録団体が主体となって、通所型サービスB、ふれあいサロン、介護予防教室事業への送迎を行っています。

	30	1	2
登録団体数（団体）	1	1	1
利用実人数（人）	5	8	0
実施回数（回）	9	44	0

g 総合事業通所介護

平成29年度より介護給付費より移管されたサービスで、要支援者を対象に介護予防を目的として施設に通わせ、当該施設において、入浴、排せつ、食事等の介護の日常生活上の支援及び機能訓練を行っています。

（単位：件）

	29	30	1	2
利用件数	2,152	2,398	2,368	2,241

h 介護予防デイ

平成29年度より新設。身体介護の必要のない方が、施設に通い、介護予防のための生活機能向上の訓練を行います。

(単位：件)

	29	30	1	2
利用件数	1,170	4,093	4,632	4,528

i 通所型サービスA（委託事業所により提供される緩和した基準によるサービス）

《介護予防生きがいデイ》

いきいきサロン藤の里、生きがいデイサービスセンター大洲、いきいきサロンきすみれの里において、自立高齢者とともに介護予防のための生活機能向上の訓練を行っています。

	29	30	1	2
利用実人数（人）	7	10	10	11
実施回数（回）	184	257	297	451
参加延人数（人）	184	257	304	451

j 通所型サービスB（住民主体等によるサービス）

《地域支え合い通所事業》

地域住民が主体となって運営する通いの場で、生活機能向上の訓練として体操、運動、レクリエーション及び認知症予防のための脳トレ等を行っています。

	29	30	1	2
登録団体数（団体）	2	2	2	2
うち補助金申請団体（団体）	1	1	1	1
補助事業に係る受入れ延人数（人）	139	359	324	406

※登録団体名：ほっとな居場所 輪笑、くつろぎカフェ かいらハウス

k 通所型サービスC

《介護予防短期集中通所リハビリ指導》

・医療法人社団 聖稜会、医療法人 志太会

	29	30	1	2
利用実人数（人）	13	22	51	63
実施回数（回）	20	40	83	100
参加延人数（人）	245	306	732	778

(イ) 一般介護予防事業

日常生活上の介護は必要ないが、生活機能が低下している高齢者などを対象に、要支援・要介護状態になることを防止するサービスを実施しています。平成 29 年度より介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、二次予防と一次予防の区分けを廃止し、一本化しています。

a アクティブシニアチェック

日常生活における生活機能の低下の有無を把握する質問票を送付して、得られた回答をもとに、生活機能の低下がみられた人に対し、介護予防事業への参加を啓発・促進しています。

(単位：人)

	28	29	30	1	2
対象者数	7,534	7,896	8,485	8,806	9,410
回答者数	5,570	6,040	6,130	6,559	7,110
回答率	73.9%	76.5%	72.2%	74.5%	75.6%
生活機能低下なし	3,563	4,424	4,569	3,778	4,007
生活機能低下あり	2,007	1,591	1,534	2,781	3,103

※平成 22 年度まで、健康診査と同日実施

※平成 27、28 年度調査は、要介護者及び要支援者を除く第 1 号被保険者のうち 75～89 歳の年齢の高齢者に対し実施。

※平成 29、30 年度調査は、要介護者、要支援者及び事業対象者を除く第 1 号被保険者のうち 70～79 歳の高齢者に対し 2 か年で実施。

※平成 31、令和 2 年度調査は、要介護者、要支援者及び事業対象者を除く第 1 号被保険者のうち 70～79 歳の高齢者に対し 2 か年で実施。判定基準を基本チェックリストに準じた形に変更。

b 認知症予防事業

アクティブシニア大学“脳学部”として音読、簡単な計算を中心とする教材を用いた学習により、脳機能を向上させる認知症予防を実施しています。

(単位：人)

	27		28		29		30	
	参加者数	延参加者数	参加者数	延参加者数	参加者数	延参加者数	参加者数	延参加者数
藤枝教室	38	1,098	41	1,098	37	965	36	1,057
青島教室	43	1,206	40	1,023	42	1200	32	977
岡部教室	16	528	10	243	11	249	13	374

※脳学部は R1 年度より“総合学部”（d. 総合型予防教室事業）に統合

c 運動器の機能向上事業

アクティブシニア大学“運動学部”として筋力の維持・向上のための運動が必要な人を対象に、個別に計画を作成し、トレーニングを実施しています。

○旧二次予防事業・旧一次予防事業

(単位：人)

	教室名	25		26		27		28	
		参加者数	延参加者数	参加者数	延参加者数	参加者数	延参加者数	参加者数	延参加者数
旧二次予防	北げんき村体操教室	15	540	15	474	15	368	18	314
	南げんき村体操教室	13	211	14	294	9	167	14	242
	かるやか体操教室 火曜コース	8	319	11	317	6	141	9	208
	かるやか体操教室 水曜コース	5	169	15	323	9	291	9	86
	水中ウォーキング教室	4	74	8	181	2	46	3	62
	水中イキイキ教室	4	49	1	12	2	30	1	13
	水中ワクワク教室	13	368	14	322	9	163	9	114
	身体すっきり教室	9	221	9	210	12	268	15	308
	シルバー流健康体操教室金曜	—	—	—	—	—	—	4	76
旧一次予防	北げんき村体操教室	7	144	7	171	3	136	5	63
	南げんき村体操教室	16	266	13	221	8	173	13	267
	かるやか体操教室 火曜コース	13	347	10	290	19	562	15	356
	かるやか体操教室 水曜コース	15	413	14	366	15	364	17	281
	水中ウォーキング教室	16	330	12	222	13	294	11	278
	水中イキイキ教室	12	220	1	179	9	71	11	231
	水中ワクワク教室	10	212	11	256	10	133	19	384
	身体すっきり教室	10	178	14	282	17	354	18	367
	シルバー流健康体操教室火曜	23	446	22	301	19	419	18	309
	シルバー流健康体操教室金曜	23	418	24	516	13	386	21	459
	マスターズ健康倶楽部	18	249	—	—	14	373	17	296
	ロコモ若返り体操教室水曜	—	—	—	—	33	332	32	381
	ロコモ若返り体操教室木曜	—	—	—	—	35	336	30	352

※参加者数は実人数で計上

○一般介護予防事業

(単位：人)

学部	学科	教室	29		30		1		2	
			参加者数	延参加者数	参加者数	延参加者数	参加者数	延参加者数	参加者数	延参加者数
健康体操学部	シルバー健康体操学科	広幡地区交流センター教室	20	485	21	434	—	—	—	—
		シルバー人材センター教室	32	792	31	773	—	—	—	—
	健康体操学科	勤労者体育館教室	27	655	25	628	28	354	—	—
マスターズ運動学部	マシン運動学科	マシン運動競技教室	24	453	29	598	25	279	23	310
水中運動学部	水中運動学科	西益津温水プール教室	30	572	33	680	31	366	20	222
		大洲温水プール教室	33	775	31	664	25	296	21	242
ロコモ体操学部	ロコモ総合学科	高州地区交流センター教室	25	591	23	447	—	—	—	—
		葉梨地区交流センター教室	25	538	28	576	24	290	—	—
	ロコモ体操学科	からやか教室（火曜コース）	21	521	24	418	26	301	—	—
		からやか教室（水曜コース）	22	420	—	—	—	—	—	—
		第2開寿園教室	21	250	—	—	—	—	—	—
		原会館教室	—	—	11	129	—	—	—	—
		水守町内会館教室	—	—	13	154	—	—	—	—
		静岡県武道館教室	22	266	27	304	—	—	—	—
		広幡地区交流センター教室	16	203	—	—	—	—	—	—
		白ふじの里教室	17	215	—	—	—	—	—	—
		高州教室	—	—	14	163	—	—	—	—
		岡部教室	—	—	—	—	13	175	—	—
		ロコモ体操競技教室	—	—	—	—	11	91	—	—

※参加者数は実人数で計上

d 総合型予防教室事業

アクティブシニア大学“総合学部”として栄養改善、口腔機能の向上、運動器機能の向上を複合させた総合的な介護予防を実施しています。

○旧二次予防事業・旧一次予防事業

(単位：人)

	教室名	25		26		27		28	
		参加者数	延参加者数	参加者数	延参加者数	参加者数	延参加者数	参加者数	延参加者数
旧二次	ふじえだ楽楽教室	17	301	17	424	25	306	14	295
予防	きすみれ元気教室	20	266	14	213	13	220	14	227
旧一次	ふじえだ楽楽教室	13	253	13	245	7	142	16	302
予防	きすみれ元気教室	21	264	19	475	15	219	12	211

※参加者数は実人数で計上

○一般介護予防事業

(単位：人)

学部	学科	教室	29		30		1		2	
			参加者数	延参加者数	参加者数	延参加者数	参加者数	延参加者数	参加者数	延参加者数
総合学部	健康学科	田沼教室	20	495	19	446	23	267	—	—
		きすみれ教室	21	419	26	538	36	443	—	—
		高洲地区交流センター教室	—	—	—	—	21	277	16	205
		藤枝地区交流センター教室	—	—	—	—	22	276	9	128
		かろやか教室	—	—	—	—	—	—	15	196
		葉梨地区交流センター教室	—	—	—	—	—	—	10	100
		青島北地区交流センター教室	—	—	—	—	—	—	10	139
		青島南地区交流センター教室	—	—	—	—	—	—	11	140
		岡部教室	—	—	—	—	—	—	14	156

e 栄養改善事業

アクティブシニア大学“栄養学部”として、低栄養状態にある（おそれのある）高齢者に対し、栄養士の訪問により栄養改善プログラムを実施する事業で、平成29年度より、事業を介護予防・生活支援サービス事業に再編しました。

(単位：人)

	25	26	27	28
実人数	0	0	1	0

f 介護予防普及啓発事業

安心すこやかセンター（地域包括支援センター）に委託し、運動機能や栄養状態の維持、改善をはじめとした介護予防の必要性などの啓発を実施しています。

	28	29	30	1	2
参加者数（人）	3,872	4,231	4,282	4,385	1,515
実施回数（回）	134	142	167	165	71

g 高齢者生きがい活動促進事業

高齢者が生きがいのある豊かな人生を送るため、仲間づくりや健康づくりのための事業を実施しています。主な事業としては、作品展示会、パソコン講座、生きがいと健康を考える集い等を実施し、457人が参加しました。

h ふれあいサロン活動支援事業

地域で安心して過ごすことができるよう、高齢者が日常的に集まり、楽しいひと時を過ごす場として、ふれあいサロンを開催しています。地区社協において、ボランティアが運営している同事業に対して、市では、高齢者の生きがいや健康づくり推進の一環として、社会福祉協議会に対し補助金を交付しています。

	28	29	30	1	2
実施カ所（カ所）	55	56	65	70	70
参加実人員（人）	1,441	1,456	1,660	1,797	1,808
参加延人数（人）	16,552	18,412	22,650	21,846	18,032

※人数は高齢者のみの数

i ふれあい会食会支援事業

一人暮らし高齢者のコミュニケーションを促進し、生きがいづくりを行うため、地区社協において、食事を通じた場づくりとして、ふれあい会食を実施しています。

ボランティアで行っている同事業に対して、市では、高齢者の生きがいや健康づくり推進の一環として、社会福祉協議会に対し補助金を交付しています。

	28	29	30	1	2
実施カ所（カ所）	7	8	8	9	8
参加実人員（人）	161	194	234	249	201
参加延人数（人）	1,129	1,204	1,252	1,334	983

※人数は一人暮らし高齢者のみの数

イ 包括的支援事業

(ア) 地域包括支援センター運営事業

市内 7 ヲ所に地域包括支援センターを設置し、主任ケアマネジャーや社会福祉士などの専門職を配置して、地域における高齢者の総合的な相談窓口として、いろいろな問題の解決を支援しています。

悩み相談をはじめ、虐待や消費者被害の防止、健康づくりや介護予防の提案、地域のケアマネジャーの支援、地域のさまざまな機関・専門家との連携協力体制づくりなど幅広い役割を果たしています。

同センターは、市民に分かりやすく親しまれるよう、通称“安心すこやかセンター（あんすこ）”として、事業を進めています。

（圏域の 65 歳以上は令和 3 年 3 月 31 日現在）

	圏域の 65 歳以上 (人)	延べ 相談人数 (人)	相談件数 複数件数あり (件)				
			総合相談	権利擁護	ケアマネ支援	介護予防	その他
グリーンヒルズ藤枝 (瀬戸谷・稲葉・藤枝一部)	4,826	976	732	128	62	28	161
開寿園 (葉梨・広幡)	6,375	849	738	63	36	51	12
ふじトピア (西益津・藤枝一部)	7,291	1,702	1,373	41	85	131	15
社会福祉協議会 (青島一部)	7,418	1,508	1,898	491	409	68	229
第 2 開寿園 (青島一部・大洲一部)	5,580	1,350	980	217	47	84	109
愛華の郷 (高洲・大洲一部)	7,826	1,938	1,487	499	201	86	31
亀寿の郷 (岡部)	4,123	1,715	1,106	214	269	185	38
合計	43,439	10,038	8,314	1,653	1,109	633	595

(イ) 認知症総合支援事業

【一般会計から介護保険任意事業に組み替え：国認知症施策推進 5 か年計画オレンジプラン（H26～）】

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するために、医療、介護及び相談支援を行うとともにネットワークを形成し、認知症の人や家族への支援体制を整えています。

専任の認知症地域支援推進員 1 名を地域包括ケア推進課に、各地域包括支援センターに兼務で 1 名配置しています。

平成 28 年 1 月、市内 7 ヲ所の安心すこやかセンターに「認知症初期集中支援チーム」が設置されました。複数の専門職が家族の訴え等により、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね 6 ヲ月）に行い、自立生活のサポートを行います。

a 認知症コールセンター事業

認知症高齢者や認知症に関する疑問や悩みを解決するため、相談先として藤枝市社会福祉協議会在宅福祉センター内に「藤枝市認知症コールセンター」を設置し、電話による相談を受け付けています。

電話番号:054-643-7830(なやみゼロ)

受付時間:月～金 9時～17時(祝日、年末年始は除く)

(単位:件)

	28	29	30	1	2
相談件数	54	57	32	44	42

b 認知症見守りネットワーク事業

認知症などにより、行方不明になる可能性のある人の名前・住所・連絡先・写真等を事前に登録し、実際に行方不明になった時に、登録した情報を活用し、早期に発見・保護するための事業です。平成27年2月から開始しました。

(単位:件)

	28	29	30	1	2
延べ登録件数	112	159	224	349	457

(ウ) 生活支援体制整備事業【介護保険法 § 115 の 45 第 2 項第 5 号】

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進するため、市内全域又は日常生活圏域を担当する生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)を配置し、不足するサービスや担い手の創出・養成、活動する場の確保等に努めるとともに、支え合いの地域づくりに関する定期的な情報共有及び連携強化(ネットワーク構築)の場として協議体を設置し、互助を基本とした生活支援等サービスが創出されるよう取組を積極的に進めています。

(単位:人又はヵ所)

	第1層(市内全域)	第2層(日常生活圏域)
生活支援コーディネーター (地域支え合い推進員)	1	6
協議体 (支え合い地域づくり会議等)	1	10

※第2層の協議体については、日常生活圏域(10地区)ごとに設置。(青島地区については、南北に分けて2ヵ所設置。)

※協議体の名称は、設置・運営方法に合わせ「支え合い地域づくり会議」等の名称により実施。

ウ 任意事業

(ア) 介護者支援事業

介護者の日常の労苦に対する慰労と、介護者相互の交流及び研修等の支援事業を行っています。令和2年度は、介護者を励ます集いに46名、家族介護教室は6回開催し、99名の参加がありました。

(イ) 日常生活用具給付等事業

在宅で生活している要介護3以上の高齢者で常時紙おむつを使用している方に、紙おむつ現物又は紙おむつ券を支給し、高齢者への介護支援及び家族負担軽減を図っています。令和2年度は、8,864件の支給を行いました。

(ウ) 介護さわやか相談員派遣事業

サービスの質を向上させることを目的に、施設サービスの利用者の苦情や相談を施設に伝える介護さわやか相談員派遣事業を実施しています。令和2年度は、16名の相談員を25施設に派遣しました。

(エ) 高齢者支援会議運営事業

市では、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する協議を行うため、多職種・多機関で構成する会議を行い、地域の課題や社会資源の把握から見えた課題を解決するための検討や施策への展開を図ります。

(令和2年度)

	委員数	開催回数	委員構成
高齢者支援会議	17	年3回	介護・福祉 12 保健・医療 3 警察 1 市民相談 1

(オ) 藤枝市介護支援研究会活動支援事業

介護保険制度の正確な執行に向け、介護支援専門員（ケアマネジャー）の連携と資質の向上を図るため、会員相互の情報交換や関係機関との連携・意見交換・研修会等の活動を実施しています。市では、本会の活動を支援しています。

(令和2年度)

	会長	会員数(人)	開催回数(回)	
			運営委員会	全体会
藤枝市介護支援研究会	福原 正規	183	10	1

(カ) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害のある高齢者等の財産や権利を保護するための制度です。親族等から家庭裁判所への申し立てにより、後見人等が選任され、財産管理等に関する契約等の法律行為全般を保護しますが、身寄りがない等の理由で、親族等からの申し立てが期待できない場合は、市長に申立権が認められています。

(単位：件)

	28	29	30	1	2
市長申立件数	3	1	3	1	13
後見人等報酬助成件数	8	9	13	21	22

(キ) 認知症サポーター養成講座

認知症の正しい知識や対応方法を啓発するため、キャラバン・メイトと呼ばれる講師が地域、職場、学校などで講座を開き、認知症の人と家族を支える認知症サポーターの養成を行っています。

(単位：人)

	28	29	30	1	2
参加人数	1,591	1,258	1,936	1,579	990

12 児童福祉

児童が心身ともに健やかに生まれ、育成されることを理念として、子育て・育児の支援や親等への経済的な支援、家庭相談や発達支援などを行っています。

(1) 保育所【児童福祉法 § 35】

保護者の労働等により保育の必要な乳児又は幼児を保育することを目的とした施設であり、現在市立 3、私立 13、計 16 か所が設置されています。

ア 私立保育所の概要

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

設立年月日	施設名	定員	所在地	経営主体
S 28. 6. 1	青木橋保育園	90 名	南新屋 224-4	(福) 青木橋福祉会
S 34. 4. 1	藤枝保育園	120 名	若王子 3-4-33	(福) 四恩会
S 42. 6. 1	岡部聖母保育園	60 名	岡部町内谷 581-2	(福) 聖母福祉会
S 43. 4. 1	藤枝聖マリア保育園	150 名	下薮田 733-1	(福) 聖母福祉会
S 54. 4. 1	たちばな保育園	135 名	上当間 443-3	(福) 青山会
H 6. 4. 1	ふじの花保育園	140 名	与左衛門 41-8	(学) 大雄学園
H 16. 12. 1	ひよこ保育園	90 名	青南町 2-6-66	(福) ひよこ福祉会
H 23. 4. 1	わかば保育園	60 名	大東町 47-1	(福) 若葉福祉会
H 24. 4. 1	ガゼルの森(保育部)	150 名	城南 1-5-5	(福) ハルモニア
H 27. 4. 1	どんぐり保育園藤枝	60 名	前島 2-12-13	(株) セイワ企画
H 28. 4. 1	あおぞら保育園	89 名	高岡 4-2-40	(株) みらい
H 29. 4. 1	青葉ひよこ保育園	60 名	青葉町 3-8-14	(福) ひよこ福祉会
H 31. 4. 1	わかばみや保育園	72 名	兵太夫 505-11	(福) 若葉福祉会

※城南保育園は、平成 24 年 4 月より民営化され、ガゼルの森として開園

※ふじの花保育園は、平成 20 年 4 月より民営化され、学校法人大雄学園が運営

イ 市立保育所の施設内容

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

名 称	前島保育園	岡部みわ保育園	岡部あさひな保育園
所 在 地	前島 3 丁目 16-31	岡部町内谷 1629-1	岡部町宮島 517-1
事業開始年月日	S52. 4. 1	S55. 4. 1	H11. 10. 1
入所定員	150 名	75 名	70 名
敷地面積	2, 824. 50 m ²	2, 456. 44 m ²	2, 838. 60 m ²
建築面積	1, 041. 73 m ²	443. 25 m ²	595. 41 m ²
建物構造	鉄骨造平屋建	鉄骨造平屋建	木造平屋建
職 員 数	施設長 1 保育士 28 看護師 1 調理員 5 用務員 1	施設長 1 保育士 16 調理員 4	施設長 1 保育士 15 調理員 3

ウ 保育所入所状況

(各年度 3 月 31 日現在 単位：人)

	28 年度		29 年度		30 年度		元年度		2 年度	
	定員	入所児童数	定員	入所児童数	定員	入所児童数	定員	入所児童数	定員	入所児童数
前島	150	142	150	141	150	138	150	129	150	121
岡部みわ	75	68	75	67	75	72	75	71	75	61
岡部あさひな	70	42	70	40	70	48	70	49	70	46
藤枝	120	127	120	124	120	126	120	119	120	114
青木橋	90	98	90	95	90	96	90	98	90	90
藤枝聖マリア	150	153	150	152	150	150	150	153	150	152
たちばな	135	131	135	126	135	132	135	133	135	128
ひよこ	90	95	90	93	90	92	90	92	90	90
ふじの花	140	139	140	139	140	136	140	135	140	136
岡部聖母	60	70	60	71	60	71	60	71	60	72
わかば	60	70	60	68	60	70	60	70	60	64
ガゼルの森保育部	150	155	150	153	150	153	150	149	150	138
どんぐり	60	55	60	54	60	57	60	61	60	60
あおぞら	89	71	89	85	89	84	89	90	89	86
青葉ひよこ	—	—	60	45	60	60	60	63	60	65
わかばみや	—	—	—	—	—	—	72	60	72	72
市内計	1,439	1,416	1,499	1,453	1,499	1,485	1,571	1,543	1,571	1,495
市外委託	—	36	—	29	—	14	—	24	—	24
合計	—	1,452	—	1,482	—	1,499	—	1,567	—	1,519

エ 保育所入所人員（年齢別）

(令和 3 年 3 月 31 日現在 単位：人)

		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計
市立	前島	10	16	21	25	24	25	121
	岡部みわ	3	5	9	14	14	16	61
	岡部あさひな	2	5	6	10	12	11	46
私立	藤枝	10	17	15	24	24	24	114
	青木橋	6	12	13	20	19	20	90
	藤枝聖マリア	15	24	24	30	29	30	152
	たちばな	15	18	22	25	24	24	128
	ひよこ	11	14	16	16	18	15	90
	ふじの花	12	15	23	28	30	28	136
	岡部聖母	6	10	12	15	14	15	72
	わかば	6	10	11	11	14	12	64
	ガゼルの森	11	18	21	29	29	30	138
	どんぐり	6	8	10	11	13	12	60
	あおぞら	9	14	13	17	16	17	86
	青葉ひよこ	9	9	11	12	12	12	65
	わかばみや	6	11	13	15	19	8	72
市内計		137	206	240	302	311	299	1,495
市外委託		4	3	3	2	6	6	24
合 計		141	209	243	304	317	305	1,519

(2) 幼稚園【学校教育法 § 39】

3歳から小学校就学までの幼児が学習するための教育施設であり、市内に11施設（私立）があります。

ア 幼稚園の概要

（令和3年4月1日現在）

設立認可年月日 (学校法人認可年月日)	施設名	定員	所在地	経営主体
S26. 8. 31 (S35. 3. 31)	藤枝聖母	240名	茶町 1-2-51	(学) 静岡聖母学園
S27. 11. 4 (S53. 12. 26)	藤枝東	300名	若王子 3-4-34	(学) 藤岡学園
S27. 11. 4 (S53. 12. 26)	藤枝西	90名	茶町 1-1-33	(学) 藤岡学園
S30. 7. 25 (S48. 4. 1)	西益津	200名	郡 1009	(学) 藤岡学園
S42. 5. 26 (S42. 5. 26)	藤岡	130名	藤岡 2-7-1	(学) 藤岡学園
S59. 3. 15 (S59. 3. 15)	藤枝音羽	100名	音羽町 3-10-6	(学) 藤岡学園
S32. 8. 17 (S35. 4. 14)	岡部聖母	210名	岡部町内谷 1327-1	(学) 静岡聖母学園
S55. 3. 1 (S55. 3. 1)	平島	90名	平島 602-99	(学) 藤枝スズキ学園
S19. 3. 25 (S27. 11. 4)	藤枝順心高等学校附属	420名	前島 2-3-2	(学) 藤枝学園
S30. 7. 25 (S30. 7. 25)	高洲	300名	高柳 2-6-1	(学) 高洲学園
S50. 11. 28 (S30. 7. 25)	高洲南	300名	高洲 54-4	(学) 高洲学園

イ 幼稚園入園状況

(各年5月1日現在 単位：人)

園名	29 年度		30 年度		元年度		2 年度		3 年度	
	定員	入園児 童数	定員	入園児 童数	定員	入園児 童数	定員	入園児 童数	定員	入園児 童数
藤枝聖母	240	112	240	78	240	53	240	54	240	65
藤枝東	300	224	300	211	300	197	300	169	300	147
藤枝西	90	63	90	69	90	60	90	56	90	46
西益津	200	147	200	117	200	88	200	73	200	73
藤岡	130	86	130	70	130	79	130	65	130	65
藤枝音羽	100	81	100	70	100	67	100	60	100	60
稲葉	100	30	100	30	—	—	—	—	—	—
葉梨	190	173	190	160	190	153	190	146	—	—
岡部聖母	210	155	210	135	210	132	210	115	210	115
高根	80	9	80	7	80	6	—	—	—	—
瀬戸谷	90	23	90	19	90	14	—	—	—	—
平島	90	49	90	55	90	50	90	55	90	54
藤枝順心 高等学校 附属	420	268	360	267	360	262	420	274	420	314
高洲	300	211	300	216	300	183	300	162	300	150
高洲南	300	170	300	165	300	147	300	130	300	122
大洲	270	183	—	—	—	—	—	—	—	—
こばと	250	254	—	—	—	—	—	—	—	—
駿河台	175	148	—	—	—	—	—	—	—	—
志太	170	113	170	116	170	121	—	—	—	—
合計	3,705	2,499	2,950	1,785	2,850	1,612	2,570	1,359	2,380	1,211

ウ 幼稚園入園人員（年齢別）

（令和３年５月１日現在 単位：人）

園名	満３歳	３歳	４歳	５歳	合計
藤枝聖母		25	18	22	65
藤枝東		44	41	62	147
藤枝西		17	14	15	46
西益津		24	27	22	73
藤岡		19	19	27	65
藤枝音羽		17	19	24	60
岡部聖母	2	34	34	45	115
平島		15	21	18	54
藤枝順心 高等学校 附属	6	120	98	90	314
高洲	4	46	51	49	150
高洲南		40	41	41	122
合計	12	401	383	415	1,211

(3) 認定こども園【就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 § 12】

幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設で、市内に 10 園（私立）あります。

ア 認定こども園の概要

(令和 3 年 4 月 1 日現在)

認可認定年月日 (学校法人認可年月 日)	施設名	定員	所在地	経営主体
H23. 4. 1 (S46. 12. 23)	幼保連携型認定こども園 青島こども園	359 名	小石川町 4-1-3	(学)大雄学園
H26. 4. 1 (S39. 3. 30)	広幡こども園	252 名	鬼島 393	(学)広幡学園
H29. 3. 30 (S53. 3. 27)	認定こども園 藤枝橋幼稚園	70 名	北方 1130-13	(学)橋学園
H30. 3. 30 (S36. 4. 1)	駿河台こども園	223 名	駿河台 2-13-2	(学)法城学園
H30. 3. 30 (S46. 4. 1)	こばとこども園	250 名	瀬戸新屋 70	
H30. 3. 30 (S33. 12. 23)	大洲こども園	216 名	大洲 2-27-13	(学)大洲学園
H31. 3. 29 (S30. 3. 22)	いなばこども園	114 名	堀之内 520-3	(学)稲葉学園
R2. 3. 27 (S47. 3. 27)	せとやこども園	65 名	本郷 225	(学)瀬戸谷学園
R2. 3. 27 (S46. 12. 23)	幼保連携型認定こども園 志太こども園	159 名	志太 3-14-28	(学)大雄学園
R3. 3. 29 (S35. 4. 14)	幼保連携型認定こども園 葉梨こども園	186 名	下之郷 1713-6	(学)葉梨学園

イ 認定こども園入園状況

(各年度 3 月 31 日現在 単位：人)

園名	28 年度		29 年度		30 年度		元年度		2 年度	
	定員	入園児童数	定員	入園児童数	定員	入園児童数	定員	入園児童数	定員	入園児童数
青島こども園 (1 号)	270	272	270	274	270	269	270	261	270	230
〃 (2 号・3 号)	89	99	89	99	89	103	89	104	89	106
広幡こども園 (1 号)	156	127	156	117	156	117	156	120	156	106
〃 (2 号・3 号)	96	99	96	110	96	110	96	105	96	108
藤枝橋幼稚園 (1 号)	-	-	45	31	45	27	40	23	40	17
〃 (2 号)	-	-	15	9	15	15	30	30	30	27
駿河台こども園 (1 号)	-	-	-	-	148	132	148	105	148	101
〃 (2 号・3 号)	-	-	-	-	75	59	75	75	75	70
こばとこども園 (1 号)	-	-	-	-	190	204	190	161	190	140
〃 (2 号)	-	-	-	-	60	28	60	47	60	53
大洲こども園 (1 号)	-	-	-	-	141	111	141	92	141	92
〃 (2 号・3 号)	-	-	-	-	75	53	75	69	75	76
いなばこども園 (1 号)	-	-	-	-	-	-	60	19	45	20
〃 (2 号・3 号)	-	-	-	-	-	-	54	59	69	58
せとやこども園 (1 号)	—	—	—	—	—	—	—	—	32	13
〃 (2 号・3 号)	—	—	—	—	—	—	—	—	33	27
志太こども園 (1 号)	—	—	—	—	—	—	—	—	81	90
〃 (2 号・3 号)	—	—	—	—	—	—	—	—	78	85
合計	611	597	671	640	1,360	1,228	1,484	1,270	1,708	1,419

ウ 認定こども園人員（年齢別）

（令和３年３月３１日現在 単位：人）

園名	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	合計
青島こども園（１号）	-	-	30	45	78	77	230
〃（２号・３号）	9	18	18	21	20	20	106
広幡こども園（１号）	-	-	0	32	37	37	106
〃（２号・３号）	6	18	17	24	23	20	108
藤枝橘幼稚園（１号）	-	-	2	2	10	3	17
〃（２号）	-	-	0	9	11	7	27
駿河台こども園（１号）	-	-	10	29	39	23	101
〃（２号・３号）	6	11	10	15	14	14	70
こばとこども園（１号）	-	-	9	39	41	51	140
〃（２号）	-	-	-	19	19	15	53
大洲こども園（１号）	-	-	8	22	31	31	92
〃（２号・３号）	6	12	11	16	13	18	76
いなばこども園（１号）	-	-	4	7	6	3	13
〃（２号・３号）	6	9	8	12	12	11	58
せとやこども園（１号）	-	-	3	6	1	3	13
〃（２号・３号）	3	3	5	5	7	4	27
志太こども園（１号）	-	-	10	29	22	29	90
〃（２号・３号）	9	12	11	17	21	15	85
合計	45	83	156	349	405	381	1,419

※１号の２歳は、満３歳入園

(4) 地域型保育事業【児童福祉法第34条の15】

市が認可した事業所で、0～2歳児を対象とした施設であり、市内に32箇所あります。

ア 地域型保育事業 定員数 (令和3年4月1日現在 単位：人)

施設種別	園名	定員
小規模保育事業A型	チャイルドルーム・リリー藪田園	12
小規模保育事業A型	もりのいえ保育園	6
小規模保育事業A型	らんらん保育園	15
小規模保育事業A型	あいキッズランドたぬま園	19
小規模保育事業A型	あいキッズランドみなみ園	19
小規模保育事業A型	ほのぼの保育園	16
小規模保育事業A型	みらい保育園	19
小規模保育事業A型	保育所さばう藤枝郡園	15
小規模保育事業A型	すまいる保育園	15
小規模保育事業A型	すばる保育園	12
小規模保育事業A型	あおぞらキッズ保育園	19
小規模保育事業A型	いちご保育園	12
小規模保育事業A型	藤枝のんのん保育園	19
小規模保育事業A型	Orange Egg	19
小規模保育事業A型	Preschool ALICE	19
小規模保育事業A型	ミキネおひさまの森保育園	12
小規模保育事業A型	古民家保育園かえるの家	19
小規模保育事業A型	チャイルドルーム・リリー高洲園	19
小規模保育事業A型	アンテレ保育園	12
小規模保育事業A型	風の子の家	12
小規模保育事業A型	キッズルーム・リトルハッピー	19
小規模保育事業C型	つくしんぼ保育園	9
小規模保育事業C型	さくらママ	10
小規模保育事業C型	しらゆり保育園	9
小規模保育事業C型	ひまわり保育所	9
小規模保育事業C型	クレヨンハウス	9
小規模保育事業C型	わんぱくルーム	9
家庭的保育事業	さくらんぼ保育園	5
家庭的保育事業	リトルリリー保育室	5
事業所内保育事業	プティ保育園	27
事業所内保育事業	平成会ひまわり保育所	25
事業所内保育事業	プティ藤枝南園	27
計		473

イ 地域型保育事業利用人員（年齢別）

（令和３年３月３１日現在 単位：人）

施設種別	園名	０歳児	１歳児	２歳児	合計
小規模保育事業Ａ型	チャイルドルームリリー薮田園	3	5	4	12
小規模保育事業Ａ型	もりのいえ保育園	0	4	1	5
小規模保育事業Ａ型	らんらん保育園	4	6	3	13
小規模保育事業Ａ型	あいキッズランドたぬま園	13	5	0	18
小規模保育事業Ａ型	あいキッズランドみなみ園	0	12	6	18
小規模保育事業Ａ型	ほのぼの保育園	5	4	6	15
小規模保育事業Ａ型	みらい保育園	6	9	2	17
小規模保育事業Ａ型	保育所さばう藤枝郡園	6	4	4	14
小規模保育事業Ａ型	すまいる保育園	3	8	4	15
小規模保育事業Ａ型	すばる保育園	4	6	2	12
小規模保育事業Ａ型	あおぞらキッズ保育園	6	8	6	20
小規模保育事業Ａ型	藤枝のんのん保育園	4	9	8	21
小規模保育事業Ａ型	いちご保育園	3	5	4	12
小規模保育事業Ａ型	preschool ALICE	5	10	1	16
小規模保育事業Ａ型	ミキネおひさまの森保育園	2	4	5	11
小規模保育事業Ａ型	古民家保育園かえるの家	2	7	9	18
小規模保育事業Ａ型	Orange Egg	6	9	5	20
小規模保育事業Ａ型	チャイルドルームリリー高洲園	7	8	5	20
小規模保育事業Ａ型	アンテレ保育園	5	6	0	11
小規模保育事業Ａ型	風の子の家	0	1	8	9
小規模保育事業Ａ型	キッズルーム・リトルハッピー	6	4	6	16
小規模保育事業Ｃ型	つくしんぼ	1	2	2	5
小規模保育事業Ｃ型	さくらママ	4	1	5	10
小規模保育事業Ｃ型	しらゆり	5	2	1	8
小規模保育事業Ｃ型	ひまわり	3	1	3	7
小規模保育事業Ｃ型	クレヨンハウス	1	5	3	9
小規模保育事業Ｃ型	わんぱくルーム	1	5	4	10
家庭的保育事業	さくらんぼ	2	2	1	5
家庭的保育事業	リトルリリー	1	1	2	4
事業所内保育事業	プティ保育園	7	9	4	20
事業所内保育事業	平成会ひまわり保育所	5	4	3	12
事業所内保育事業	プティ藤枝南園	7	13	4	24
計		127	179	121	427

(5) 家庭児童相談

家庭における人間関係を健全化し、児童の扶養の適正化を図るため、子どもに関する様々な問題について、家庭その他からの相談に応じ、子どもや家族への援助を行っています。

(DV・女性相談等)

ア 家庭児童相談状況【児童福祉法 § 10】（重複あり）

(単位：件)

	28	29	30	1	2
性 格 生 活 習 慣 等	147	187	101	159	81
知 能 言 語	90	93	67	66	45
学 校 生 活 等	1,921	1,554	1,219	1,472	2,022
非 行	40	42	40	103	42
家 族 関 係	1,716	2,748	3,281	2,956	4,042
環 境 福 祉	1,698	1,706	1,270	1,512	1,480
心 身 障 害	168	157	156	66	125
その他（DV・女性相談）	2,451	2,493	2,131	1,909	2,171
計	8,231	8,980	8,265	8,243	10,008
相 談 指 導 し た 回 数	6,722	7,206	6,579	6,282	7,354

イ 養育支援家庭訪問事業【児童福祉法 § 21-10-2】

おおむね1歳未満の子を持つ養育者の安定した養育と虐待の未然防止を図るため、若年の妊婦、育児ストレス、産後うつ等による子育てに対する強い不安や孤立感を持つ家庭や、食事・衣服の状況などの生活環境について不適切な養育状態にある家庭など、虐待リスクが高い特に支援が必要と認められる家庭に対し、訪問を行い、育児相談や養育援助などを実施しています。

	28	29	30	1	2
利 用 者 (人)	59	80	93	67	63
新 規 (人)	34	39	50	38	33
継 続 (人)	25	41	43	29	30
訪問回数 (回)	867	1,399	1,357	1,380	1,270
終 了 者 (人)	18	37	64	37	41

ウ 要保護児童対策地域協議会【児童福祉法 § 25-2】

要保護児童やDV被害者への対応や支援のため、虐待、非行不登校、発達障害、DV被害者を対象とする総合的・包括的なネットワークとして、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、住民、学校、警察、医師、行政等地域関係者による情報交換や支援内容の協議を行っています。

要保護児童対策地域協議会	3 回
実務者会議（児童虐待・DV 部会）	1 0 回
実務者会議（発達支援部会）	4 回
実務者会議（児童生徒支援部会）	8 回

エ 児童福祉施設別措置等状況【児童福祉法 § 21 の 5 の 3、 § 27】

児童が養育されている家庭環境やその他の環境上の理由などにより、児童の保護や生活指導等を要する場合に養護施設及び支援施設に入所させ、その自立を支援しています。障害児入所施設では、障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行っており、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

（単位：人）

種 別	施 設	措置等児童数 (R2.3.31 現在)	新規措置等 及び転入数	措置解除等 及び転出数	措置等児童数 (R3.3.31 現在)
児 童 自 立 支 援 施 設	三 方 原 学 園	0	0	0	0
児 童 養 護 施 設	ひ ま わ り 園	0	0	0	0
	静 岡 ホ ー ム	6	0	0	6
	春 風 寮	6	0	2	4
	清 明 寮	3	0	1	2
	岩 倉 学 園	1	0	1	0
	誠信少年少女の家	2	0	0	2
	す み れ 寮	3	0	2	1
乳 児 院	静 岡 乳 児 院	1	1	0	2
	み ど り 園	0	0	0	0
児 童 心 理 治 療 施 設	吉原林間学園	0	0	0	0
福 祉 型 障 害 児 入 所 施 設	駿 遠 学 園	3	0	1	2
	磐 田 学 園	2	1	0	3
	安 倍 学 園	0	0	0	0
医 療 型 障 害 児 入 所 施 設	静岡医療福祉センター児童部	0	0	0	0
計		2 7	2	7	2 2

(6) 発達支援事業【発達障害者支援法 §3】

発達障害および発達に課題がある児童の早期発見・早期支援を目的に、市に心理判定員・保育士・巡回支援専門員・専門相談員等を配置しています。市域における機関連携のキーステーションとして、0歳から18歳までの一貫した支援ネットワークを構築し、様々な事業を行います。

ア 在宅支援事業

市内の児童発達支援センター「ガゼルの森」に業務委託し、実施しています。

(ア) 親子通園

発達の初期段階で障害が発見された児童や、言葉が遅い・多動・理解がゆっくりなど発達に課題がある年少未満の児童を対象に、親子のふれあいによる運動遊びや学習を行うことで発達の遅れや偏りの軽減を図るなど、早期療育を実施しています。

(イ) 並行通園

幼稚園、保育所、認定こども園等に通園している発達に課題がある児童を対象に、小集団での学習・リズム運動を通し、達成感を味わい、幼稚園等の集団の場において、適応することが出来るよう療育を行うことで、自己肯定感を高める教室を実施しています。

(ウ) 発達相談

児童発達支援センターで、親子・並行通園参加者の相談を実施しています。

	28	29	30	1	2
親子通園	161 回	149 回	115 回	91 回	71 回
	延 459 人	延 504 人	延 376 人	延 390 人	延 238 人
並行通園	297 回	302 回	154 回	107 回	98 回
	延 757 人	延 914 人	延 624 人	延 486 人	延 427 人

イ 保護者支援・家族向け研修会

(ア) ぱたぼん教室

言葉やコミュニケーションなどの発達に課題がある児童を対象に、言葉を育み、人と関わる力を促す療育を実施しています。

(イ) ペアレント・トレーニング

発達に課題がある児童の保護者を対象に、保護者自身が子どもの行動に対する理解を深め、適切な対応法を学ぶための教室を実施しています。

(ウ) ペアレント・プログラム

発達に課題がある児童や子育てに難しさを感じる保護者を対象に、保護者自身が子どもの行動を客観的に捉えるための学習会を実施しています。

(エ) 親塾

発達に課題がある児童の保護者等を対象に、具体的な支援方法を学ぶための研修会を実施しています。

	28	29	30	1	2
ぱたぼん教室 (グループ指導・個別指導合計)	延 121 人 29 回	対象児 なし	対象児 なし	対象児 なし	延 86 人 17 回
ペアレント・ トレーニング	延 52 人 5 回×2 期	延 171 人 5 回×2 期	延 84 人 5 回×2 期	延 65 人 5 回×1 期	延 60 人 5 回×1 期
ペアレント・ プログラム (保護者)	—	—	延 48 人 6 回×1 期	延 60 人 6 回×1 期	延 66 人 6 回×1 期
親塾	237 人 4 回	213 人 4 回	288 人 4 回	245 人 4 回	148 人 4 回

ウ 支援者向け研修会

幼稚園・保育所・認定こども園等の職員を対象に、発達に課題がある児童への専門的な理解と支援力を上げるための研修会や連絡会を実施しています。

	28	29	30	1	2
発達支援実践セミナー	延 373 人 10 回	延 347 人 9 回	延 384 人 9 回	延 314 人 6 回	延 275 人 8 回
発達支援コーディネーター 連絡会	延 167 人 4 回	延 203 人 4 回	延 194 人 5 回	延 138 人 3 回	延 68 人 2 回
藤枝市発達障害児者 療育支援研修会	145 人	140 人	70 人	129 人	133 人
ペアレント・プログラム 研修型（実施者養成）	—	—	延 63 人 7 回×1 期	延 49 人 7 回×1 期	—
ペアレント・プログラム 入門編（支援者）	—	延 112 人 4 回×2 期	延 44 人 4 回×1 期	—	延 48 人 4 回×1 期

エ 市民啓発

一般市民を対象に、発達障害児・者および発達に課題がある人についての地域における理解を広げるため、講演会を実施しています。

	28	29	30	1	2
市民セミナー	254 人	97 人	100 人	172 人	動画配信 1048 回 (視聴回数)

オ 巡回相談

児童の発達特性に早期に気づき適切に対応するため、巡回支援専門員・保育士・心理判定員が、幼稚園・保育所・認定こども園等を訪問し、保護者と園に対し、発達支援のための助言等を行っています。

	28	29	30	1	2
巡回園	37 園	28 園	28 園	31 園	29 園
訪問回数	198 回	215 回	268 回	281 回	249 回
対象児実人数	95 人	95 人	102 人	116 人	90 人

カ 発達相談

子どもの発達や発達の課題について、保育士・心理判定員・専門相談員等が、保護者・家族や本人の相談に応じています。

(単位：件)

	28	29	30	1	2
3 歳未満児	15	14	52	56	53
3 歳以上児	55	47	97	89	73
小学生	45	57	70	39	78
中学生	10	16	12	22	40
中学卒業以降	3	5	27	19	14
合 計	128	139	258	225	258

キ 心理・発達検査

発達に課題がある児童の支援方法を検討するために、心理判定員による発達検査を実施しています。

(単位：件)

	28	29	30	1	2
3 歳未満児	3	1	15	64	13
3 歳以上児	96	126	117	84	79
小学生	278	274	239	258	230
中学生	42	42	35	32	45
高校生	—	4	1	1	1
合計	419	447	407	439	368

(7) 障害児（児童）通所支援事業【児童福祉法 § 21 の 5 の 2 と 5】

ア 児童発達支援

発達障害の早期療育を図るため、児童発達支援センター・児童発達支援事業所における福祉サービスによる療育を行っています。

		28	29	30	1	2
利用事業所数 (箇所)	市内	6	6	7	7	7
	市外	2	2	2	2	4
利用実人数 (人)		127	142	165	187	182
延人員 (人)		1,302	1,544	1,698	1,651	1,851

イ 保育所等訪問支援

発達に課題のある児童の早期療育を図るため、児童発達支援センターの職員が幼稚園・保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行っています。

		28	29	30	1	2
利用実人数 (人)		11	22	40	60	74
延人員 (人)		17	33	188	365	519

ウ 放課後等デイサービス

学校教育法に規定する学校に就学している障害児に対し、学校教育と相まって障害児の自立につながる療育を提供するため、放課後や夏休み等の長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的にを行っています。

平成 24 年 4 月施行の法改正により、障害者自立支援法による「児童デイサービス」と「放課後児童デイサービス」は、児童福祉法による「放課後等デイサービス」として再編されました。

		28	29	30	1	2
利用事業所数 (箇所)	市内	15	16	15	16	16
	市外	21	25	21	24	24
利用実人数 (人)		238	257	275	309	288
延人員 (人)		4,032	4,666	5,110	5,535	5,282

(8) 障害児相談支援【児童福祉法 § 24 の 25】

障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課題の解決や適正なサービス利用を行うため、障害児支援計画を作成し、よりきめ細かな支援を実施しています。児童発達支援や放課後等デイサービス等を利用する場合には支援計画の作成が必要となります。

		28	29	30	1	2
利用実人員 (人)		369	389	438	466	458
利用事業所数 (箇所)		5	5	5	5	5

(9) 高額障害児通所給付【児童福祉法 § 21 の 5 の 12】

障害福祉サービス等における負担軽減を図るため、利用者の障害福祉サービスに係る自己負担額が上限額を超える場合に、その超過分を支給しています。

	28	29	30	1	2
実人数 (人)	20	9	9	13	15
延件数 (件)	191	40	49	128	97

(10) 児童手当制度【児童手当法】

家庭の生活安定と次代の社会を担う児童の健全な育成等を目的として、児童を養育している父母などに児童手当等を支給しています。

児童手当支給状況

(各年度 3 月 31 日現在 単位：人)

	28	29	30	1	2
受給者数	9,872	9,654	9,457	9,250	8,989
対象児童数	16,905	16,575	16,194	15,851	15,365

特例給付支給状況 (児童手当所得制限範囲外の者)

(各年度 3 月 31 日現在 単位：人)

	28	29	30	1	2
受給者数	565	609	621	607	653
対象児童数	966	1,055	1,050	1,055	1,143

- ・平成 12 年度～平成 15 年度 … 3 歳以上 6 歳までの就学前児童分
- ・平成 16 年度、平成 17 年度 … 3 歳以上 9 歳までの小学校第 3 学年修了前児童分
- ・平成 18 年度 … 3 歳以上小学校修了前児童分
- ・平成 24 年度～ … 支給額は、子ども手当特措法と同じであるが、さらに所得制限が適用され、所得制限範囲外については、特例給付として、児童 1 人当たり月額 5,000 円 (一律) となった。

(11) 子育て支援事業

出生率の低下、核家族化などにより、地域や家庭での子育て機能が低下しているため、安心して、地域で子どもを産み育てられるよう、さまざまな子育て支援事業を実施しています。

ア 地域子育て支援拠点事業【児童福祉法 § 34 の 11】

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域に子育て支援センターを設置し、育児相談や子育て関連情報の提供、子育てサークルの育成などを行っています。また、保健センターと連携し妊娠期から子育て期にわたり切れ目ない支援を行います。

(各年度 3 月 31 日現在 単位：回、人)

	28		29		30		1		2	
	実施回数	利用者数	実施回数	利用者数	実施回数	利用者数	実施回数	利用者数	実施回数	利用者数
ふじの花保育園	392	4,310	420	4,795	411	3,416	357	1,840	330	1,216
前島保育園	448	13,350	452	13,552	448	14,305	397	11,446	340	5,445
たちばな保育園	350	2,118	300	3,357	360	3,606	343	2,753	312	2,836
青木橋保育園	421	5,341	415	5,895	415	4,286	361	5,238	322	3,736
藤枝保育園	385	5,955	388	6,069	385	5,096	348	3,728	321	2,896
藤枝聖マリア保育園	397	5,113	445	5,120	448	5,145	386	5,052	370	3,761
あさひな保育園	339	3,884	344	2,613	333	1,975	320	3,133	281	1,690
にこにこ広場	527	25,903	536	25,587	514	24,961	443	22,476	368	11,763
高洲こども広場	510	31,946	507	32,509	497	30,196	463	26,472	392	14,765
きすみれちびっくルーム	646	25,778	399	19,592	394	17,427	350	12,310	312	7,332
ひよこ保育園	339	5,144	343	6,350	347	5,878	307	4,845	279	2,406
ガゼルの森	311	12,017	314	10,596	315	9,704	293	8,439	272	5,968
藤枝子ども広場	446	36,846	437	36,582	421	34,923	392	29,604	343	16,081
葉梨わくわく広場	-	-	-	-	-	-	-	-	47	1,217
合 計	5,511	177,705	5,300	172,617	5,288	160,918	4,760	137,336	4,289	81,112

イ ファミリー・サポート・センター事業【児童福祉法 § 21 の 9、児童福祉法施行令 § 19-1-3】

地域での育児援助体制を充実するため、藤の里ファミリー・サポート・センターを設置し、育児の援助したい人と育児の援助を受けたい人が、お互いに会員になって、子育て世帯における一時的な保育等を援助する事業を行っています。また、発達に課題を持つ子どもの育児の援助を行っています。

(各年度 3 月 31 日現在 単位：人、回)

	28	29	30	1	2
依頼会員	979	982	955	837	806
提供会員	233	235	239	279	265
両方会員	111	115	123	73	63
合 計	1,323	1,332	1,317	1,189	1,134
活動回数	7,314	8,412	7,085	5,822	3,744

ウ 育児サポーター派遣事業【藤枝市育児サポーター派遣事業実施要綱】

生後間もない子どもの適切な子育てを支援するため、生後まもなくから、概ね 1 歳までの子どもを持つ親で様々な理由により家族からの育児支援を受けられない状況にある者に対して、保育士が家庭を訪問し、授乳、沐浴、離乳食等の補助や育児の相談、助言を行っています。（延 60 時間以内）

(各年度 3 月 31 日現在)

	28	29	30	1	2
登録人数 (人)	132	144	137	145	152
利用者 (人)	161	176	164	158	176
派遣回数 (回)	1,671	1,827	1,698	1,586	1,936
派遣時間 (時間)	1,736	1,863	1,804	1,856	2,197

・利用者の声を参考に令和 2 年度より要綱を改正し、生後 180 日までの支援期間を 1 歳の誕生日までとし、利用時間数 40 時間を 60 時間に拡大し、子育て家庭のニーズに添えている。

エ 藤枝おやこ館【市単独事業：市民による子育て支援事業費補助金要綱】

子育て中の親が、買い物途中などに気軽に立ち寄り子育てに関する様々な支援が受けられることができるよう、BiVi 藤枝 2 階に「藤枝おやこ館」を設置しています。

藤枝おやこ館は、カウンセラーや保育士等からなる市民団体「藤枝おやこ館運営協議会」が運営しており、親子で自由に遊べるスペースや子育て中の親子が気軽に語り合えるサロンを設けるとともに、子育て講座や育児相談、助言なども行っています。

なお本施設は、BiVi 藤枝を経営する民間企業から空きテナントが安価で提供されており、また、市では事業に対して支援を行っています。

(単位：人)

	28	29	30	1	2
利用人数	17,098	15,975	15,555	15,780	8,032

オ 子育てコンシェルジュ事業【子ども・子育て支援法 § 59-1-1】利用者支援事業

保育サービスの有効活用及び保護者の不安解消を図るため、誰もが安心して気軽に子育てや健康に関して話ができる体制として、子育てコンシェルジュを配置し、保育を希望する保護者の相談業務を行っています。

子育てコンシェルジュには、保育サービス等に精通した人材（保育士・幼稚園教諭等）を採用し、保育サービスの利用に関する相談業務、入所待機児のアフターフォロー業務、保育資源・保育サービスの情報収集業務など、保護者ニーズと保育サービスを適切に結びつける支援をしています。

(単位：件)

	28	29	30	1	2
窓口相談	1,023	1,316	1,558	2,119	1,716
電話相談	627	397	459	509	605
合 計	1,650	1,713	2,017	2,628	2,321

カ れんげじスマイルホール【児童福祉法 § 34 の 11】地域子育て支援拠点事業

藤枝ならではの“スポーツ・健康づくり”の子育て支援施設として、次代を担う子どもたちに運動の習慣付け、強い身体づくりをサポートすることを目的に、「からだづくり応援施設」をコンセプトに運営しています。

プレイゾーンの利用者数

(単位：組、人)

	28	29	30	1	2
利用組数	47,303	43,746	44,090	34,451	27,231
利用者数	133,949	121,587	122,268	96,440	73,114

スポーツゾーン貸出し利用者数

(単位：件、人)

	28	29	30	1	2
利用件数	292	313	285	201	230
利用者数	4,502	3,897	3,535	2,980	2,533

(12) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【児童福祉法 § 21 の 10】

小学校の放課後や夏休み、冬休みといった長期休業中などに保護者の労働等の理由によって保護者が不在となる小学校に就学している児童の健やかな成長を図るため、小学校敷地内に家庭に代わる生活の場を開設し、地域と放課後児童指導員が連携して基本的生活習慣が身に付けられるよう自立に向けた支援をしています。

これまで運営は各放課後児童クラブ運営委員会で行っていましたが、統一的な管理によるサービスの質の向上を図るため、平成 25 年度から、藤枝市社会福祉協議会へ一括して委託をしています。

平成 27 年度より対象児童が 6 年生まで拡大されたことに伴い、余裕教室等の活用に努めるとともに、専用施設を整備し、待機児童の解消に努めています。

(令和 3 年 4 月 1 日現在 単位：人)

No.	クラブ名	小学校区	実施場所	児童数						
				計	内訳					
					1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年
1	すこやか第 1	高洲	学校敷地内専用施設	46	19	16	11			
2	すこやか第 2		学校敷地内専用施設	55	14	15	8	11	3	4
3	すこやか第 3		学校敷地内専用施設	48	12	13	8	11	4	
4	おおす	大洲	学校の余裕教室	61	26	14	19	2		
5	おおぞら第 1	青島北	学校の余裕教室	57	14	16	15	8	4	
6	おおぞら第 2		学校敷地内専用施設	45	14	14	17			
7	ゆたかっこ	広幡	学校の余裕教室	90	34	32	23		1	
8	あすなろ	西益津	学校の余裕教室	46	11	15	11	5	3	1
9	みなみっこ第 1	高洲南	学校敷地内専用施設	58	41	17				
10	みなみっこ第 2		学校敷地内専用施設	37		19	18			
11	みなみっこ第 3		学校敷地内専用施設	37			5	22	7	3
12	くすのきっこ	藤岡	学校の余裕教室	41	13	13	10	4	1	
13	なかよし	藤枝中央	学校の余裕教室	77	29	21	19	6	2	
14	いくしん第 1	葉梨	学校敷地内専用施設	69	28	29	12			
15	いくしん第 2		学校敷地内専用施設	41	16	11	14			
16	まつばっこ第 1	青島	学校敷地内専用施設	61	16	15	16	9	3	2
17	まつばっこ第 2		学校敷地内専用施設	45	11	11	12	7	3	1
18	まつばっこ第 3		学校敷地内専用施設	40	10	10	11	6	2	1
19	まつばっこ第 4		学校敷地内専用施設	40	10	12	10	6	1	1
20	いなば	稲葉	学校敷地内専用施設	28	6	17	2	3		
21	ふじっこ	藤枝	学校敷地内専用施設	85	26	35	16	6	2	
22	ひがしっこ第 1	青島東	学校敷地内専用施設	60	24	19	17			
23	ひがしっこ第 2		学校敷地内専用施設	52	25	16	9	2		
24	せとやっ子	瀬戸谷	学校の余裕教室	18	5	3	7	2	1	
25	せいほく	葉梨西北	学校の余裕教室	20	6	1	4	3	1	5
26	おかべっこ	岡部	学校の余裕教室	65	19	27	9	8	2	
27	あさひな	朝比奈第一	学校敷地内専用施設	15	6	2	5	1	1	

合 計	1,337	435	413	308	122	41	18
-----	-------	-----	-----	-----	-----	----	----

(13) こども医療費助成制【県補助事業（一部市単独）：こども医療費助成事業費補助金交付要綱他】

子どもの疾病を早期に発見し、適切な治療をもって疾病の慢性化予防を促進するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図り、子どもの健やかな成長に寄与することを目的とし、18歳までの子どもを対象に医療費の助成を行っています。

ア 助成内容

保護者は、医療保険各法に基づく自己負担（2割又は3割負担）分について、市が定めた自己負担額を負担し、その差額については、市が負担しています。

■通院…自己負担額 500円／1回（ただし、月4回まで）5回目以降は自己負担なし。

■入院…自己負担額 無料（入院時食事療養費は対象外）

イ 助成実績

（単位：円）

	28	29	30	1	2
県補助対象分	450,045,375	436,406,349	453,545,525	550,139,405	493,036,256
市単独分	44,661,604	45,171,669	48,465,667	14,530,178	70,610
事務費等	50,083,498	48,248,373	51,191,019	52,329,571	40,905,277
合 計	544,790,477	529,826,391	553,202,211	616,999,154	534,012,143

※ 平成21年4月から助成対象を「中学生まで」に拡大。

※ 平成24年10月から小・中学生の通院についても県補助対象。

※ 平成28年4月から受給者証発行による現物給付を中学生まで拡大。

※ 平成30年4月から入院時の自己負担額を無料に、10月診療分からは対象児童の年齢を18歳まで拡大。

※ 平成31年4月から県補助対象の所得制限撤廃。

(14) 未熟児養育医療費助成【母子保健法 § 20】

未熟児は、疾病にかかりやすい等の理由により、出生後、すみやかに適切な処置を講ずることが必要であるため、指定養育医療機関において保護者の経済的負担を軽減し、医療費の助成を行っています。

ア 給付内容

保護者は、医療保険各法に基づく自己負担（2 割）分について、未熟児の属する世帯の前年の市町村民税額等から算出された自己負担額を負担し、その差額について市が負担しています。

なお、保護者が支払う自己負担額についても、「こども医療費助成制度」の対象となります。

（平成 25 年度より県から市に権限移譲）

イ 給付実績

	28	29	30	1	2
対象人員（人）	55	21	31	52	42
支給件数（件）	131	53	83	107	99
金 額（円）	13,394,535	5,370,516	9,470,327	10,843,191	9,249,652

(15) こども食堂実施支援事業

子どもが健やかに育成される環境を整備促進するため、平成 30 年度より市内でこども食堂を運営している団体に対して補助金を交付しています。

（単位：件）

	30	1	2
補助金交付団体数	3	3	2

13 ひとり親家庭等福祉

母子（父子）寡婦家庭に対し、その生活の安定及び向上を図り、児童が心身ともに健やかに育成されることを目的として、児童扶養手当の支給や貸付け等を行っています。

（1）児童扶養手当制度【児童扶養手当法】

父又は母と生計を同じくしない18歳に達した年の年度末まで（中度以上の障害を有する場合は20歳未満）の児童を養育する母子家庭等の生活安定と次代の社会を担う児童の健全な育成を目的として、その児童を監護する母等に手当を支給しています。

（各年度3月31日現在 単位：人）

	28	29	30	1	2
児童扶養手当	879	888	840	890	756

※支給額…所得により全額支給、一部支給、支給停止に区分され、児童1人の場合、全額支給は月額42,910円、一部支給は月額42,900円～10,120円。また、第2子は10,140円～5,070円、第3子以降は6,080円～3,040円をそれぞれ加算。「物価スライド制度」により、毎年、額の見直しあり。

（2）母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付状況【母子及び父子並びに寡婦福祉法 §13、§31の6、§32】

母子家庭等や寡婦が経済的に自立し安定した生活を営んでいくために、必要な資金を貸付けています。申請の受付を市が行い、審査、貸付は県が行っています。

（各年度新規貸付者 単位：人、千円）

	28		29		30		1		2	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
修学資金	16	30,528	14	23,002	14	18,795	14	27,582	6	10,767
就学支度資金	17	7,466	13	5,099	14	5,648	9	3,711	7	2,882
修業資金	1	1,440	—	—	1	288	—	—	2	1,960
技能習得資金	—	—	—	—	1	816	—	—	—	—
住宅資金	—	—	1	910	—	—	—	—	—	—
生活資金	—	—	—	—	2	2,664	—	—	1	288
計	34	39,434	28	29,011	32	28,211	23	31,293	16	15,897

※上表以外に、就職支度資金、生活資金等全部で12種類の貸付資金があるが、過去5年間においては、上表以外の資金貸付の実績はない。

(3) 静岡県育英会奨学金貸付状況【育英会独自事業】

将来、静岡県の産業の発展に活躍する優秀な生徒で、経済的理由等のため就学困難な家庭が、経済的に安定した生活を営んでいくため、就学資金を貸付けています。市では、資金貸付を受けるのに必要となる推薦状の発行を行っています。

(単位：人、千円)

	28		29		30		1		2	
	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額	人数	金額
奨学資金貸付	0	0	1	864	0	0	1	864	1	864

(4) 母子家庭等医療費助成制度【県補助事業：母子家庭等医療費助成事業補助金交付要綱】

母子家庭等の疾病を早期に発見し、適切な治療をもって疾病の慢性化予防を促進するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図り、生活の安定と子どもの健やかな成長に寄与することを目的として、20歳未満の児童を扶養している母子家庭等を対象に医療費の助成を行っています。

なお、母子家庭等医療費助成制度は、県ひとり親家庭自立促進計画及び市要綱に基づく事業です。

ア 対象者

- ・20歳未満の子を扶養している『母子家庭の母と児童』、『父子家庭の父と児童』、『両親のいない児童』
- ・前年（1～6月の申請の場合は前々年）の所得税額が非課税世帯、又は平成22年度税制改革に伴う扶養控除見直し前の「旧税額計算方法」で計算した所得税が0円の世帯

イ 助成方式

保護者は、医療保険各法に基づく自己負担（2割又は3割負担）分について、病院窓口で、受給者証を提示し通常の自己負担額を支払い、その後、市が国民健康保険団体連合会を通じて指定された金融機関の口座へ振込む「自動償還払」方式で助成を行っています。

ウ 実績

(各年度3月31日現在)

	28	29	30	1	2
受給世帯数（世帯）	538	550	553	521	483
対象人員（人）	1,448	1,466	1,459	1,368	1,265
支給件数（件）	14,828	15,693	15,560	15,462	13,156

※支給件数は申請書枚数

(5) 母子家庭等援助事業

母子家庭等児童支援金【市単独事業：藤枝市母子家庭等児童支援金支給要綱】

ひとり親家庭就学支援助成金【県補助事業：ひとり親家庭就学支援事業費補助金交付要綱】

母子家庭等を激励するとともに、児童の健やかな育成を図ることを目的として、支給を行っています。

ア 対象者

母子家庭等児童支援金

小学校等に入学する児童を監護、養育している児童扶養手当受給者

ひとり親家庭就学支援助成金

小学校に入学する児童を監護、養育している児童扶養手当受給者

イ 給付内容

母子家庭等児童支援金

児童 1 人につき 30,000 円

ひとり親家庭就学支援助成金

ランドセル及び学校指定用品の購入費用に対し、児童 1 人につき上限 30,000 円

ウ 給付実績

(単位：人)

	28	29	30	1	2
母子家庭等児童支援金	48	53	44	64	46
ひとり親家庭就学支援助成金	48	51	42	60	44

※母子家庭等児童支援金は、母子家庭等児童祝金から制度変更し、平成 28 年度より実施。

ひとり親家庭就学支援事業は、平成 28 年度より新規事業として実施。

(6) 母子家庭自立支援給付金事業【母子及び父子並びに寡婦福祉法 § 31】

ア 自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母等が、講座等に通い資格を取得することで主体的な能力開発の取組みを支援し、正規職員として就業し自立することを目的として給付金を支給しています。

	28	29	30	1	2
人 数 (人)	1	4	8	11	5
金 額 (円)	68,688	165,933	506,609	741,978	267,718

※平成 27 年度までの支給：受講料の 20% (上限 100 千円・下限 4 千円)

平成 28 年度からの支給：受講料の 60% (上限 200 千円・下限 12 千円)

平成 29 年度からの支給：雇用保険制度給付対象者 (受講料の 20%、上限 100 千円) へ差額支給

令和元年度からの支給：専門実践教育訓練に係る支給額の上限額を 80 万円 (20 万円×修学年数) に引き上げ

イ 高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母等が、看護師などの資格を取得するため養成機関に通い資格を取得することで、正規職員として就業し自立することを目的として給付金を支給しています。

	28	29	30	1	2
人 数 (人)	5	9	10	8	7
金 額 (円)	4,515,500	6,624,500	9,161,000	9,510,000	8,829,000

(7) 母子生活支援施設入所措置事業【児童福祉法 § 23】

母子の自立支援を目的に、母子家庭の母がその監護すべき児童の保育に欠けるととき、またDV等で母子の安全が確保できない場合、母子生活支援施設へ入所させています。

(各年度3月31日現在)

	28	29	30	1	2
施設数 (箇所)	2	1	2	0	1
措置世帯数 (世帯)	3	2	2	0	1
措置人数 (人)	9	7	6	0	3

14 戦傷病者・戦没者遺族等の援護

(1) 遺家族等援護事業【市単独事業】

戦争による犠牲者を悼み、恒久平和を祈念すると共に、戦争の悲惨さと平和の尊さを市民に伝え、次世代に継承するため、戦没者追悼・平和祈念式典を毎年8月15日に実施しています。

式では、遺族等からの追悼のことばや献花をはじめ、学生による献歌や広島・長崎の平和式典に参加した中学生による感想文朗読などを行っています。

※令和2年度においては新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、規模を縮小して実施

(2) 戦傷病者・戦没者遺族等の援護

ア 戦傷病者乗車券引換証の交付【戦傷病者特別援護法】

戦傷病者に対して、それぞれの障害の程度及び希望により、本人分と介護人分の各旅客鉄道会社の乗車券が無償となる引換証が交付されます。市では引換証の交付のみを行っています。

(単位：件)

	28	29	30	1	2
交付件数	1	0	0	0	0

イ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金【戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法】

昭和6年9月18日（満州事変）以後に戦争で受傷罹病し、増加恩給や障害年金などの年金給付を受けている戦傷病者の妻に対して特別給付金の給付が行われています。

この給付金は昭和41年に10年償還の国庫債券で支給され、10年を経過するごとに継続支給されています。給付額は受給期間や障害状態により異なりますが、年あたり10万円（重症者：長期受給者）を上限とした記名国債により給付され、市では、この申請受付、国債の配付業務を実施しています。

ウ 戦没者等の妻に対する特別給付金【戦没者等の妻に対する特別給付金支給法】

昭和12年7月7日（日中戦争）以後に公務上または勤務に関連して死亡した一定の者の妻に対する特別給付金の給付が行われています。

この給付金は昭和38年に10年償還の国庫債券で支給され、10年を経過するごとに継続支給されています。給付額は受給期間により異なりますが、年あたり20万円（長期受給者）を上限とした記名国債により給付され、市では、この申請受付、国債の配付業務を実施しています。

エ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金【戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法】

恩給法による公務扶助料等や戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金等の受給権を有しない遺族に対し、終戦の周年という機会をとらえて、特別弔慰金が支給されています。

この給付金は5年償還の国庫債券を支給し、1年あたり5万円の記名国債により給付されます。市では、この申請受付、国債の配付業務を実施しています。

なお、令和2年度から第11回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の受付が開始されました。

(単位：件)

	2
申請受付件数	741
国債引き渡し件数	213

第10回実績

(単位：件)

	27	28	29	30	1
申請受付件数	958	140	235	1	0
国債引き渡し件数	189	578	415	82	4

15 その他の福祉活動

(1) 福祉センター事業【市単独事業】

平成 21 年の藤枝市・岡部町の合併に伴い旧岡部町の健康福祉センターを活用して、市民の福祉の拠点となる藤枝市福祉センターを設置しました。

会議室や調理室、健康運動室を備えており、平成 22 年度からは、藤枝市社会福祉協議会が指定管理者として運営しています。

ア 施設の概要

名 称	藤枝市福祉センター「きすみれ」	指定管理者	藤枝市社会福祉協議会
位 置	藤枝市岡部町内谷 1400-1	竣 工	平成 12 年 12 月

イ 施設の内容

- ・子育て支援センター「ちびっこルーム」（児童課）
- ・生きがいデイサービスセンター「きすみれの里」（地域包括ケア推進課からの委託事業）
- ・会議室・調理室・高草の間・健康運動室（貸部屋）
- ・成年後見支援センター（福祉政策課からの委託事業）
- ・藤枝市社会福祉協議会事務所

(2) 社会福祉法人指導監督事業【社会福祉法 § 30、§ 56-1】

社会福祉法人は民間事業者にあいながら、極めて公共性の高い法人であることから、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の推進を図る観点から、市が所轄庁となって社会福祉法人の設立認可や定期的な指導監査を行っています。平成 25 年度から市内の範囲で活動する社会福祉法人の所轄庁が市に権限移譲されました。

ア 市が所轄庁となる社会福祉法人（14 法人）

- | | | | |
|-------------|--------------|--------|-------------|
| ・藤枝市社会福祉協議会 | | | |
| ・青木橋福祉会 | （青木橋保育園） | ・青山会 | （たちばな保育園） |
| ・四恩会 | （藤枝保育園） | ・富水会 | （開寿園 ほか） |
| ・葉月会 | （亀寿の郷 ほか） | ・鳳会 | （ふじトピア ほか） |
| ・心愛志太 | （第一心愛 ほか） | ・三愛会 | （愛華の郷） |
| ・ひよこ福祉会 | （ひよこ保育園 ほか） | ・若葉福祉会 | （わかば保育園 ほか） |
| ・藤枝すみれ会 | （北部すみれの家 ほか） | ・至誠会 | （みどりの風・おかべ） |
| ・聖啓会 | （菜の花） | | |

イ 市が所轄庁として行う事務

- ・法人の設立、合併、解散に係る認可
- ・法人の定款の変更に係る認可
- ・法人の業務及び財産の状況検査（指導監査）

(3) 社会福祉法人、介護保険事業所及び家庭的保育事業等の指導監査

【社会福祉法 § 56-1、介護保険法 § 23、児童福祉法施行令 § 35-4、子ども・子育て支援法 § 14-1】

平成 30 年度より専門の部署を設置して一元的に実施しています。

令和 2 年度の実績は以下のとおりです。

- ・社会福祉法人 5 法人
- ・介護保険事業所 指定更新前：地域密着型（介護予防）… 9 事業所
 居宅介護支援… 10 事業所
 指定更新の間：地域密着型（介護予防）… 11 事業所
 居宅介護支援… 6 事業所
 新規指定後：地域密着型（介護予防）… 1 事業所
- ・家庭的保育事業等 小規模 A 型：20 事業所 小規模 C 型：6 事業所
 家庭的保育：2 事業所 事業所内保育：4 事業所

(4) 日本赤十字社藤枝地区事業【日本赤十字社法 日本赤十字社定款 § 61-2】

西南戦争の傷病者救護のために設立された博愛社を前身に持つ日本赤十字社は、東京に本社、各都道府県に支部、市に地区、町に分区において人道的な任務を目的とする赤十字活動を推進しています。市では市長を地区長とする日本赤十字社藤枝地区を設置し、災害救護や赤十字奉仕団の活動、青少年赤十字（JRC）の育成、血液事業等を実施しています。

なお、日本赤十字社藤枝地区は、地区住民や企業からいただいた寄付（会費）により運営しています。

		28	29	30	1	2
日本赤十字社員募集実績	一般社員（人）	35,327	34,513	34,518	34,447	31,618
	法人（人）	31	35	29	27	30
	個人（人）	18	13	10	7	7
	金額（円）	19,474,948	18,767,433	18,571,872	18,416,726	14,405,155

(5) 血液事業啓発・促進事業【安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 § 5】

安全な血液製剤の安定供給のため、広報啓発や献血場所の提供、献血者への記念品の贈呈など、献血事業者（日本赤十字社）による献血が円滑に受け入れられるような取組を実施しています。

		28	29	30	1	2
献血者数	職場（人）	1,373	1,363	1,276	1,265	1,261
	学校（人）	201	245	319	229	203
	地域（人）	844	1,031	1,096	1,157	1,850

(6) 災害見舞金交付事業【市単独事業】

火災・水害等により災害救助法が適用されないで災害をうけた世帯に対し、災害見舞金を交付しています。

		28	29	30	1	2
災害 援護 給付	全焼等（件）	5	3	2	3	1
	半焼等（件）	3	4	2	20	2

※平成 29 年度から一般社員→一般会員へ変更

(7) 高齢者活躍のまちづくり推進事業【国補助事業（一部市単独）】

「暮らし」「雇用」「健康」「交流」の 4 つを柱に、活躍できる場の創出と安全・安心な暮らしを提供し、「高齢者がいつまでも健康でいきいきと活躍するまち」の実現をするため、事業の市民周知をするなど施策の推進体制を強化しています。

16 藤枝市社会福祉協議会【社会福祉法 § 109】

市社会福祉協議会（略して「市社協」）は、地域住民が一体となって、明るく住みよい社会をつくることを目的とした社会福祉法に基づく法人で民間の福祉団体です。

今日の少子高齢化や核家族化の進展など福祉を取り巻く環境が大きく変化する中で、誰もが安心して生活できる地域社会を築くために、住民の皆さんとともに関係機関と連携を図りながら社会福祉事業を推進しています。

なお市社協は、趣旨に賛同された住民・施設・企業などの皆さんが会員となり納めていただく会費や共同募金の助成金、寄附金、行政からの補助金などが財源となっています。

(1) 地域活動の促進

思いやりのある温かい地域を目指し、同じ地域に住むさまざまな人が交流しつながりを持てるような、身近なふれあいの場づくりにみんなで取り組んでいます。また、支え合いの輪を広げるべく、ご近所の助け合い活動を推進しています。

ア 地区社会福祉協議会（地区社協）の支援

市内10地区にある地区社協の活動推進や組織・体制強化のため、地区担当制をとり各種支援を行っています。地区社協役員等を対象とした連絡会では、地域福祉や地区社協の活動について必要な情報提供を行っています。

また、各地区社協では「行動目標・行動方針」を定めてさまざまな事業に取り組んでおり、その事業や地区社協の運営が円滑に行われるよう、相談に応じるとともに運営費、活動費等の助成を行っています。

イ ふれあい会食会、ふれあいサロンの支援

一人暮らし高齢者のふれあいの場や高齢者福祉の向上となるよう、各地区の交流センター等（8カ所）を会場に、毎月約1回、地域のボランティアの協力をいただいて食事の場を提供する「ふれあい会食会」を実施しています。

また、住み慣れた地域で、日常的に集まり楽しいひと時を過ごすことができるよう、月1～24回ゲームやレクリエーションを地域のボランティアとともに楽しむ「ふれあいサロン」を10地区社会福祉協議会により市内75カ所（高齢者72カ所、子育て3カ所：令和2年度実績）で開催しています。

ウ ふれあい会食会・ふれあいサロンパワーアップ講座

地域で活動しているふれあい会食会、ふれあいサロンのボランティアを対象に、高齢者の理解や介護予防レクリエーション技術を身につけたり、食事と感染症対策について学んだりするための講座を管理栄養士や感染対策看護師を講師に迎え開催しています。

エ おいで事業

年齢や障害の有無に関わらず、いつでも誰でも気軽に立ち寄り自由に過ごすことができる地域の居場所「おいで」（おいもわかきも いつでも であえるところ）の開設・運営の促進をするため、16団体を支援、3団体に助成金交付を行っています。

オ 住民参加型在宅福祉サービス事業（生活サポートサービス「^{おおえんたい}キー坊大縁隊」）

住み慣れた地域でサポートを必要とする人に、日常生活のお手伝いを住民相互で助け合いながら、日常的な清掃や洗濯物干し、家の周りの手入れ、ゴミ出しなどの生活をサポートするサービスを提供することで、誰もが安心して暮らすことができる地域づくりを実現していくことを目的に実施しています。

また、サポーターとしての心得及び知識を再確認することを目的に、各サポーターの活動をお互いに報告し合い、その共有化と、地域の困っている人の思いを確認する場として、サポーター交流会を開催しています。

	28	29	30	1	2
実施延件数（件）	904	1,065	1,052	712	492
利用会員登録数（人）	58	50	48	45	31
サポーター活動登録（人）	60	62	62	54	52

カ 生活支援体制整備事業（第2層）

平成29年度から住民がいつまでも住み慣れた地域で自分らしく生活することができるよう、市内日常生活圏域（地区社協）ごとに、生活支援コーディネーターの配置及び協議体を開催して、住民主体の地域づくりを推進する事業を実施しています。

生活支援コーディネーターの役割は、ニーズや課題の把握、資源開発、ネットワーク構築、マッチング等があります。

(2) 住民参加による見守り・手助け支援体制の確立

誰もが孤立することなく、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、身近で困っている人に気づき、適切な相談や支援につなげる体制づくりを進めています。また日頃から気にかけて合うことで、災害時などいざという時に助け合える関係づくりを進めています。

ア 話し相手ボランティアの訪問

話をしたいけれどさまざまな理由で外出できない人のところへ訪問し、話し相手となるボランティア活動を行っています。希望者からの申請を受け社協にて調整を行い「話し相手ボランティア養成講座」等で学んだ修了者が訪問しています。新型コロナウイルス感染拡大により、活動が一時休止されましたが、ボランティアと協力して利用者へ「お手紙の贈り物」を作成しました。

イ 災害ボランティアセンター運営訓練

大規模災害が発生した時に、全国から集まるボランティアの活動をより円滑にするために、災害ボランティアセンターの運営訓練を実施しています。

ウ 日常生活自立支援事業

認知症、知的障害や精神障害等で、判断能力が不十分な人に対して、地域で安心して生活が送れるように、福祉サービスの利用手続きや公共料金の支払手続き、金銭管理等の援助支援を実施しています。

(単位：件)

	28	29	30	1	2
新規契約件数	1	0	2	3	0
契約者件数	32	28	24	25	25

エ 専門機関との情報交換会

困難・複雑な生活課題の解決には、各専門機関の連携強化が求められているため、各専門機関同士、情報交換や知識の共有・人的ネットワークの構築を目的に情報交換会を隔月で開催しています。

オ 成年後見支援事業

成年後見制度の活用を支援するため、福祉センターきすみれ内に「藤枝市成年後見支援センター」を開設し、成年後見制度に対する相談と制度の周知を行っています。

なお、司法書士による権利擁護相談も月1回、福祉センターきすみれで行っています。

また、市民後見人の育成のため、3市1町（藤枝市、焼津市、島田市、川根本町）合同による「市民後見人養成講座」を開催しています。

市成年後見支援センターにおける相談件数

(単位：件)

	28	29	30	1	2
相談件数（延べ件数）	98	156	145	181	218

市民後見人養成状況

(単位：人)

	第1期 (H28・H29)	第2期 (H30)	第3期 (R1)	第4期 (R2)
講座受講者数	11	3	5	2
講座修了者数	8	3	2	2
最終審査合格者数	7	1	0	0

市民後見人名簿登録者

(単位：人)

	1	2
登録者数	7	1
養成期	第1期	第2期

カ 福祉総合相談

(ア) 生活困窮者自立相談支援事業

生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業における相談支援員業務を受託し、市に設置された「藤枝市自立生活サポートセンター」において広く相談等に対応して、センターの円滑な運営に努めています。

(単位：件)

	28	29	30	1	2
新規相談件数	410	416	442	411	926
プラン作成件数	69	75	57	53	67

(イ) ふくし相談

「藤枝市自立生活サポートセンター」内に、市社協サテライトを併設し、住民の抱えるさまざまな問題等に広く対応を図り、適切なサービスや機関、制度等の福祉情報を住民に提供しています。

(単位：件)

	28	29	30	1	2
ふくし相談件数	832	1,234	1,064	1,012	1,853

キ 各種資金貸付事業

低所得世帯や障害者世帯等に対して、経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営むことを目的に、緊急かつ一時的費用として生活費、教育費、医療費等の資金貸付を行っています。

(ア) 小口資金の貸付状況

低所得者世帯に、緊急一時的に必要な生活費、医療費、教育費等の貸付を行っています。

	28	29	30	1	2
件数 (件)	25	16	12	5	4
貸付金額 (千円)	1,721	1,118	910	295	160

(イ) 高額療養費貸付状況

高額療養費の支払困難な国民健康保険加入者に対し、その費用の貸付を行っています。

	28	29	30	1	2
件数 (件)	52	38	56	43	33
貸付金額 (千円)	10,327	5,960	8,645	9,772	8,054

(ウ) 生活福祉資金の貸付（静岡県社会福祉協議会資金取次）

県社協の低所得・障害者・高齢者世帯を対象にした貸付金の相談と申請取次を行っています。決定は県社協により行います。

（単位：件、千円）

	28		29		30		1		2	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
福祉資金	2	631	1	324	1	1,819	0	0	1	400
教育支援資金	2	5,815	6	5,829	3	2,459	1	360	1	460
緊急小口資金	0	0	0	0	0	0	0	0	275	47,600
臨時特例つなぎ資金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
緊急小口資金特例貸付	0	0	0	0	0	0	3	300	269	47,000
総合支援資金特例貸付	0	0	0	0	0	0	0	0	107	54,790
合計	4	6,446	7	6,153	4	4,278	1	360	384	103,250

- ・福祉資金 日常生活を送るうえで、または自立生活のために、一時的に必要な費用
- ・教育支援資金 学校（高校・大学等）に就学するため、または入学に際し必要な費用
- ・緊急小口資金 緊急かつ一時的に生計の維持が困難な場合の費用
- ・臨時特例つなぎ資金 公的給付制度または公的貸付制度の給付等が開始されるまでの当面の生活費

(エ) 援護事業

（単位：件、円）

	28		29		30		1		2	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
緊急食糧支援	190	—	319	—	284	—	304	—	412	—

- ・緊急食糧支援 生活困窮者に対して、緊急かつ一時的に行う食糧支援

ク 各種助成金、支援金

(ア) ふじえだ生き生き助成金

共同募金助成金により、市内で行われている地域福祉推進のために実施される事業を支援することを目的に、審査会を経て助成しています。

	28	29	30	1	2
審査団体（件）	24	25	24	21	10
助成総額（千円）	1,464	1,495	1,500	1,337	304

(イ) 年越し支援金

歳末たすけあい募金から、生活困難なために支援を必要としている世帯に対して、支援金を助成しています。

	28	29	30	1	2
対象世帯（世帯）	470	504	457	446	468
対象人数（人）	854	844	730	627	640
助成総額（千円）	4,202	4,258	3,807	3,529	3,660

ケ 子ども食堂事業

子ども食堂実施団体への活動協力、情報収集を行うとともに、新規開設を目的とした活動希望者に対する相談援助や、開催に関する情報の周知、地域との連絡調整を行いました。4団体が5カ所で実施しています。また、子ども食堂活動への支援としてチラシやポスター等の印刷製本費の一部を支援しました。

(3) 多くの人の理解につなげる啓発活動

支援を求める人が地域で必要な支援を受けられるように、関係者の協力を得ながら、福祉に関する情報提供を充実し、多くの人にそれを知ってもらう取り組みを進めています。また、サービスの適切な利用につなげる環境づくりを目指しています。

ア 健康福祉大会

多年にわたり健康福祉の増進に尽力された方への表彰と、広く住民に健康・福祉の啓発を行うことを目的に、市との共催で開催しています。

イ ふじえだ社協だよりの作成

社会福祉に関する住民の理解と協力を得るため、「ふじえだ社協だより」を年6回発行し、市内全戸に配布して啓発を図っています。

また、視覚に障害のある人の社会参加促進を図るため、ボランティア団体の協力をいただき「ふじえだ社協だより」のほか、「広報ふじえだ」「藤枝市議会だより」の声の広報及び点字広報を作成し配付しています。

(4) 福祉活動への積極的な参加の推進

お互いに助け合える地域をつくるため、一人ひとりが地域福祉に関心を持ち、理解を深める取り組みを進めています。また、関心・理解を行動に移し、多くの人がボランティアやNPO法人などの地域福祉の活動に積極的に参加できるような仕組みづくりを進めています。

ア ボランティアセンターの運営とボランティア活動支援

ボランティアセンターでは、ボランティア活動の拠点として、ボランティア活動を希望されている人や、ボランティアを必要としている人の相談に応じ、情報の提供、ボランティア保険の加入促進等を行っています。また、ボランティア活動を始めたい人へのきっかけづくりや、活動中の人への振り返りの支援をしています。

さらに、企業の社会貢献活動の相談・支援等も行っています。

イ 福祉教育の推進

(ア) 福祉教育実践校事業、福祉教育実践校連絡会、地域講師連絡会

児童・生徒の社会福祉への理解と関心を高め、社会奉仕の実践と社会連帯の精神を養い、児童・生徒を通じて家庭及び地域社会への啓発を図ることを目的に、市内公立全小中学校27校及び、高等学校4校（藤枝北高、藤枝西高、静清高、藤枝東高）を対象に継続的に実践校を指定し、各学校で地域講師を招いての福祉講座や交流会を通して福祉について考える機会をつくっています。

また、福祉教育担当の教職員や地域講師を対象に福祉教育を実践する際に大切にしたいことを伝える講座や他校・他講師との情報交換をとおしてよりよい福祉教育が実践されるように連絡会を開催しています。

(イ) 福祉教育推進マニュアルの活用

市内の更なる福祉教育推進に役立てるため、福祉教育推進マニュアル“福祉教育のたね”を教育機関等に配付しています。

(ウ) 年代に応じた体験学習・講座の開催

体験学習や講座を通じて自分でできる福祉活動を考えてもらう機会とするため、中高生を対象とした体験学習や福祉に携わる機会が少ない社会人を対象とした講座などを実施しています。

(5) 介護保険事業・障害福祉サービス事業等の実施

高齢者や障害のある人が、在宅で安心していきいきと暮らしていくために、介護保険法や障害者総合支援法等に基づく事業を実施しています。また、適切な運営を図るとともに、利用者の立場に立った介護・医療のサービスを提供しています。

ア 介護事業関係

居宅介護支援、総合事業、生活支援サービス、訪問看護ステーション、安心すこやかセンター、生活管理指導員派遣、認知症支え合いコールセンター

イ 障害福祉関係

相談支援、ホームヘルプ、移動支援事業

(6) 施設運営等の実施

ア 老人福祉センター「藤美園」

(単位：人)

	28	29	30	1	2
利用者数	23,478	24,176	21,884	22,922	15,014

イ 生きがい対応型デイサービスセンター「藤の里」・「きすみれの里」

(単位：人)

	28	29	30	1	2
藤の里利用者数	3,574	3,555	3,556	2,717	3,105
きすみれの里利用者数	2,404	2,194	2,194	2,430	2,639

ウ 放課後等デイサービス「社協ルピナス」

(単位：人)

	28	29	30	1	2
利用者数	2,544	2,561	2,960	2,790	2,799

エ 藤枝市福祉センターきすみれ

(単位：人)

	28	29	30	1	2
利用者数	16,733	15,801	16,434	15,820	10,840

オ 放課後児童クラブ

(単位：人)

	28	29	30	1	2
利用者数	11,533	12,785	14,777	15,078	14,385

カ 生活介護事業所「ポップライフ」

(単位：人)

	28	29	30	1	2
障害福祉サービス利用者数	4,451	4,759	5,007	5,359	5,424
地域生活支援事業利用者数	85	115	87	83	44
ライフサポート事業（短期入所）利用者数	51	52	48	57	55

(7) 募金、寄附等の受付

ア 善意銀行の設置

お金や品物など皆さんの善意を受け付ける窓口として、善意銀行を設置しています。いただいた善意は福祉事業や施設等で活用しています。

イ 共同募金運動の実施

10月1日から全国一斉に共同募金運動が展開されるのにあわせ、赤い羽根・歳末たすけあいの募金募集と、助成を希望する施設や団体等への情報提供を行っています。

17 本冊における用語の解説

◆措置

社会福祉施設などの利用を法律に従って決定すること。

◆給付

サービスの提供や社会保障、資金の助成などを行うこと。

◆身体障害者

障害程度等級表に掲げる身体上の障害がある者であって、知事から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。

◆知的障害者

法律的には定義づけられていないが、知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にある者をいう。

◆精神障害者

認知や思考、感情表出、対処行動などに影響を与える精神疾患を有する者をいう。

◆難病患者

治療方法が確立していない疾病その他の特殊な疾病の中で、国が定める疾病を患っている者をいう。

◆重症心身障害児

重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童をいう。（児童福祉法 §7-2）

◆重症心身障害者

法律上の定義はないが、重症心身障害児の定義を用いれば、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者をいう。

◆認知症

正常であった脳の知的な働きが、後天的な（生まれてからしばらくたってから起きた）様々な病気によって、持続的に低下し、日常生活に支障が生じた状態のこと。

◆ケアマネ

ケアマネジャーの略。介護支援専門員。本人に適したケアプランの作成や施設選びなどを行う幅広い介護知識を持った専門家をいう。居宅介護支援事業所に所属。

◆ケアプラン

要介護認定を受けた方に対する介護サービス計画のこと。心身の状況や置かれている状況などを参考に介護保険、医療・保健、高齢者福祉などのサービスをいつどれだけ利用するかを計画するもの。要支援の方は地域包括支援センターで介護予防ケアプランを作成。

◆監護

監督し保護すること。

◆児童

児童とは、18歳未満の者をいう。なお、児童福祉法では次のように区分する。

乳児… 満1歳に満たない

幼児… 満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者

少年… 小学校就学始期から、満18歳に達するまでの者

◆母子

夫が死亡したり、夫と離婚して、夫のない状態となった女子が20歳未満の子どもを扶養している者をいう。

◆父子

母子の「夫」を「妻」に、「女子」を「男子」に読みかえた状態の者をいう。

◆寡婦

かつて母子家庭の母であった女子が、子どもが成人したのちもなお、配偶者のない状態にある者をいう。

◆療育

障害のある子どものために行う医療と保育・養育のこと。

◆発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であり、会話が噛み合わない、対人関係・社会性のつまずき、不注意・多動などの症状が通常低年齢において発現する。

◆恩給

一定年限勤続後、退職した公務員や旧軍人軍属またはその遺族に給付する一時金または年金のこと。現在は共済年金に移行。

《法関係（略称関係）》

◆障害者総合支援法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

◆精神保健福祉法

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

◆障害者虐待防止法

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

◆障害者優先調達推進法

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

18 社会福祉関係施設一覧表

(1) 老人福祉施設

施設の種別	名称	所在地	電話	経営主体	定員
養護老人ホーム	円月荘	与左衛門234-1	635-0677	藤枝市・(福)富水会	50
特別養護老人ホーム	開寿園	中ノ合252-1	638-2237	(福)富水会	78
	ふじトピア	時ヶ谷417-2	638-5254	(福)風会	70
	きらら藤枝	八幡198	646-6766	(福)県民厚生会	70
	菜の花	内瀬戸194-1	646-7087	(福)聖啓会	70
	第2開寿園	青南町1-12-13	636-6680	(福)富水会	70
	愛華の郷	大東町58	634-1131	(福)三愛会	100
	亀寿の郷	岡部町内谷1334-4	667-5000	(福)葉月会	90
軽費老人ホーム	みどりの風・おかいべ	岡部町内谷581-8	667-0202	(福)至誠会	36
居宅支援事業所	居宅介護支援グリーンヒルズ藤枝	宮原420-1	639-0164	医療法人社団 聖稜会	-
	開寿園居宅介護支援事業所	中ノ合252-1	638-2480	(福)富水会	-
	ふじトピア居宅介護支援事業所	時ヶ谷417-2	638-5253	(福)風会	-
	きらら藤枝ケアセンター	八幡198	646-6821	(福)県民厚生会	-
	やすらぎケアセンター	水守2-7-3	643-0219	(有)やすらぎ	-
	居宅介護支援事業所すきっぷ	稲川1-1-12	639-7936	(有)ケアポート・豊田	-
	こもれびケアマネジメント事業所	立花3-6-5	639-5152	(株)こもれびケアマネジメント	-
	夢コブしだ事業所	平島602-96	646-9903	NPO法人ワカズコープ 夢コブ	-
	NASA介護サービス五十海	五十海2-1-4	647-7300	(有)NASAロボレーション	-
	居宅介護支援事業所ゴールドエイジ藤枝	本町2-1-35	646-2040	ゴールドエイジ㈱	-
	アースケア藤枝	青木2-31-2 3F	639-6616	(株)アース	-
	ケアセンターアイケア藤枝	藤枝5-10-8	647-1001	(株)アイケア	-
	ケアセンター太明堂	音羽町3-9-15	631-7205	(有)太明堂	-
	コミュニティケア藤枝	藤枝3-13-8	644-5770	医療法人社団 駿甲会	-
	藤枝市シルバー人材センター				-
	居宅介護支援事業所	藤枝5-3-20	641-5565	(公社)藤枝市シルバー人材センター	-
	居宅介護支援事業所菜の花	内瀬戸194-1	646-7087	(福)聖啓会	-
	居宅支援事業所 和気・アイアイ	瀬戸新屋254-3	639-5522	(株)和気・アイアイ	-
	指定居宅介護支援事業所ケアランのまどか	瀬戸新屋429-21	647-1820	(有)総合在宅ケアまどか	-
	ニチイケアセンター藤枝	瀬古2-12-4	647-5171	(株)ニチイ学館	-
	藤枝市社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業所	瀬戸新屋83-6	643-3590	(福)藤枝市社会福祉協議会	-
	ベストサポート	瀬戸新屋487-2	643-5065	医療法人社団 平成会	-
	いちご居宅支援センター	小石川町2-11-7	647-4308	(有)ジュコ	-
	ケアマネジメントセンター フォレスト藤枝	小石川町2-8-13	647-3833	医療法人社団 凜和会	-
	駅南居宅介護支援 グリーンヒルズ藤枝	前島3-4-14 101号室	634-0151	医療法人社団 聖稜会	-
	居宅介護支援事業所ゆめ広場	青葉町2-1-47	634-3322	医療法人社団 智孝会	-
	第2開寿園居宅介護支援事業所	青南町1-12-13	636-7200	(福)富水会	-
	せいわ介護保険センター	前島2-12-13	635-0202	(株)セイロ企画	-
	のぞみ居宅介護支援事業所	前島3-7-5	634-3334	医療法人社団 大岩内科医院	-
	さくらの里居宅介護支援事業所	田沼1-27-15さくらビル1階	637-1880	さくら設備工業(有)	-
	和みの家指定居宅介護支援センター	田沼3-17-6	637-9095	(合)カース	-
	居宅介護支援事業所ゆずりは	高柳1-8-36	631-7538	NPO法人ゆずりは	-
	居宅介護支援事業所スマイル優	高柳1-15-21	636-5519	(株)カノ	-
	ケアセンター豆ラン	田沼4-11-26	631-7894	(株)sense of FUN	-
	居宅介護支援事業所愛華の郷	大東町58	634-1131	(福)三愛会	-
	まごころ介護サービス藤枝南	大洲4-12-13	634-1172	(株)まごころ介護サービス	-
	ケアラン笑楽日	岡部町岡部437-3	667-1333	(株)あかり	-
	亀寿の郷居宅介護支援事業所	岡部町内谷1334-4	667-2254	(福)葉月会	-
	三輪医院居宅介護支援センター	岡部町内谷60-2	667-3122	医療法人 志太会	-
	ケアランやまぶき	岡部町三輪1126-16	667-3007	(合)山吹	-
	One's Life藤枝	藤枝3-12-21	668-9201	One Plus Style (合)	-
	居宅介護支援コケ	青木2-18-3 2F	639-7686	(株)エムス	-
	ケアランセンターリヤントファミリー	駅前1-8-11	631-5584	NSライフ(株)	-

施設の種別	名称	所在地	電話	経営主体	定員
通所サービス (通所介護)	通所介護からやかりハ ケーリンビルズ 藤枝	宮原244-1	639-0500	医療法人社団 聖稜会	45
	デイサービスセンターよつ葉のクロハーフ堀之内	堀之内519-5	631-7775	医療法人社団 大岩内科医院	30
	あおぞらデイサービスセンター	時ヶ谷382-5	645-6311	仁愛ケアサービス(株)	45
	通所介護事業所 康楽	中ノ合257-1	638-2210	(福)富水会	35
	ふじつア 通所介護事務所	時ヶ谷417-2	638-5257	(福)風会	35
	コンパスウオーク 藤枝	下藪田62-1	631-5861	(株)K5プラス	20
	きらら藤枝 デイサービスセンター	八幡198	646-6822	(福)県民厚生会	35
	西益津通所介護グリーンビルズ 藤枝	郡1120	645-7771	医療法人社団 聖稜会	50
	NASA介護サービス五十海	五十海2-1-4	647-7300	(有)NASAコーポレーション	38
	デイサービス コーポレートエイジ 藤枝	本町2-1-35	639-5159	コーポレートエイジ(株)	35
	NASA介護サービス茶町	茶町1-10-25	647-6686	(有)NASAコーポレーション	43
	デイサービス コミュニティーク 藤枝	藤枝3-13-8	644-5700	医療法人社団 駿甲会	30
	デイサービス菜の花	内瀬戸194-1	646-7087	(福)聖啓会	平日25 土20
	デイサービスユニバーサル園芸 こんぴら倶楽部	瀬古1-2-4	645-2088	(株)CLFujiada	25
	指定通所介護事業所デイサロンまどか	瀬戸新屋429-21	647-1820	(有)総合在宅ケアまどか	平日20 土10
	ニチケアセンター 藤枝	瀬古2-12-4	647-5171	(株)ニチ学館	25
	FIT-ONE(フィットワン)	小石川町4-18-28	631-9434	(株)いちばん	19
	いちごケアセンター	小石川町2-11-7	645-4350	(有)ジュコ	28
	アクタガワ 生活リハビリ小石川デイサービスセンター	小石川町3-19-23	639-5398	(株)アクタガワ	30
	フォレストエイズ 藤枝小石川	小石川町4-15-15	625-7266	医療法人社団 凜和会	平日32 土25
	デイサービスセンター リセントファミユ	駅前1-8-11	631-5584	NSライフ(株)	25
	ニチケアセンター 藤枝青木	青木2-27-23	647-1201	(株)ニチ学館	23
	せいわデイサービス	前島2-12-13	635-0202	(株)セイワ企画	40
	うぐいす田沼デイサービス	田沼2-3-3	639-6113	(株)うぐいす	25
	藤枝ケアセンターそよ風	田沼5-4-7	634-1051	(株)ユニマツリタイアメント・コミュニティ	25
	第2開寿園通所介護事業所青南	青南町1-12-13	636-7161	(福)富水会	35
	デイサービスセンター よつ葉のクロハーフ	前島3-7-5	634-3336	医療法人社団 大岩内科医院	月火30 木金29 水32
	アクタガワ 生活リハビリ高柳デイサービスセンター	高柳3-29-31	631-6821	(株)アクタガワ	30 月水金27
	Beans' CAFÉ	高洲5-7	631-5736	(株)sense of FUN	22
	北川医院 通所介護たかす	高洲62-3	634-3222	医療法人社団 高仁会	30
	フォレストエイズ 藤枝高洲	高洲1-13-3	637-1210	医療法人社団 凜和会	平日42 土35 日20
	LETs倶楽部 藤枝高洲	高洲1-13-34	631-7436	(株)潤い総研	30
	デイサービス福ろう	与左衛門365-1	636-2960	(株)福村	24
	まごころ*でい*藤枝南	大洲4-12-13	634-1171	(株)まごころ介護サービス	20
	デイサービスセンター愛華	大東町58	634-1131	(福)三愛会	55
	デイサービスセンター高草	岡部町内谷1334-4	659-3948	(福)葉月会	35
	指定通所介護事業所	岡部町内谷581-8	667-3133	(福)至誠会	40
	みどりの風・おかべ通所介護事業所	岡部町内谷581-8	667-3133	(福)至誠会	40
	デイサービス亀八茶屋	岡部町羽佐間641	648-3030	NPO法人タートルエイト	20
通所サービス (地域密着型通所介護)	里山	時ヶ谷1742	644-6718	(株)介護イノベーション	10
	デイホーム「池ちゃん家」藤枝	下之郷1-1	648-1923	(有)池ちゃん家・トリートメント	10
	ケアセンター太明堂	音羽町3-9-15	647-1105	(有)太明堂	15
	やずらぎの郷	水守2-7-3	643-0212	(有)やすらぎ	10
	ゆずりは 水守	水守1-7-2	631-5860	NPO法人ゆずりは	10
	ほほえみ	郡1-5-25甲賀ビル1F	644-1331	(株)介護イノベーション	10
	デイサービス オクトレ	藤枝4-1-4	639-9949	(株)Casaしむら	10
	デイサービス未来 志太	志太1-6-50	645-0600	(株)ニシム	15
	和気・アイアイ	瀬戸新屋328-2	645-5855	(株)和気・アイアイ	10
	和気・アイアイII	瀬戸新屋254-3	644-0203	(株)和気・アイアイ	18
	元気広場 藤枝駅前	駅前2-7-4	646-5158	(株)元気広場	午前18 午後18
	さくらの里	田沼1-27-15 さくらビル2F	637-1880	さくら設備工業(有)	10
	アースポート 藤枝	田沼2-9-5	636-6911	アースポート(株)	15
	デイサービスエンゼル	田沼4-14-1	631-6168	APS(インターナショナル)有	10
	ゆうしん青島	下青島114-20	631-7779	悠進(株)	15
	ゆずりは高柳	高柳1-8-36	631-7538	NPO法人ゆずりは	10 火木7
	アースデイサロン和楽高洲	高洲64-5	634-3605	(株)アース	15
	デイサービス笑楽日	岡部町岡部437-3	667-1333	(株)あかり	18
	デイサービスきたえる一む 藤枝中央	瀬戸新屋225-1	631-7878	静鉄ホームズ(株)	18
	本当においしいごはんのある 「大切なひとのためのデイ」	駅前3-7-7	639-1182	(株)HUMAN HAPPINESS PROJECT JAPAN	10

施設の種別	名称	所在地	電話	経営主体	定員
通所サービス (療養介護)	通所リハビリテーション施設 藤枝	宮原420-1	639-1239	医療法人社団 聖稜会	61
	介護老人保健施設 カタス・メンテ	水上123-1	643-1266	医療法人社団 平成会	20
	通所リハビリテーション事業所 平成マインド	瀬戸新屋487-2	643-3601	医療法人社団 平成会	40
	藤枝平成記念病院	水上123-1	643-1230	医療法人社団 平成会	20
	デイケアセンターフォレスト 藤枝	小石川町2-8-13	647-3833	医療法人社団 凜和会	68
	三輪医院リハビリセンター	岡部町内谷60-2	667-3009	医療法人 志太会	20
	ユニケア岡部通所リハビリ	岡部町内谷1473-3	667-3737	医療法人 志太会	50
通所サービス (認知症専用ケア)	通所リハビリ ゆめ広場	青葉町2-1-47	634-3322	医療法人社団 智孝会	20
	ふじつア 認知症対応型通所介護事業所	時ヶ谷417-2	638-5257	(福) 風会	12
短期入所サービス (生活介護)	開寿園短期入所生活介護事業所	中ノ合252-1	638-2237	(福) 富水会	20
	ふじつア短期入所生活介護事業所	時ヶ谷417-2	638-5254	(福) 風会	20
	きらら藤枝ショートステイ	八幡198	646-6823	(福) 県民厚生会	20
	ショートステイ 菜の花	内瀬戸194-1	646-7087	(福) 聖啓会	20
	第2開寿園短期入所生活介護事業所	青南町1-12-13	636-6680	(福) 富水会	20
	藤枝ケアセンター そよ風	田沼5-4-7	634-1052	(株) ユニマツトリタイアメント・コミュニティ	20
	老人短期入所事業所 愛華の郷	大東町58	634-1131	(福) 三愛会	20
	特別養護老人ホーム 亀寿の郷	岡部町内谷1334-4	667-5000	(福) 葉月会	20
短期入所サービス (療養介護)	短期入所療養介護 グリーンヒルズ 藤枝	宮原420-1	639-1234	医療法人社団 聖稜会	2
	介護老人保険施設 カタス・メンテ	水上123-1	643-1266	医療法人社団 平成会	1
	ショートステイ イービスセンターフォレスト 藤枝	小石川町2-8-13	647-3833	医療法人社団 凜和会	2
	短期入所療養介護事業所 平成マインド	瀬戸新屋487-2	643-3601	医療法人社団 平成会	4
	ほしのクリニック	岡部町内谷650	667-0100	医療法人社団 聖雄会	16
	ユニケア岡部	岡部町内谷1473-3	667-5555	医療法人 志太会	10
小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能ホーム 「池ちゃん家」 藤枝	下之郷1-1	648-1923	(有) 池ちゃん家・ドリームケア	20
	まごころの家*岡出山	岡出山3-7-1	645-5388	(株) まごころ介護サービス	29
	あいの街青島	東町1-43	647-7177	(株) アイガ	29
	セントケア いながわ	稲川1-9-13	645-1011	セントケア中部(株)	29
	愛の家 小規模多機能型居宅介護 藤枝 高柳	高柳1-4-15	634-2650	メディカル・ケア・サービス(株)	29
	小規模多機能ホーム 五十海の舎	五十海1-14-23	631-7762	(株) ワムタック	29
	小規模多機能ホーム こでまり	横内2221	647-1177	医療法人社団 聖雄会	29
認知症対応型 共同生活介護	グループホーム ふじつア	時ヶ谷417-2	638-5251	(福) 風会	18
	グループホーム こでまり	横内2221	647-1177	医療法人社団 聖雄会	9
	グループホーム すきつ 藤枝	稲川1-1-12	647-5580	(有) ケアサポート 豊田	18
	まーがれっと 藤枝	茶町4-18-5	647-3081	(株) アース	9
	グループホーム 実夢青木	青木2-15-5	644-8850	医療法人社団 駿甲会	18
	ニチケアセンター 藤枝 藤枝 青木	青木2-27-23	647-1181	(株) ニチ学館	9
	グループホーム 笑和	与左衛門172-1	636-7085	(有) 笑和	18
	セントケアホーム いながわ	稲川1-9-13	645-1011	セントケア中部(株)	18
	まごころホーム*青葉町	青葉町5-12-1	639-5161	(株) まごころ介護サービス	18
	グループホーム すきつ 五十海	五十海2-7-5	631-5407	(有) ケアサポート 豊田	9
	愛の家グループホーム 藤枝 高柳	高柳1-4-15	634-2630	メディカル・ケア・サービス(株)	18
	コンフォートウェル 藤枝	五十海1-14-23	631-7761	(株) ワムタック	18
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 フォレスト 藤枝	小石川町2-8-13	647-0035	医療法人社団 凜和会	-
夜間対応型訪問介護	夜間対応型訪問介護 フォレスト 藤枝	小石川町2-8-13	647-0035	医療法人社団 凜和会	-
看護小規模多機能型居宅 介護	複合型ナースینگケア もも 藤枝	茶町4-18-5	647-3080	(株) アース	29
生きがい対応型 デイサービス	いきいきサロン 藤の里	五十海1-1	646-7400	(福) 藤枝市社会福祉協議会	20
	サロン たんぽぽ	茶町4-1-3JA大井川旧藤枝茶町支店2F	644-1010	J A 大井川	20
	生きがいデイサービスセンター 大洲	大洲2-29-9	636-1949	NP0法人 志太福祉会	20
	いきいきサロン きすみれの里	岡部町内谷1400-1	667-5200	(福) 藤枝市社会福祉協議会	20
老人福祉センター	藤美園	志太555	643-9655	藤枝市・(福) 藤枝市社会福祉協議会	150

(2)障害福祉施設

施設の種別	名称	所在地	電話	経営主体	定員
障害者支援施設(入所)	天竜厚生会アクトア藤枝	宮原823-1	639-0311	(福)天竜厚生会	50
障害福祉サービス事業所 (短期入所)	天竜厚生会アクトア藤枝	宮原823-1	639-0311	(福)天竜厚生会	20
	わかたけ	青南町1-12-11	625-8001	(福)富水会	2
障害福祉サービス事業所 (通所)	エンゼルハート	青葉町2-11-1	637-2111		40
	あかね	青葉町2-11-1	637-2111	(福)ハルモニア	30
	ありす	田沼3-4-15	639-7172		20
	北部すみれの家	瀬古2-23-13	643-6525		40
	東部すみれの家	郡744-1	645-1133	(福)藤枝すみれ会	20
	南部すみれの家	高柳2-1-6	637-2502		40
	西部すみれの家	水上354-5	631-5731		25
	もくせいの家	岡部町羽佐間199-25	668-0075	(福)葉月会	36
	わかふじ	青南町1-12-5	636-1710	(福)富水会	40
	ボップライフ	瀬戸新屋83-1	639-9010	(福)藤枝市社会福祉協議会	25
	ワーク稲川	稲川1-1-11	641-7070	(福)愛誠会	35
	リカバリー	堀之内1452	631-6690	(株)リカバリー	13
	リカバリーB型	末広2-8-17	631-5766	(株)リカバリー	10
	スキルアップスクールSES藤枝駅前校	駅前1-14-20	644-6444	(株)アース	20
	藤枝第一心愛	横内532	644-8632		20
	藤枝第二心愛	田沼2-22-12	634-2340	(福)心愛志太	20
	藤枝第三心愛	青葉町2-1-46	631-7504		20
	げんきむら	南新屋204-4	646-0218	NPO法人 障害者活動支援団体げんきむら	26
	クローバー	本町3-6-7	631-5507	(株)メープル	20
	風	助宗1273-1	644-1008	NPO法人 風	20
	天竜厚生会アクトア藤枝	宮原823-1	639-0311	(福)天竜厚生会	60
	うるおい高洲	高洲1281-1	625-7701	(株)潤い総研	20
	エイト	高柳1399-3	639-6635	(株)メープル	20
	ポノワークセンター	青木1-11-18	374-4938	(株)Ohana	20
共同生活援助事業所 (グループホーム)	幸央寮	稲川1-1-11	641-7070	(福)愛誠会	男女各7
	ユونس	青葉町2-16-10			男9、女2
	アドニス	大洲2-25-1	637-2111	(福)ハルモニア	男女各5
	緑の風	緑町1-6-21	631-4866	NPO法人 風	7
	エルビス藤枝	小石川町2-9-20	645-8333	医療法人社団 凜和会	18
	もくせいの家グループホーム	岡部町内谷1334-1	667-5222	(福)葉月会	6
	わかたけ	青南町1-12-11	625-8001	(福)富水会	7
	グループホーム城南	城南2丁目1-7ヴィラ城南	644-4345	(福)心愛志太	5
	ソーシャルインクルホーム藤枝田沼	田沼1-13-2	625-9117	(株)ソーシャルインクルー	10
	グループホーム龍メゾンミコ藤枝	与左衛門164-1 B棟	070-2214-9549		4
地域活動支援センター	グループホーム龍メゾンミコ田沼	田沼5-12-43	070-2214-9549		5
	きずな	田沼3-1-9	636-7700	(福)心愛志太	一
	りんりん	本町2-6-7	631-6300	NPO法人 おのころ島	10

(3)児童福祉施設

施設の種別	名称	所在地	電話	経営主体	定員
保育所	前島保育園	前島3-16-31	635-9379	藤枝市	150
	岡部みわ保育園	岡部町内谷1629-1	667-0901		75
	岡部あさひな保育園	岡部町宮島517-1	668-0100		70
	かぐの森(保育部)	城南1-5-5	639-7710	(福)ハルミア	150
	藤枝保育園	若王子3-4-33	641-1634	(福)四恩会	120
	青木橋保育園	南新屋224-4	641-0911	(福)青木橋福祉会	90
	藤枝聖マリア保育園	下裁田733-1	638-2877	(福)聖母福祉会	150
	たちばな保育園	上日間443-3	644-2522	(福)青山会	135
	ひよこ保育園	青南町2-6-66	637-0752	(福)ひよこ福祉会	90
	ふじの花保育園	与左衛門41-8	635-2192	(学)大雄学園	140
	岡部聖母保育園	岡部町内谷581-2	667-0232	(福)聖母福祉会	60
	わかば保育園	大東町47-1	636-6303	(福)若葉福祉会	60
	どんぐり保育園藤枝	前島2-12-13	635-0203	(株)セイワ企画	60
	あおぞら保育園	高岡4-2-40	636-2656	(株)みらい	89
	青葉ひよこ保育園	青葉町3-8-14	637-2777	(福)ひよこ福祉会	60
幼保連携型認定こども園	わかばみや保育園	兵太夫505-11	635-8902	(福)若葉福祉会	72
	青島こども園	小石川町4-1-3	641-0705	(学)大雄学園	1号 270
	青島こども園				2号・3号 89
	広幡こども園	鬼島393	639-5538	(学)広幡学園	1号 56
	広幡こども園				2号・3号 96
	駿河台こども園	駿河台2-13-2	645-0881	(学)法城学園	1号 148
	駿河台こども園				2号・3号 75
	こばとこども園	瀬戸新屋70	641-1252		1号 190
	こばとこども園				2号・3号 60
	大洲こども園	大洲2-27-13	635-1591	(学)大洲学園	1号 141
	大洲こども園				2号・3号 75
	いなばこども園	堀之内520-3	641-2902	(学)稲葉学園	1号 60
	いなばこども園				2号・3号 54
	せとやこども園	本郷225	639-0057	(学)瀬戸谷学園	1号 32
	せとやこども園				2号・3号 33
	志太こども園	志太2-10-30	644-7705	(学)大雄学園	1号 81
	志太こども園				2号・3号 78
	葉梨こども園	下之郷1713-6	638-0238	(学)葉梨学園	1号 96
	葉梨こども園				2号・3号 90
放課後児童クラブ	すこやか第1児童クラブ	高柳1315	637-0733	藤枝市・ (福)藤枝市社会福祉協議会	44
	すこやか第2児童クラブ	高柳1315	637-0355		54
	すこやか第3児童クラブ	高柳1315	660-3246		50
	おおす児童クラブ	大洲5-20	637-2448		74
	おおぞら第1児童クラブ	南駿河台2-11-1	646-1207		54
	おおぞら第2児童クラブ	南駿河台2-11-1	659-3050		43
	ゆたかこ児童クラブ	鬼島424	643-6660		86
	あすなろ児童クラブ	田中1-7-20	641-7330		74
	みなみっこ第1児童クラブ	高洲37-1	635-1926		94
	みなみっこ第2児童クラブ	高洲37-1	660-0761		35
	みなみっこ第3児童クラブ	高洲37-1	660-0762		35
	くすのきこ児童クラブ	藤岡3-14-1	638-3514		74
	なかよし児童クラブ	原1133	646-1341		74
	いくしん第1児童クラブ	下之郷111-1	638-0390		65
	いくしん第2児童クラブ	下之郷111-1	659-3020		40
	まつばっこ第1児童クラブ	下青島10	641-0520		70
	まつばっこ第2児童クラブ	下青島10	641-1000		50
	まつばっこ第3児童クラブ	下青島10	659-5507		40
	まつばっこ第4児童クラブ	下青島10	659-5508		40
	いなば児童クラブ	堀之内2337	644-6010		28
	ふじこ児童クラブ	天王町1-1-1	646-5125		83
	ひがしっこ第1児童クラブ	志太5-1-1	641-0380		58
	ひがしっこ第2児童クラブ	志太5-1-1	659-0109		50
	せとやっ子児童クラブ	本郷872	639-0551		24
	せいほく児童クラブ	西方1080	638-0140		35
	おかべっこ児童クラブ	岡部町内谷997-2	667-3443		76
	あさひな児童クラブ	岡部町新舟1021	668-0117		18

施設の種別	名称	所在地	電話	経営主体	定員
地域子育て支援センター	くるるん	前島3-16-31	636-7780	藤枝市	-
	ちびっこルーム	岡部町内谷1400-1	667-7051		-
	あさひな	岡部町宮島517-1	668-0200		-
	にこにこ広場	南新屋14-1	645-2525		-
	高洲こども広場	高柳4-9-13	635-1477		-
	藤枝子ども広場	五十海3-12-1	631-6452		-
	葉梨わくわく広場	上藪田759	638-5500	(福)四恩会	-
	めだかつこ	若王子3-4-33	270-7381		-
	ふれあいルーム	上当間443-3	090-6617-3824		-
	エシジェルルーム	下藪田733-1	638-2941		-
	光の子広場	南新屋224-4	641-1262		-
	ひまわり	与左衛門41-8	636-7760		-
	ひよこ	青南町2-6-68	625-8898		-
	ぐるんぱの広場	城南1-5-5	631-5360	(福)ハルモニア	-
福祉型児童発達支援センター	カゼルの森（支援部）	城南1-5-5	644-2533	(福)ハルモニア	50
児童発達支援事業所	わかば園	青南町1-12-11	625-8001	(福)富水会	5
	いっぽ	前島2-1-43 プラザⅡ3	639-7963	(福)愛誠会	10
	クルール	下藪田75-2八興ビル1F	639-5230	(株)トレミー	10
	青木クルール	青木2-19-28	631-5642	(株)トレミー	10
	こどもサポート「きらり」藤枝校	田沼1-24-8 プレシヤス田沼1F	631-5170	(株)クラゼミ	10
	こどもサポート「きらり」	築地1-16-27	626-5212	(株)クラゼミ	10
	藤枝ついで校				
居宅訪問児童発達支援事業所	わかば園	青南町1-12-11	625-8001	(福)富水会	-
放課後等デイサービス	社協ビルナス	藤枝市瀬戸新屋83-6	645-3122	(福)藤枝市社会福祉協議会	10
	リハビリ末広	末広2-8-17	631-6690	(株)リハビリ	10
	リハビリ堀之内	堀之内1451	631-5766		10
	児童デイ SES藤枝校	志太585-1	646-3850	(株)アース	10
	児童デイ SES藤枝みどり校	緑町2-2-1	639-7301		10
	児童デイ SES藤枝あおじま校	青葉町2-9-16	639-5961		10
	児童デイ SES藤枝きた校	天王町3-9-14	631-6682		10
	児童デイ SES天王町校	天王町3-9-15	625-7025		10
	児童デイ SES藤枝みなみ校	前島3-4-1	639-7830		10
	第1わかあゆ	青南町1-12-11	625-8001	(福)富水会	5
	第2わかあゆ	青南町1-12-5	636-1710	(福)富水会	5
	ころりん	音羽町5-3-17	631-5654	NPO法人おのころ島	10
	クルール	下藪田75-2八興ビル1F	631-5160	(株)トレミー	10
	青木クルール	青木2-19-28	631-5642	(株)トレミー	10
	ほっと・ラボ	前島3-4-1	625-7757	(株)ほっと	10
	こどもサポート「きらり」藤枝校	田沼1-24-8 プレシヤス田沼1F	631-5170	(株)クラゼミ	10
	こどもサポート「きらり」築地校	築地1-16-27佐貫ビル2階西側	646-5212	(株)クラゼミ	10
子育て支援施設	れんげじスマイルホール	本町1-2-1	641-7715	藤枝市・㈱ティップネス	-
	藤枝おやこ館	藤枝市前島1-7-10 BiVi藤枝2階	631-5780	藤枝おやこ館運営協議会	-

(4) 幼稚園

施設の種別	名称	所在地	電話	経営主体	定員
幼稚園	藤枝聖母幼稚園	茶町1-2-51	641-9522	(学)静岡聖母学園	240
	藤枝東幼稚園	若王子3-4-34	641-0879	(学)藤岡学園	300
	藤枝西幼稚園	茶町1-1-33	641-0891		90
	西益津幼稚園	郡1009	641-0164		200
	藤岡幼稚園	藤岡2-7-1	641-6433		130
	藤枝音羽幼稚園	音羽町3-10-6	643-1118		100
	平島幼稚園	平島602-99	643-2300	(学)藤枝スズキ学園	90
	藤枝順心高等学校附属幼稚園	前島2-3-2	635-0450	(学)藤枝学園	420
	高洲幼稚園	高柳2-6-1	635-0513	(学)高洲学園	300
	高洲南幼稚園	高洲54-4	635-5031	(学)高洲学園	300
幼稚園型認定こども園	岡部聖母幼稚園	岡部町内谷1327-1	667-0261	(学)静岡聖母学園	210
	認定こども園藤枝橋幼稚園（1号）	北方1130-13	638-0753	(学)橘学園	40
	認定こども園藤枝橋幼稚園（2号）				30

(5) その他の福祉施設

施設の種別	名称	所在地	電話	経営主体	定員
	藤枝市福祉事務所	岡出山1-11-1	643-3111	藤枝市	-
	藤枝市社会福祉協議会	岡部町内谷1400-1	667-2940	(福)藤枝市社会福祉協議会	-
	藤枝市福祉センターきすみれ	岡部町内谷1400-1	667-3144	藤枝市・(福)藤枝市社会福祉協議会	-
	在宅福祉センター	瀬戸新屋83-6	643-3511	(福)藤枝市社会福祉協議会	-

藤枝市 健康福祉部 福祉政策課
〒426-8722

静岡県藤枝市岡出山 1-11-1
054-643-3148

fukusi@city.fujieda.shizuoka.jp
www.city.fujieda.shizuoka
